

平成26年度

東大阪市包括外部監査結果報告書

「一般会計等における委託料に係る事務の執行について」

平成27年3月

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 遠藤 尚秀

目次

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1章 包括外部監査の概要 | 1 |
| I. 包括外部監査の種類 | 1 |
| II. 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| III. 包括外部監査の対象となった部署 | 1 |
| IV. 包括外部監査の対象期間 | 2 |
| V. 事件（テーマ）を選定した理由 | 2 |
| VI. 包括外部監査の方法 | 2 |
| 1. 監査の要点 | 2 |
| 2. 主な監査の方法 | 3 |
| VII. 包括外部監査の実施期間 | 3 |
| VIII. 包括外部監査従事者 | 3 |
| IX. 利害関係 | 3 |
| 第2章 包括外部監査の結果及び意見 | 4 |
| I. 契約等事務の概要 | 4 |
| 1. 契約の種類と指定管理者制度 | 4 |
| 2. 契約等事務（指定管理者制度を含む）の流れ | 11 |
| II. アンケートについて | 38 |
| 1. 目的 | 38 |
| 2. 内容・対象 | 38 |
| 3. 結果の分析 | 39 |
| 4. 分析から得られた傾向 | 56 |
| III. 監査対象部署別監査の結果及び意見 | 57 |
| 1. 危機管理室 | 57 |
| 2. 市長公室 広報広聴室 広報課 | 65 |
| 3. 行政管理部 情報化推進室 | 69 |
| 4. 福祉部 障害者支援室 | 88 |
| 5. 福祉部 高齢介護室 高齢介護課 | 101 |
| 6. 福祉部 高齢介護室 介護認定課 | 118 |
| 7. 健康部 健康づくり課 | 121 |
| 8. 環境部 環境事業課 | 135 |
| 9. 建設局 土木部 交通対策室 | 147 |
| 10. 教育委員会 学校教育推進室 | 156 |

| | |
|------------------------------|------------|
| 1 1. 教育委員会 学校管理部 学校給食課 | 168 |
| 1 2. 教育委員会 社会教育部 文化財課 | 186 |
| 1 3. 財務部 調度課 | 194 |
| 第3章 監査結果の総括..... | 201 |
| 1. 所管部署別課題..... | 201 |
| 2. 全庁的な課題 | 204 |
| 用語解説 | 209 |

- (注1) 報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に指示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。
- (注2) 報告書中の表及びグラフの合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに東大阪市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

一般会計等における委託料に係る事務の執行について

III. 包括外部監査の対象となった部署

- ・危機管理室
- ・市長公室 広報広聴室 広報課
- ・行政管理部 情報化推進室
- ・福祉部 障害者支援室
- ・福祉部 高齢介護室 高齢介護課
- ・福祉部 高齢介護室 介護認定課
- ・健康部 健康づくり課
- ・環境部 環境事業課
- ・建設局 土木部 交通対策室
- ・教育委員会 学校教育推進室
- ・教育委員会 学校管理部 学校給食課
- ・教育委員会 社会教育部 文化財課
- ・財務部 調度課（注）

（注）「財務部 調度課」については、契約の運用・管理実務についてヒアリングを実施。

IV. 包括外部監査の対象期間

平成 25 年度。但し、必要に応じて平成 24 年度以前及び平成 26 年度の一部を含む。

V. 事件（テーマ）を選定した理由

東大阪市では、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は改善傾向（平成 25 年度で 94.5%）にあるが、依然、高水準で推移している。東大阪市において、財政改革は最重要課題であり、有効な行政サービス提供の確保と同時に、市民目線によるムダの削減は是が非でも成し遂げていかなければならない。

このような状況の中、委託料は平成 25 年度の決算額で 194 億円となっており、支出総額 3,148 億円の 6.1%を占め、負担金・補助及び交付金 1,236 億円、扶助費 620 億円、償還金利子及び割引料 242 億円、繰出金 203 億円に次いで多額となっている。委託料を適切に管理することは重要であり、多数の担当部署が関わっていることから、全庁的な視点で管理することが肝要である。

また、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする新集中改革プランにおいて、家庭ごみ収集業務の民間委託の拡大や福利厚生などの総務事務及び学校給食調理業務の民間委託への移行は、市が効率的かつ有効な業務の執行を実現するための重要な方策であり、委託業務は今後も重要な役割を担う。

以上により、「市民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最少の経費で最大の効果をあげる」という観点から、東大阪市の行財政改革に貢献すると考えられる委託料を監査テーマとして選定した。なお、特別会計のうち、地方公営企業会計は対象範囲に含まれていない。

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査の要点

- 契約締結理由に合理性があるか
- 契約締結先の選定手続きは適切に行われているか
- 契約締結内容は合理的であるか、契約料は適切に算定されているか

- 契約業務に関して、適切な完了確認がなされているか
- 外郭団体に対する契約は、合理的なものであるか
- 契約業務及び指定管理者制度に係る効果の評価は適切になされているか
- 委託料に係る事務執行体制は、今後どうあるべきか

2. 主な監査の方法

- 監査対象とした委託料の所管部署へのヒアリングの実施
- 関係書類の閲覧・分析
- アンケート調査

Ⅶ. 包括外部監査の実施期間

自 平成 26 年 6 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 25 日

Ⅷ. 包括外部監査従事者

| | | |
|------------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 遠藤 尚秀 |
| 包括外部監査人補助者 | 公認会計士 | 中尾 志都 |
| | 公認会計士 | 角田 達哉 |
| | 公認会計士 | 川端 修司 |
| | 公認会計士 | 湯本 規子 |
| | 公認会計士 | 井村 洋子 |
| | 公認会計士 | 崎原 崇史 |
| | 公認会計士 | 加藤 毅 |
| | 税 理 士 | 伊藤 明裕 |

Ⅸ. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I. 契約等事務の概要

1. 契約の種類と指定管理者制度

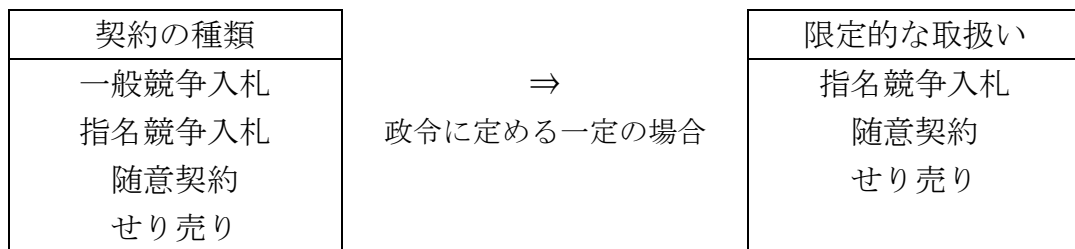
(1) 契約の種類

契約の種類については、地方自治法第234条第1項に、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。

また同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ、一般競争入札以外の契約方法は限定的な取扱いとなっている。

なお、委託料に係る事務の執行には、指定管理者制度も含まれるため、同制度については、(2)にて後述する。

契約の種類



指名競争入札、随意契約、せり売りの各方法をとる場合については、政令(地方自治法施行令)において以下のように定められている。

| 種類 | 地方自治法施行令の条文 |
|--------|--|
| 指名競争入札 | 第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 |

随意契約

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

地方自治法施行令別表第 5（参考）

| | | |
|-----------------------|--------------|--------|
| 1. 工事又は製造の請負 | 都道府県及び指定都市 | 250 万円 |
| | 市町村（指定都市を除く） | 130 万円 |
| 2. 財産の買入れ | 都道府県及び指定都市 | 160 万円 |
| | 市町村（指定都市を除く） | 80 万円 |
| 3. 物件の借入れ | 都道府県及び指定都市 | 80 万円 |
| | 市町村（指定都市を除く） | 40 万円 |
| 4. 財産の売払い | 都道府県及び指定都市 | 50 万円 |
| | 市町村（指定都市を除く） | 30 万円 |
| 5. 物件の貸付け | | 30 万円 |
| 6. 前各号に掲げるもの 以外のもの | 都道府県及び指定都市 | 100 万円 |
| | 市町村（指定都市を除く） | 50 万円 |

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項 に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項 に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項 に規定する生活介護、同条第 13 項 に規定する就労移行支援又は同条第 14 項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項 の規定により必要な費用の助成を受け

| | |
|------|---|
| | <p>ている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。</p> <p>4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。</p> <p>5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>9 落札者が契約を締結しないとき。</p> |
| せり売り | 第167条の3 地方自治法第234条第2項の規定によりせり |

| |
|--|
| 売りによることができるときは、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする。 |
|--|

各契約の内容、メリット・デメリットに関して、以下説明をする。

① 一般競争入札

公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法。

メリット

- ・ 広く参加者を公募し、選定過程が明らかなため、公平性・透明性が高い。
- ・ 参加者間での競争を促すことで、経済性に優れた相手先と契約することができる。

デメリット

- ・ 経済性のみを追求することにより、結果として不良・不適格業者と契約してしまい、必要な水準の品質を得られない可能性がある。
- ・ 公募から契約までに期間を要し、事務担当者の負担が大きく、事務経費も大きくなる。

② 指名競争入札

地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法。

メリット

- ・ 事前に適切と認める参加者に限定するため、不良・不適格業者を排除することができる。
- ・ 参加者間において競争させることで、一般競争入札ほどではないものの、経済性を高めることができる。
- ・ 一般競争入札に比べて、事務手続きが簡素となり、事務担当者の負担と事務経費が軽減される。

デメリット

- ・入札の参加者が固定される傾向となり、談合が行われやすい。

③ 随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法。

メリット

- ・信用や実績を基に、最も適格と考えられる業者を選定することができる。
- ・競争入札に比べ、事務手続きが簡易になり、事務担当者の負担と事務経費が大きく軽減される。

デメリット

- ・契約先が固定されやすく、緊張感がなくなることで馴れ合い・不正の起こる可能性が高まる。
- ・競争の原理が働きにくく、適正な価格よりも高い契約となるおそれがある。

また、随意契約については、その契約先を選定する方法により以下の2種類に分かれる。

ア) 任意に選定

地方公共団体が、契約候補先をこれまでの取引実績や評判などを独自で調査することで絞り込み、さらにその中から相見積りを実施することで価格の妥当性を検討した結果をもって業者を選定する方法。

(注) 本報告書では、2人以上の者から見積書を入手することを、「相見積りを実施する」と表現する。

イ) プロポーザル

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約のうち、一定の条件を満たす提案者から業務委託等に係る企画・技術等の提案を受け、その中から価格及び意欲・実績・能力・実施体制等を総合的に評価し、企画内容として優秀で、地方公共団体にとって最も有利な提案をした業者を受託候補者に決定する方法。

(指名競争入札と似ているが、価格のみでなく、企画内容なども含めて総合的に判断するところが異なる。)

④ せり売り

買い手に価格を競わせて、最も良い購入条件を提示した先と契約する方法。

(せり売りは今回の包括外部監査においては監査の対象外としている。)

(2) 指定管理者制度

体育施設、文化施設、公園などの「公の施設」の管理運営を法人その他の団体に包括的に代行させる制度である。

もともと「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的をもって設置しており、かつてはその管理の委託を地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限定していた。しかし民間においても十分なサービスを提供する能力を有する事業者が増加していること、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するには民間のノウハウを活用することが有効であることなどから、平成 15 年の地方自治法改正において導入された。

指定管理者制度に係る地方自治法の主要な条文は以下のとおりである。

| | |
|-------------------|--|
| 第 244 条の 2 | 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 |
| 2 | ～省略～ |
| 3 | 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 |
| 4 | 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 |
| 5 | 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 |
| 6 | 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 |
| 7 | 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 |

- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

また、指定管理者制度を活用するメリットとデメリットは、以下のものが考えられる。

メリット

- ・民間のノウハウを活用することで、より有効かつ効率的に施設の運用ができる。
- ・効率的な運用により、経費が節減される。
- ・サービスの向上が期待できる。

デメリット

- ・指定後のモニタリングが有効に機能しないと、事業者が経済性のみを追求し、住民サービスの質が低下する可能性がある。
- ・指定期間が短いと、長期的な視点での運営が期待できず、また、ノウハウの蓄積ができない。
- ・仕様を十分に検討の上で協定を結ばないと、業務の範囲が不明確になる。

2. 契約等事務（指定管理者制度を含む）の流れ

(1) 契約事務に係る規定等

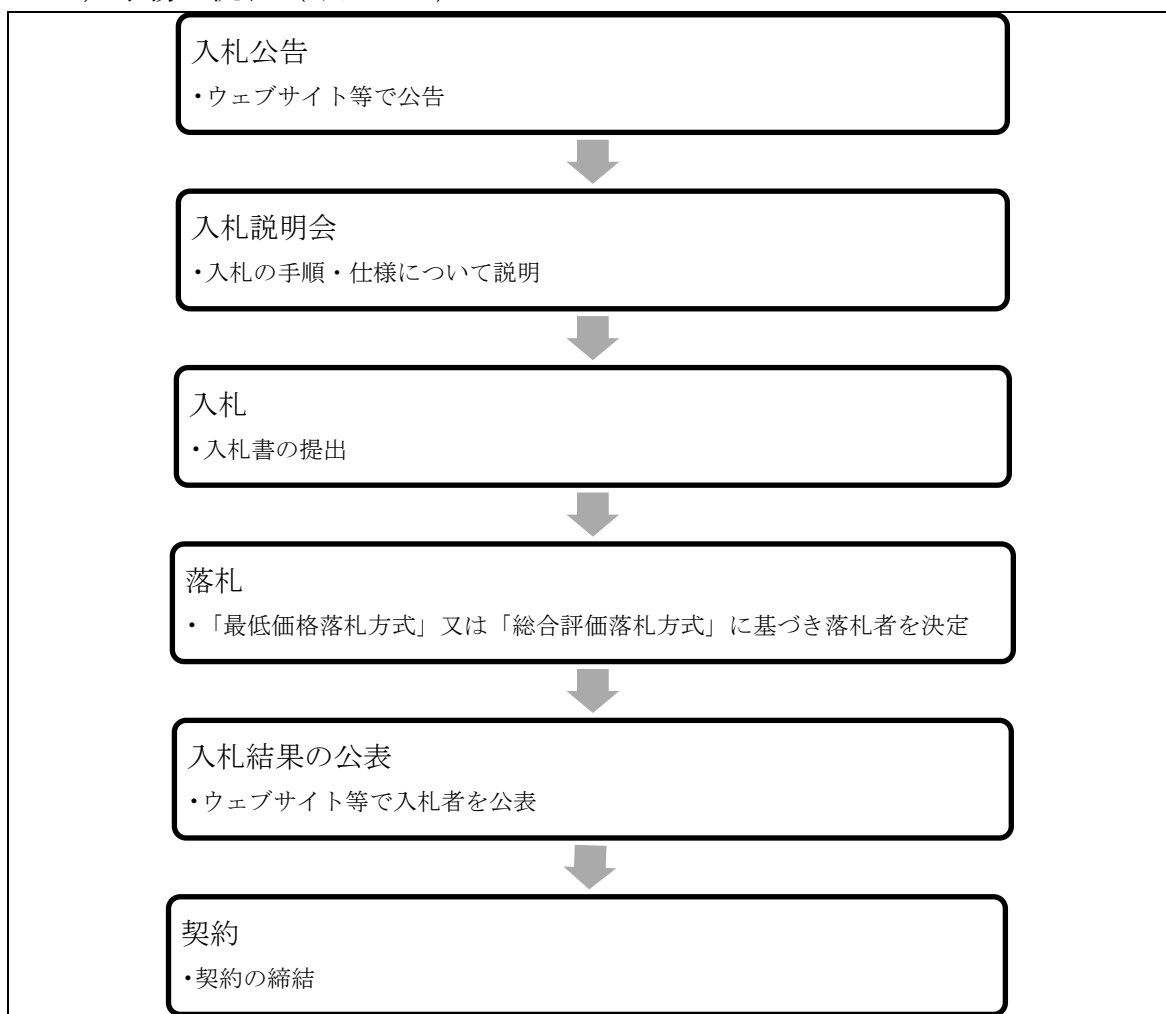
東大阪市における契約事務に係る包括的な規定は、東大阪市財務規則第8章にあり、その構成内容は、「第1節 一般競争入札」、「第2節 指名競争入札等」、「第3節 契約の締結」、「第4節 契約の履行」となっている。

よって、東大阪市財務規則の規定に沿って、当規則及びその他に東大阪市内部で規定している運用の要領などに基づき、契約先の選定の流れの概略及び規定の内容を契約の種類ごとに示し（以下①～③）、その後に契約の締結及び履行に係る事務手続きの概略を示す（④、⑤）。

また、地方自治法第234条第1項の契約の種類（一般競争入札、指名競争入札など）とは別に、地方自治法第234条の3として別に規定されている長期継続契約に係る契約事務に関する規定等について、その概略を示す（⑥）。

① 一般競争入札による契約先の選定

ア) 事務の流れ（イメージ）



イ) 規定の内容
東大阪市財務規則

(入札参加資格)

第 86 条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者でなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、第 1 号及び第 2 号に限り別にその資格を定めることができる。

- (1) 引続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- (2) 直接に国税又は地方税を納付していること。
- (3) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の適用を受ける建設請負工事にあつては、建設業法第 3 条に規定する許可を受けて建設業を営んでいること。

(工事の入札参加の特例)

第 87 条 土木工事、建設工事及び設備工事の一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、前条に定めるもののほか、工事の種類に応じ別に定める事項を総合して審査し、等級別に格付けとして定めるものとする。

(資格審査申請等)

第 88 条 一般競争入札に参加しようとする者は、定期又は随時に入札参加申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出し、資格審査の申請をしなければならない。

- (1) 代表者の身元証明書
- (2) 直前 2 年間の法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書
- (3) 営業経歴書
- (4) 法人にあつては法人の登記事項証明書、個人にあつては戸籍抄本及び住民票の写し
- (5) 直前 2 年間の決算報告書の写し
- (6) 営業許可を要するものにあつては営業許可書の写し
- (7) 印鑑証明書
- (8) 工事請負にあつては建設業法第 3 条の規定に基づく建設業許可に関する証明書及び当該許可を受けるために提出した附属書類の写し
- (9) 工事請負にあつては、本市指定の経営事項審査表
- (10) 前各号のほか、市長が指定する書類

2 市長は、前項の申請に基づく審査の結果、第 86 条の資格を有すると認めた者(以下「有資格者」という。)の名簿(以下「有資格者名簿」という。)を作成する。

(有資格者名簿の効力)

第 88 条の 2 有資格者名簿の効力は、次のとおりとする。ただし、次回の有資格者名簿作成までは、その効力を有するものとする。

(1) 定期の申請に基づく有資格者名簿

4月1日から翌々年3月31日まで

(2) 随時の申請に基づく有資格者名簿

名簿作成のときからその直前の定期の申請に基づき作成された有資格者名簿の効力の期限まで

(営業を承継した場合の通算)

第 89 条 次の各号のいずれかに該当するときは、第 86 条第 1 号の規定による営業期間及び同条第 2 号の規定による税の納付については、前営業者の営業期間及び納付した税を承継者の営業期間及び納付した税とみなす。

(1) 相続があったとき。

(2) 個人営業者が法人を組織して、これに営業権を譲渡し、その法人を代表する職に就任し、現にその職にあるとき。

(3) 法人が解散し、その法人を代表する職にあった者が、営業権を譲り受けて個人営業者となったとき。

(4) 法人の合併又は分割があったとき。

(5) 前各号のほか、市長が適当と認めるとき。

(入札の公告)

第 90 条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日の前日から起算して少なくとも、5 日前までにその旨を、新聞、掲示その他の方法により次の各号にかかげるものについて公告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期日を 3 日前までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 契約条項を示す場所及び日時

(4) 入札の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 前各号のほか、入札について必要な事項

(資格の確認)

第 91 条 一般競争入札を行なおうとするときは、入札に参加の申し出をした者について、入札参加に必要な資格の確認をし、その結果を申し出をした者に通知しなければならない。

(売払いの入札参加資格等)

第 92 条 売払いの一般競争入札に参加しようとする者の必要な資格及び資格審査の申請方法は、契約の目的物に応じて市長が定め、あらかじめ公告するものとする。

(売払い及び貸付けの入札参加の手続)

第 93 条 売払い（前条の規定によるものを除く。）及び貸付けの一般競争入札に参加しようとする者は、入札期日の 2 日前までに次の各号に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に本市に提出した書類があるときはその書類により承認を受けることができる。

(1) 代表者の身元証明書

(2) 法人にあっては法人の登記事項証明書及び個人にあっては、住民票の写し

(3) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(入札保証金の額)

第 94 条 令第 167 条の 7 第 1 項の規定により納付させる入札保証金の額は、その者の入札予定金額の 100 分の 3 に相当する額以上とする。

2 前項の場合において、1,000 円未満の金額は、1,000 円に切り上げるものとする。

(入札保証金の納付)

第 95 条 財務部長は、前条の入札保証金を現金又は第 134 条に掲げる有価証券で納付させなければならない。

(入札保証金の免除)

第 96 条 次の各号の一に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。

(2) 令第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

第 97 条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の入札者に対しては開札後還付する。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

第 98 条 落札者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属するものとする。

2 第 96 条第 2 号の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する

額以上の違約金を徴収することができる。

(入札の方法と手続)

第 99 条 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書及び現場又は現物若しくは見本を確認のうえ必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、その納付済証を提示しなければならない。

2 前項の入札は、指定場所に出席して、指定時間内に行なわなければならない。

3 代理人により入札をしようとする者は、委任状を提出し、確認を受けなければならない。

(予定価格の設定)

第 100 条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した書面を封書にし、開札の際開札場所に置かななければならない。ただし、予定価格を入札執行前に公表する場合は、この限りでない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行なう製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短、支払時期等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の作成)

第 101 条 令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設ける場合には、前条の予定価格に併記しなければならない。

(入札の無効)

第 102 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行なった入札

(2) 入札金額の訂正された入札

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について、2 通以上行なった入札又はこれらの者がさらに他の者を代理して行なった入札

(4) 不正行為によってなされたと認められる入札

(5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが明確でない入札

(7) 委任状を提出しないで入札代理人が行なった入札

(8) 前各号のほか、入札に関する条件に違反した入札
(入札の中止等)

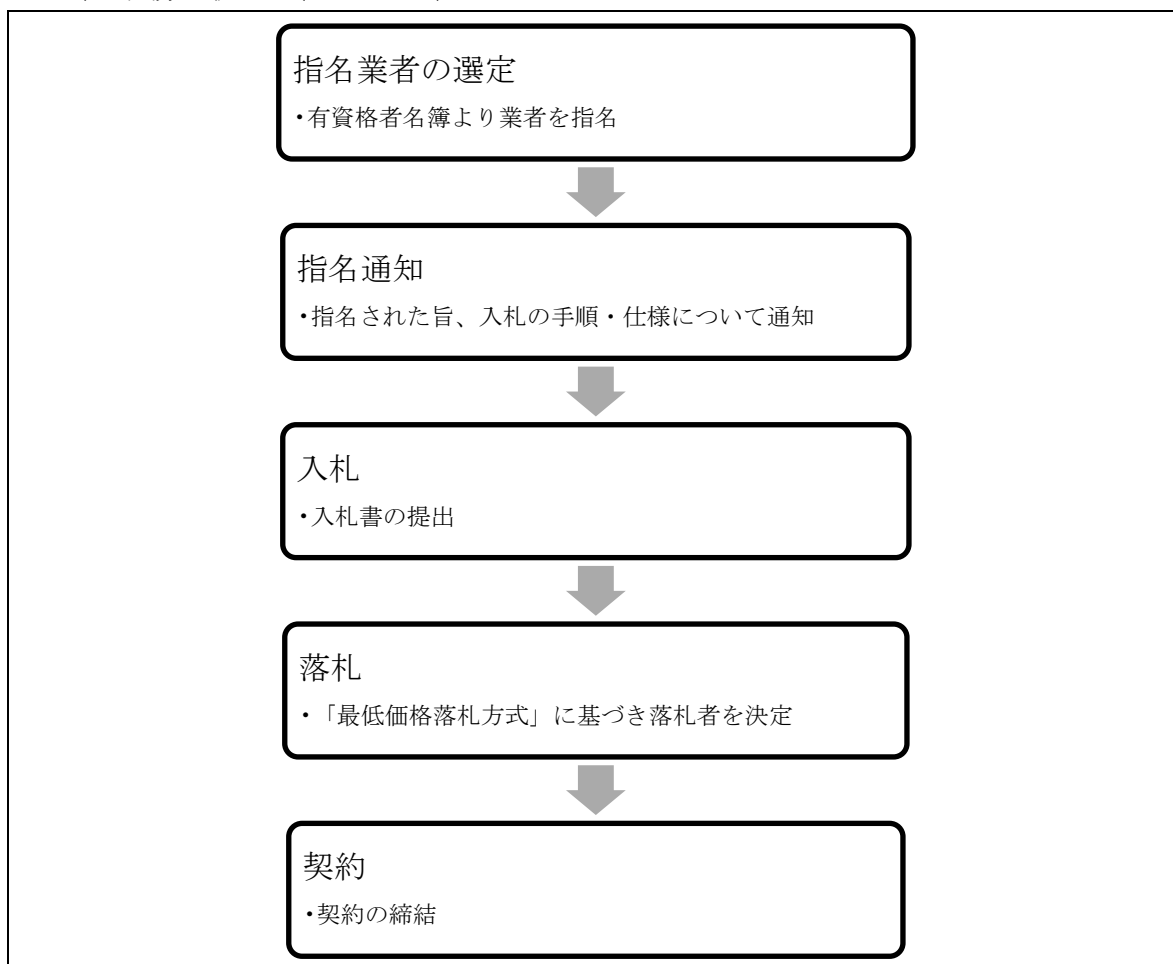
第 103 条 市長は、不正な入札が行なわれるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。この場合においては、直ちにその旨を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。

(落札者の通知)

第 104 条 一般競争入札の落札者が決定したときは、直ちにその旨を入札に参加した者に通知しなければならない。

② 指名競争入札による契約先の選定

ア) 事務の流れ (イメージ)



イ) 規定の内容
東大阪市財務規則

(入札者の指名)

第 105 条 令第 167 条の 12 の規定により指名競争入札に付そうとするときは、有資格者名簿により適当と認める者を 5 人以上指名しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の指名をしたときは、当該指名を受けた者に対し、第 90 条第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 106 条 第 86 条から第 89 条まで及び第 93 条から第 104 条までの規定は指名競争入札の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「新聞、掲示その他の方法により公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

③ 随意契約による契約先の選定

ア) 事務の流れ (イメージ)

委託先を任意に選定する場合

予定価格の決定

・あらかじめ予定価格を決定



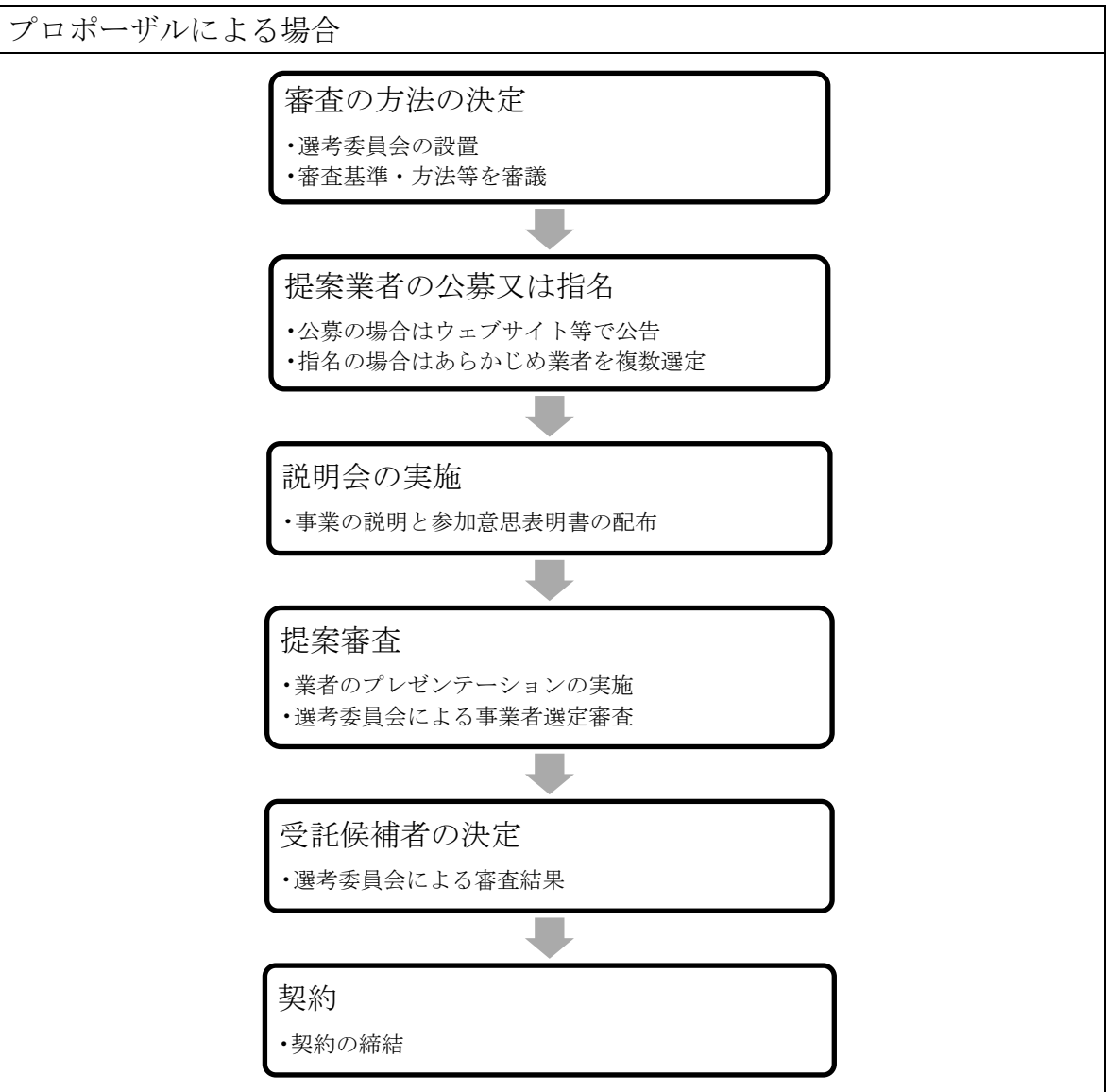
業者の選定

・過去の契約状況、相見積りを実施する等により委託先業者を決定



契約

・契約の締結



イ) 規定の内容

東大阪市財務規則

(随意契約の相手方)

第107条 随意契約(令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約(以下「特定随意契約」という。))を除く。)の相手方は、有資格者名簿に登載された者でなければならない。ただし、急施を要するときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

(随意契約)

第108条 令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、予定価格が50,000円以下であるとき又は契

約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

(随意契約の限度額)

第108条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

(特定随意契約の手続)

第108条の3 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 特定随意契約をしようとするものについて、当該年度における発注の見通しに関する事項をあらかじめ公表すること。
- (2) 前号の見通しに関する事項に変更を生じたときは、変更後の当該事項を速やかに公表すること。
- (3) 特定随意契約を締結する日の相当期間前までに当該契約について、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の目的とするものの種類、数量、履行期その他契約の内容

イ 契約の相手方の選定の基準及び決定の方法

ウ ア及びイに掲げるもののほか、契約の公正性及び透明性を確保するため必要があると市長が認める事項

- (4) 特定随意契約を締結した後、速やかに当該契約について、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の相手方の名称又は氏名

イ 契約の相手方とした理由

ウ 契約金額及び契約締結日

エ アからウまでに掲げるもののほか、契約の締結状況に関する事項

- 2 前項に規定するもののほか、特定随意契約に関し必要な事項は、別に定める。

随意契約については、上記の東大阪市財務規則の他に、内部規定として「東大阪市随意契約ガイドライン」、「プロポーザルの手引き」、「東大阪市特定随

意契約の手続きに関する要領」、「特定随意契約を行う時の事務の取り扱いについて」を作成している。

a. 「東大阪市随意契約ガイドライン」の概要

賃貸借・委託役務関係業務など各発注課にて契約を締結する業務の事務を適正かつ円滑に進めるために、随意契約に係る事項の解釈を示すとともに、事務手続き上必要な事項を定めるもの。

具体的には、随意契約によることができる場合を規定している地方自治法施行令第167条の2第1項各号の運用上の解釈を、事例を交えて説明している。

b. 「プロポーザルの手引き」の概要

随意契約の相手先をプロポーザルによる場合の留意事項や事務手続きの流れを説明するもの。実施要領など関係書類を作成するとともに、選考委員会を設置して公平な審査を行わなければならない。

c. 「東大阪市特定随意契約の手続に関する要領」の概要

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する契約（特定随意契約）について、特定随意契約が認められる相手先の名簿（特定随意契約対象者名簿）を下記の課において定めること、特定随意契約を行う場合は調度課に通知する旨、公表を行う場合の公表内容を説明している。

特定随意契約対象者名簿を作成する課

福祉部障害者支援室

経済部労働雇用政策室

子どもすこやか部子ども家庭室子ども家庭課

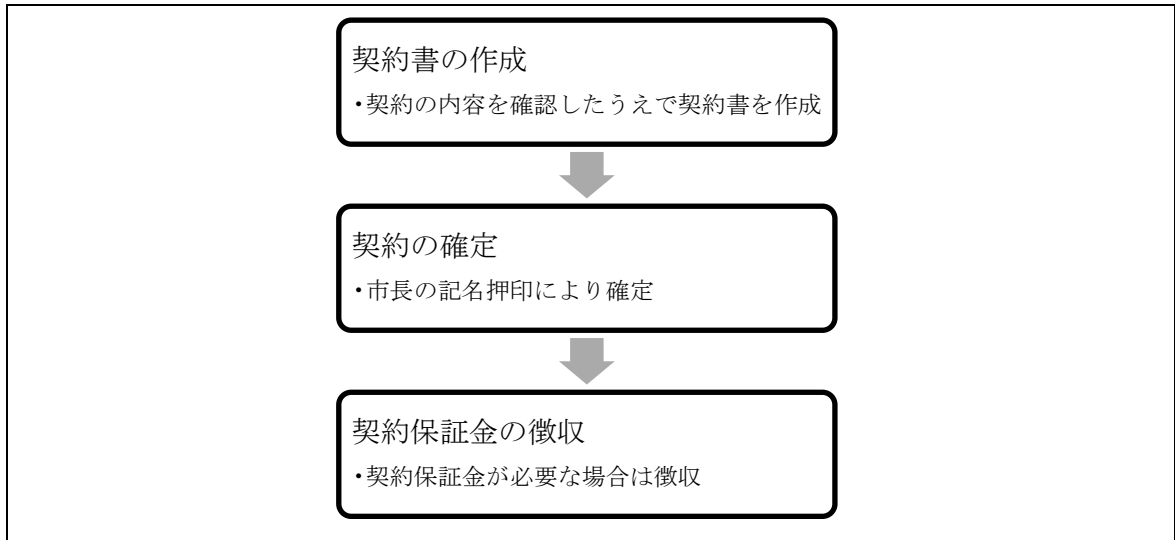
経済部モノづくり支援室

d. 「特定随意契約を行う時の事務の取り扱いについて」の概要

契約に関する情報の公表についての具体的な取扱い、契約の相手方の選定の方法、手続の流れについて説明している。

④ 契約の締結

ア) 事務の流れ (イメージ)



イ) 規定の内容

東大阪市財務規則

(契約の確定)

第 110 条 本市から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、その日から 10 日以内に契約書に記名押印のうえ市長が定める書類を添えて、これを提出しなければならない。この場合において、契約保証金又は保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は保証人を立てなければならない。

2 前項の規定による契約締結の手続を怠ったときは、その者に係る落札又は契約の決定は、無効となることがある。

3 契約は、市長が第 1 項の規定により提出された契約書に記名押印した時に確定する。

(契約書の作成)

第 111 条 財務部長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約履行の場所

(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(3) 監督及び検査

(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損

害金

- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 前各号のほか、必要な事項
(契約書の省略)

第 112 条 次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 50 万円以下の契約をするとき。
- (2) せり売りにより契約をするとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して、その物品を引き取るとき。
- (4) 第 1 号に規定するもの以外の随意契約について、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の場合において財務部長は、契約の適正な履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該契約の相手方から請書を徴するものとする。

(仮契約書の交換)

第 113 条 議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、当該契約について市議会の議決があったときに、本契約を締結する旨を記載した仮契約書を交換するものとする。

(契約締結の通知)

第 114 条 契約を締結したときは、契約通知書により、すみやかに当該契約の締結を請求した各部等の長に通知するものとする。

(契約保証金の額)

第 115 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上とする。

(契約保証金の納付)

第 116 条 契約保証金の納付については、第 95 条の規定を準用する。

(契約保証金の免除)

第 117 条 次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 本市が、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 指名競争入札、随意契約又はせり売りにより、契約を締結する場合におい

て契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
(5) 法令に基づき、代金の納付について延納が認められている場合において、
確実な担保が提供されたとき。

(契約保証金による充当)

第 118 条 契約保証金は、契約において特別の定めがある場合を除き、遅延損害金の納付を遅延したときに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2 前項の規定により充当した場合において、不足金額があるときは、これを追納させるものとする。

(契約保証金の還付)

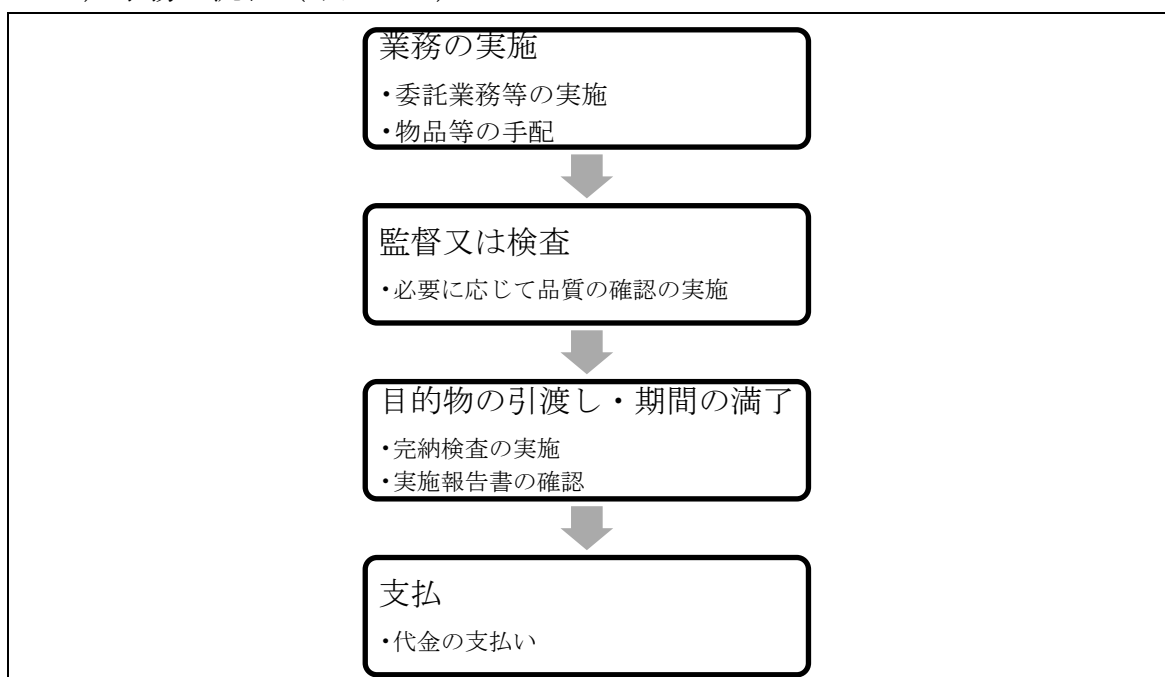
第 119 条 契約保証金は、契約者がその債務を履行した後、還付する。ただし、契約において、かし担保保証金として、その全部又は一部を保留する必要があるときは、この限りでない。

(契約保証金の帰属)

第 120 条 第 129 条の規定により契約を解除した場合においては、契約保証金は、本市に帰属するものとする。また契約者の責に帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、同様とする。

⑤ 契約の履行

ア) 事務の流れ (イメージ)



イ) 規定の内容
東大阪市財務規則

(権利の譲渡等の制限)

第 121 条 契約から生ずる権利又は義務は、本市の承認がなければ他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。

(監督又は検査)

第 122 条 市長は、法第 234 条の 2 第 1 項に規定する監督又は検査を行わなければならない。この場合において、請負工事については、東大阪市工事施工規程（昭和 59 年東大阪市訓令第 6 号）の定めるところによるものとする。

(監督又は検査の委託)

第 123 条 前条の規定は、令第 167 条の 15 第 4 項の規定により委託を受けた者が監督又は検査を行なう場合に準用する。

(検査における不合格)

第 124 条 検査の結果、不合格と判定されたときは、契約者は自己の費用をもって遅滞なく取りこわし、撤去、取替え又は補修等の必要な処置をとらなければならない。

2 契約者又はその代理人が、正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、契約者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(目的物の引渡し)

第 125 条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつてはしゅん工検査に合格したときをもって、工事以外の請負及び買入れの契約（不動産に係るものを除く。）にあつては引渡場所において完納検査に合格したときをもって完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについてはこの限りでない。

2 前項の引渡前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分払い)

第 126 条 工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前に、その代価の範囲内において支払うことがある。

2 前項の規定による支払い（以下「部分払い」という。）の額は、工事その他の請負についてはその既済部分に対する代価の 10 分の 9、物品についてはその代価の範囲内とする。

3 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に基づき、登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証による前払金の支払いをした工事について、部分払いをするときは、当該既済部分に対する代価に相当する額の全請負代価に対する割合を前払金の額に乗じた額を、前

項の規定による支払金額から差引いた額の範囲内とする。

4 市長が必要と認めるときは、部分払いの対象となる工事その他の請負に係る物件について、契約者に本市を受取人とする損害保険契約をさせることができる。

(遅延損害金)

第 127 条 契約者の責に帰すべき理由により、契約者が請負又は買入れの契約に基づく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、請負又は買入れ代金額につき年 8.25 パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収することができる。ただし、工事その他の請負で部分引渡しにより一部を使用したときは、その部分に対する請負代金相当額を請負代金額から控除した額につき損害金を計算する。

2 市長において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約において特に損害金の額を定めることができる。

3 第 1 項に規定する遅延損害金の総額が、100 円未満のものについては、これを免除する。

4 遅延損害金は、契約者に対する支払代金から差引くことができる。

(契約者の請求による履行期限の延長)

第 128 条 契約者は、災害その他正当な理由により、契約の履行が遅延するおそれがあるときは、直ちにその理由を市長に届け出て履行期限の延長を求めなければならない。

2 前項の規定により、履行期限を延長したときは、契約者に通知するものとする。

(契約の解除)

第 129 条 次の各号の一に該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 契約者が、正当な理由なしに契約の着手期限を過ぎても着手しないとき。

(2) 契約者が、その責に帰すべき理由により、契約の期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 契約者が、建設業法の規定により、許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4) 契約者又はその現場代理人その他の使用人が、監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

(5) 前各号のほか、契約者又はその代理人が、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約解除時の処理)

第 130 条 前条の規定により、契約を解除したときは、市長の選択により契約者

の費用で既済部分の取除き又は搬入材料若しくは既納物品の引取りをさせ又は市長の認定による金額（以下本条において「交付金」という。）を交付し、既済部分等を本市に帰属せしめる。

2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合に準用する。

3 前項の場合において契約者において支払うべき遅延損害金その他損害金があるときは交付金から差し引くことができる。

（契約解除の通知）

第131条 市長は、第129条の規定により、契約を解除するときは、その旨を書面をもって契約者に通知するものとする。

2 契約者において前項の規定による書面の受領を拒み、又は契約者の所在が不明のため、前項の規定による通知をすることができないときは、掲示その他の方法により公告するものとする。

⑥ 長期継続契約

長期継続契約とは、予算の単年度主義に対する特例として認められる複数年にわたる契約である。

ア) 事務の流れ

随意契約によることができる予定価格の金額の基準を「契約期間全体の予定総額」で判断することと、翌年度以降契約期間内は契約先の選定が不要となること以外は他の契約と同様である。

イ) 法令等の内容

地方自治法

（長期継続契約）

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

（長期継続契約を締結することができる契約）

第六十七條の十七 地方自治法第二百三十四条の三 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、本市が締結する長期継続契約（地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17の条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 電子計算機その他の事務用機器(これらに付随して使用するものを含む。)の借入れに関する契約

(2) 庁舎その他本市の施設(これらに付随する機械設備等を含む。)の警備、清掃、保守点検等の維持管理に関する委託契約

(3) 前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約における契約期間は、5年以内とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、市長が定める。

長期継続契約については、上記の「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の他に、内部規定として「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」及び「長期継続契約の事務の手引き」を作成している。

a. 「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」の概要

条例で定める長期継続契約の対象となる契約の内容、契約の期間についてより具体的に例示、説明し、その他留意すべき事項、調度課への報告書の取扱いを定めている。

b. 「長期継続契約の事務の手引き」の概要

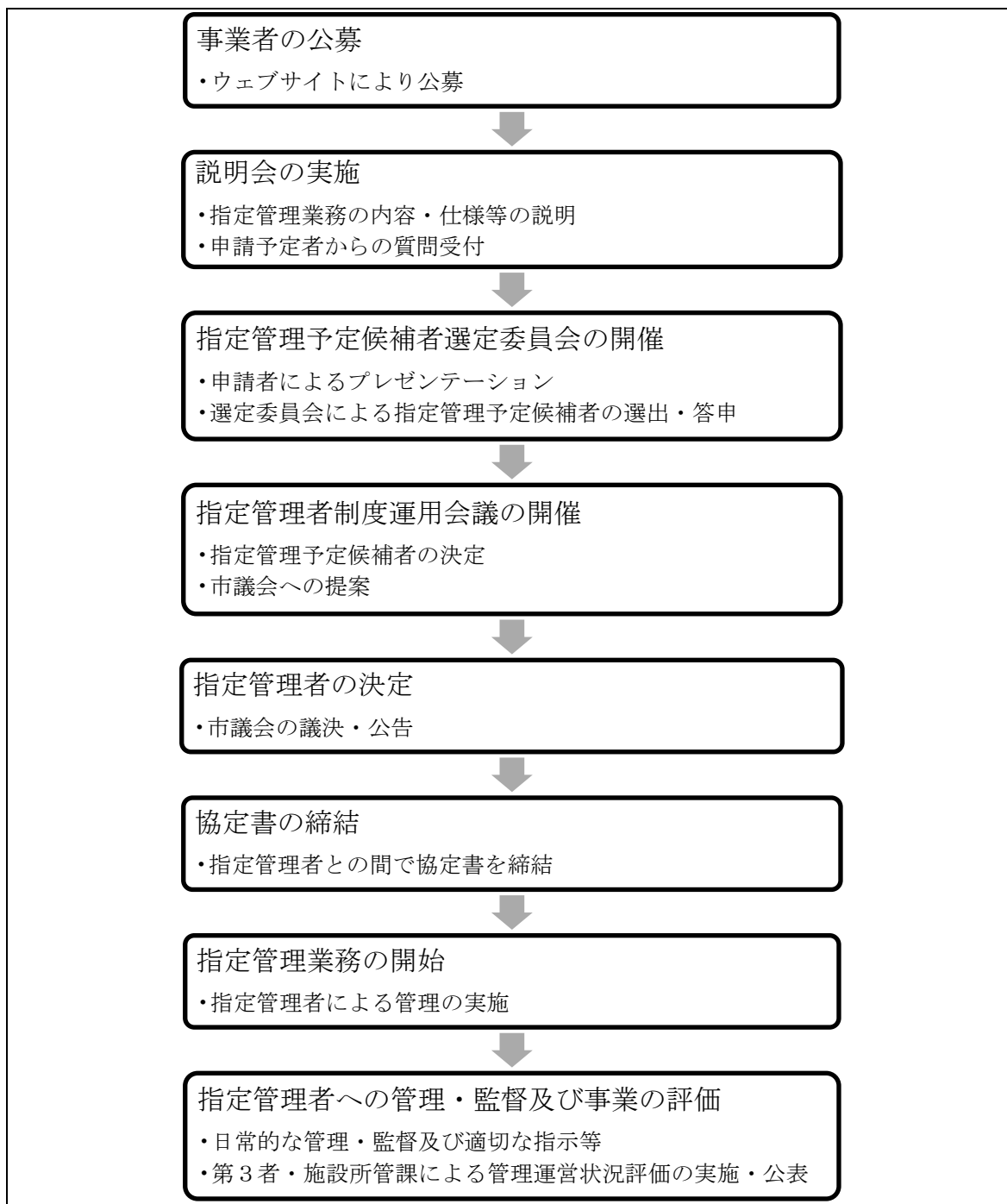
長期継続契約を行う際の各所管課における事務手続きの詳細をマニュアル化したもの。

(2) 指定管理者制度に係る規定等

東大阪市における指定管理者制度は、「東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定されている。

よって、当条例と関連する条例施行規則及び運用要領に基づき、指定管理者の指定の流れの概略及び規定の内容を示す。

ア) 事務の流れ (イメージ)



イ) 規定の内容

東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理予定候補者の募集)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者となるべき団体(以下「指定管理予定候補者」という。)を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該施設の性質、機能等からその利用について特に必要とされる知識及び経験を有する団体に継続的な管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的をより効果的に達成することができる場合

(2) 本市の事業を受託している団体に管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合

(3) 地域住民で組織する団体に管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的を効果的に達成することができる場合

(4) 当該施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて特別の理由がある場合

2 前項の規定による公募を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、同項の規定にかかわらず指定管理予定候補者を公募しないことができる。

(1) 公募に応ずるものがなかったとき、又は公募に応じたものに係る審査の結果、指定管理予定候補者に該当するものがなかったとき。

(2) 指定管理予定候補者を指定管理者として指定することが不可能又は著しく不適當であると認められるとき。

(指定管理予定候補者等の資格)

第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他規則で定める団体は、指定管理予定候補者及び指定管理者となることができない。

(指定管理予定候補者の選定手続)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定める基準により総合的に審査し、指定管理予定候補者を選定するものとする。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、前条第2項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を同条第1項の規定により申請した者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、法第244条の2第6項の議決があったときは、当該議決に係る指定管理予定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を当該指定管理予定候補者に通知するとともに、公告しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長は、公の施設の管理について、次に掲げる事項に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 第4条第1項の事業計画書に記載された事項

(2) 本市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理の業務を行うに当たって保有する個人に関する情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) 損害賠償に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第8条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内にしなければならない。

2 法第244条の2第11項の規定により年度の途中で指定を取り消された指定管理者は、指定を取り消された日から起算して30日以内に、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 前2項の事業報告書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 管理の業務の実施状況

(2) 当該施設の使用状況

(3) 使用料又は利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の徴収等)

第9条 法第244条の2第10項の規定による報告の徴収、実地の調査又は必要な指示は、定期又は臨時に行うものとする。

(指定の取消し等の通知等)

第10条 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部

若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）については、第6条第2項の規定を準用する。

2 指定の取消し等が指定管理者の責めに帰すべき事由による場合においては、当該指定の取消し等により指定管理者に損害が生じたときであっても、本市は、その賠償の責任を負わない。

（原状回復義務）

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該指定期間の満了後引き続き当該指定に係る公の施設の指定管理者に指定されたときを除く。次条において同じ。）、又は指定を取り消されたときは、当該指定に係る公の施設及びその設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（業務引継義務）

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等がなされたときは、市長又は市長が指定するものにその業務を引き継がなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第13条 指定管理者は、故意又は過失により、当該指定に係る公の施設又はその設備等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（個人に関する情報の取扱い等）

第14条 指定管理者は、個人に関する情報の漏えいの防止その他の個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及びその職員は、公の施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了したとき、若しくは指定を取り消されたとき、又はその職を退いたときも同様とする。

（選定委員会）

第15条 指定管理予定候補者の選定に資するため、市長及び教育委員会の附属機関として、東大阪市指定管理予定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、指定管理予定候補者の選定に当たって、必要な事項を審査する。

3 選定委員会の組織、運営その他選定委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

（教育委員会の管理する公の施設への適用）

第16条 教育委員会の管理する公の施設に係るこの条例の適用については、第2

条、第4条、第5条、第6条（第10条第1項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第11条から第13条までの規定及び次条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び第4条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成25年東大阪市条例第21号。以下「条例」という。）の施行その他必要な事項について定めるものとする。

（指定管理予定候補者等の資格）

第2条 条例第3条の規則で定める団体は、次のとおりとする。

（1）団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

エ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

（2）団体の役員であって代表権を有するもののうちに成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがある団体

（3）団体（本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資しているものを除く。）の役員のうち本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者がある団体

（4）破産手続開始の申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた団体又は更正手続開始の申立て若しくは再生手続開始の申立てをした団体（更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定がなされた団体を除く。）

(5) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げ、又は不正の利益を得るために連合した団体

(6) 団体の責めに帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない団体

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されている団体

(8) 国税又は地方税を滞納している団体

(9) 共同企業体である団体であつて、その構成団体のうちに前各号のいずれかに該当する団体があるもの

(指定の申請)

第3条 条例第4条第1項の申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1）とする。

2 条例第4条第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請資格を有していることを証する書類

(2) 役員名簿（様式第2）

(3) 収支予算書

(4) 団体の経営状況を説明する書類

(5) その他指定管理予定候補者の選定に関し必要と認める書類

(指定管理予定候補者の選定の基準)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。

(2) 条例第4条第1項の事業計画書（以下「事業計画書」という。）に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(3) 事業計画書の内容が管理を行わせる公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(4) 市民の声が反映される管理が行われること。

(5) その他市長が必要と認める基準

(選定結果の通知)

第5条 条例第5条の規定による通知は、指定管理予定候補者選定結果通知書（様式第3）により行うものとする。

(指定の通知等)

第6条 条例第6条第2項の規定による通知は、指定管理者指定通知書（様式第4）により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものと

する。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称
- (2) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) その他市長が必要と認める事項
(事業報告書)

第7条 条例第8条の事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第5)とする。
(資格を欠くこととなった場合の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が、第2条各号に掲げる団体のいずれかに該当することとなった場合であって、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

(指定の取消し等の通知等)

第9条 条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める通知書又は命令書により行うものとする。

- (1) 指定を取り消す場合 指定管理者指定取消通知書(様式第6)
- (2) 管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合 指定管理者業務停止命令書(様式第7)

2 条例第10条第1項において準用する条例第6条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 指定を取り消した場合
 - ア 指定の取消しに係る公の施設の名称
 - イ 指定を取り消した指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - ウ 指定を取り消した日
 - エ 指定を取り消した理由
 - オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合
 - ア 管理の業務の停止に係る公の施設の名称
 - イ 管理の業務の停止を命じた指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - ウ 停止を命じた管理の業務の範囲及び停止の期間
 - エ 管理の業務の停止を命じた理由
 - オ その他市長が必要と認める事項

(選定委員会の組織)

第10条 条例第15条の東大阪市指定管理予定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員及び特定委員で組織する。

2 委員は、16人以内とし、本市の職員のうちから市長が任命する。

3 特定委員は、特定の事項を審査させるため必要があるときに置くものとし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）公共的団体その他の団体の役員又は職員

（3）本市の住民

（4）本市の職員

（委員及び特定委員の任期）

第11条 委員の任期は、前条第2項の規定により任命された日が属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特定委員の任期は、当該特定委員に係る特定の事項の審査が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第12条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちからそれぞれ市長が指名する。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第14条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び特定委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特定委員が、その職務を代理する。

6 選定委員会は、部会の議決をもって選定委員会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「選定委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」

とあるのは「委員及び特定委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第15条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第16条 選定委員会の庶務は、経営企画部において処理する。ただし、部会の庶務は、それぞれの部会が行う審査に係る公の施設を所管する局又は部において処理する。

(委任)

第17条 第10条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

なお、上記の他、「東大阪市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」、「指定管理者制度に係る運用要領」などがある。

(3) 契約事務に係るその他の規定等

東大阪市においては、契約に関する規定等として、上記(1)、(2)の他に、下記が存在する。

なお、「土木部委託業務業者審査委員会要綱」は各原局で独自に設定しているガイドライン等の事例である。

- ・「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」（財務部長、平成26年3月4日付）
- ・「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取扱いについて（通知）」（調度課長、平成12年3月10日付）
- ・「土木部委託業務業者審査委員会要綱」

① 「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」の概要

随意契約に関して、地方自治法施行令、東大阪市財務規則の取扱いを改めて各原局に周知するための財務部長通知で、契約結果の公表も勧奨している。

また、契約予定金額が委託料で 500 万円、使用料及び賃借料のリース物件で 80 万円を超える起案については、合議を行うために財務部調度課に起案回付することを指示している。

②「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取扱いについて（通知）」の概要

平成 11 年に行われた委託料、使用料及び賃借料の契約状況調査の結果を受け、関係法令の遵守、契約事務の適正化を行うという観点から平成 12 年に各所属長宛てに出された事務取扱通知である。

上述の 500 万円を超える契約については調度課の合議を得ること、500 万円を超える契約については原則として契約保証金を徴収すること、契約締結にあたり、契約の相手先が市の登録業者であることの確認、原則として入札とすべき物件の地方自治法施行令の取扱いについて通知している。

③「土木部委託業務業者審査委員会要綱」の概要

土木部の委託業務について、適正な施行を確保するとともに、市内業者の育成と、受注機会の公正を期するため、契約金額 50 万円を超える契約に係る指名競争入札の参加者の選定、入札の条件及び契約の条件（随意契約を含む）の設定並びに随意契約に係る契約の相手方の決定について審査を行う委員会の設置と運営について定めている。

Ⅱ. アンケートについて

1. 目的

今回の包括外部監査の実施にあたり、平成 25 年度中に委託料が執行された全ての部署に対してアンケートを実施した。これは、全庁レベルで外部委託契約の全体像を把握し、俯瞰的な見地を得ることを目的としている。

2. 内容・対象

アンケートを実施するにあたり、財務会計システムから平成 25 年度における一般会計及び特別会計（地方公営企業会計は除く）の決算データを抽出し、各部署各課に対し「調査票」により質問を実施した。

アンケートの内容として、①契約方法、②随意契約の根拠、③プロポーザルの有無、④見積書の入手数、⑤指名業者数、⑥指名業者数の不足理由、⑦入札者数、⑧予定価格、⑨予定価格の積算方法、⑩委託金額、⑪委託先、⑫契約継続期間、⑬再委託の有無、⑭再委託金額について回答を得ている（委託件数 2,132 件、委託金額 19,454,085 千円）。

アンケート結果の数値および金額は、各部署からの回答を基に集計等を行っており、回答結果の正確性、信憑性については確認を行っていない。

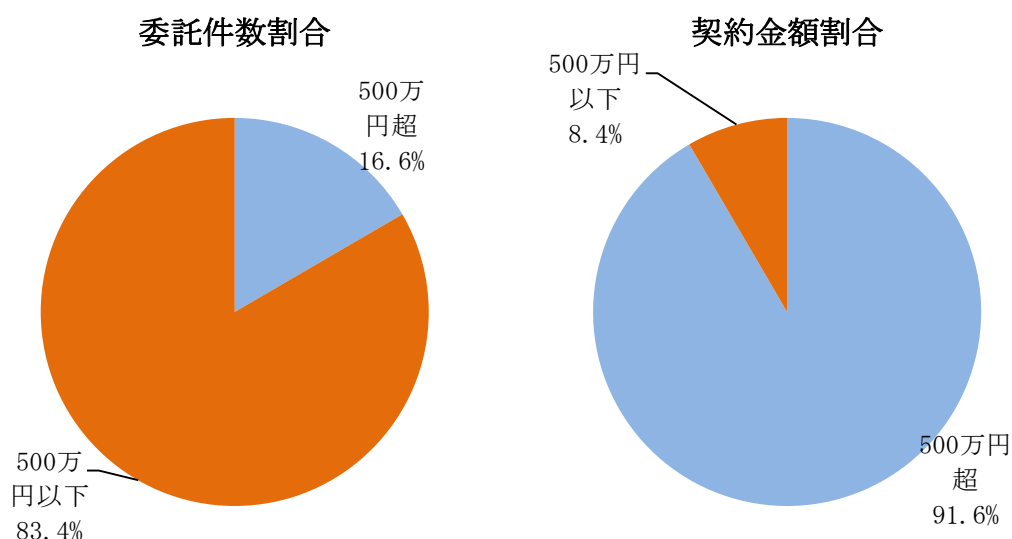
なお、委託件数とは、財務会計システムへの登録単位でカウントした件数であり、契約数とは異なる。

3. 結果の分析

(1) 委託件数・金額の分布状況

これまで述べてきているように、業務委託に関して契約金額が500万円を超えるものは調度課による合議が必要とされていること、また、原則として契約保証金の徴収が必要とされていることから、東大阪市においては、500万円という金額が契約管理の観点から金額的重要性を判断する一つの基準となっていると考えられる。よってこの基準の有効性を確認するため、契約金額500万円超の委託の割合を以下に示す（指定管理を含む）。

| 区分 | 委託件数 | | 契約金額（千円） | |
|---------|-------|--------|------------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 500万円超 | 354 | 16.6% | 17,656,911 | 91.6% |
| 500万円以下 | 1,778 | 83.4% | 1,622,312 | 8.4% |
| 合計 | 2,132 | 100.0% | 19,279,223 | 100.0% |



委託件数に占める500万円超の取引は16.6%に過ぎないが、契約金額に占める500万円超の取引は91.6%と大きな割合となっており、調度課が関与することとなっている「500万円」という金額基準には、一定の合理性があると考えられる。

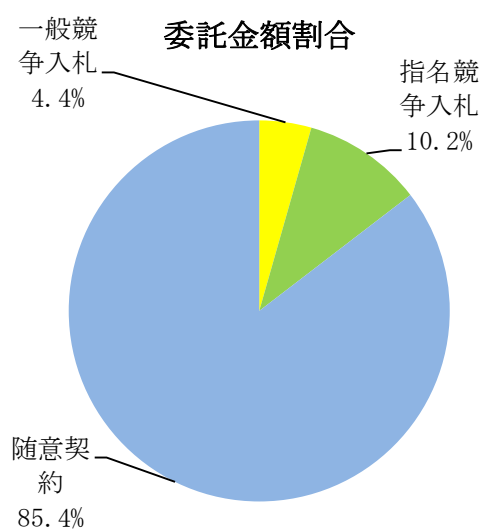
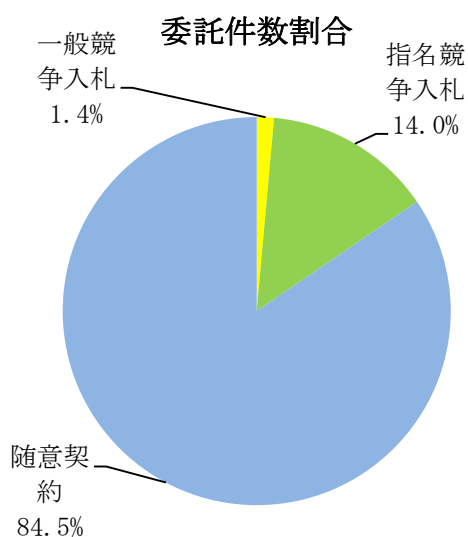
※ 上記文章・表中の「契約金額」は、アンケートで契約額と記載された金額である。また指定管理を含んでいる。

(2) 契約等の形態

① 全体の委託形態分析

本市の業務委託を、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・指定管理の委託形態別に概観すると、次の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|-------|--------|------------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | 30 | 1.4% | 710,918 | 4.4% |
| 指名競争入札 | 295 | 14.0% | 1,637,460 | 10.2% |
| 随意契約 | 1,775 | 84.5% | 13,750,617 | 85.4% |
| 小計 | 2,100 | 100.0% | 16,098,995 | 100.0% |
| 指定管理 | 32 | — | 3,355,090 | — |
| 合計 | 2,132 | — | 19,454,085 | — |



随意契約は、指定管理を除く契約全体に対し、件数ベースで84.5%、金額ベースで85.4%を占めている。

他方、一般競争入札の全体に占める割合は、件数ベースで1.4%、金額ベースで4.4%に過ぎない。

② 部局別の委託形態分析

部局別に、委託業務全般に占める随意契約の割合は、次の通りである（指定管理は除く）。

| 部局名 | 随意契約 | | 委託合計 | | 随意契約の割合 | |
|---------------|-------|------------|-------|------------|---------|--------|
| | 件数 | 金額（千円） | 件数 | 金額（千円） | 件数 | 金額 |
| 危機管理室 | 12 | 1,275,943 | 14 | 1,292,930 | 85.7% | 98.7% |
| RWC誘致室 | 5 | 7,216 | 6 | 8,504 | 83.3% | 84.9% |
| 市長公室 | 11 | 70,530 | 13 | 72,553 | 84.6% | 97.2% |
| 経営企画部 | 4 | 8,482 | 5 | 8,677 | 80.0% | 97.8% |
| 行政管理部 | 85 | 222,336 | 92 | 266,061 | 92.4% | 83.6% |
| 財務部 | 59 | 86,244 | 70 | 312,743 | 84.3% | 27.6% |
| 人権文化部 | 56 | 35,845 | 57 | 38,260 | 98.2% | 93.7% |
| 協働のまちづくり部 | 9 | 138,053 | 10 | 139,943 | 90.0% | 98.6% |
| 市民生活部 | 117 | 340,708 | 121 | 349,795 | 96.7% | 97.4% |
| 税務部 | 25 | 92,428 | 29 | 136,724 | 86.2% | 67.6% |
| 経済部 | 35 | 84,111 | 35 | 84,111 | 100.0% | 100.0% |
| 福祉部 | 288 | 1,075,905 | 291 | 1,141,765 | 99.0% | 94.2% |
| 子どもすこやか部 | 93 | 5,343,442 | 94 | 5,344,240 | 98.9% | 100.0% |
| 健康部 | 251 | 1,972,116 | 264 | 1,989,917 | 95.1% | 99.1% |
| 環境部 | 97 | 584,809 | 126 | 1,159,283 | 77.0% | 50.4% |
| 建設局直轄 | 1 | 23,404 | 17 | 53,149 | 5.9% | 44.0% |
| 建設局都市整備部 | 23 | 15,333 | 30 | 32,599 | 76.7% | 47.0% |
| 建設局土木部 | 43 | 409,104 | 90 | 552,700 | 47.8% | 74.0% |
| 建設局建築部 | 144 | 510,698 | 205 | 932,737 | 70.2% | 54.8% |
| 消防局 | 37 | 81,578 | 52 | 274,702 | 71.2% | 29.7% |
| 教育委員会 | 342 | 1,330,403 | 436 | 1,844,204 | 78.4% | 72.1% |
| 選管 | 22 | 18,810 | 27 | 40,278 | 81.5% | 46.7% |
| 監査 | 2 | 54 | 2 | 54 | 100.0% | 100.0% |
| 議会 | 14 | 23,054 | 14 | 23,054 | 100.0% | 100.0% |
| 小計 | 1,775 | 13,750,617 | 2,100 | 16,098,995 | 84.5% | 85.4% |
| 指定管理 | — | — | 32 | 3,355,090 | — | — |
| 合計 | — | — | 2,132 | 19,454,085 | — | — |

※「第2章 III. 監査対象部署別監査の結果」で監査対象とした部署（課）を含む部局の「部局名」を太字とした。

※「随意契約の割合」の「件数」及び「金額」が80%以上であるものを色付けした。

件数ベースでは、建設局では随意契約の割合が比較的低いが、他の部局では随意契約の割合が圧倒的に高い割合を占めている。また、金額ベースでは、財務部及び消防局では随意契約の割合が3割未満と比較的低いが、他の部局では随意契約が高い割合を占めている。

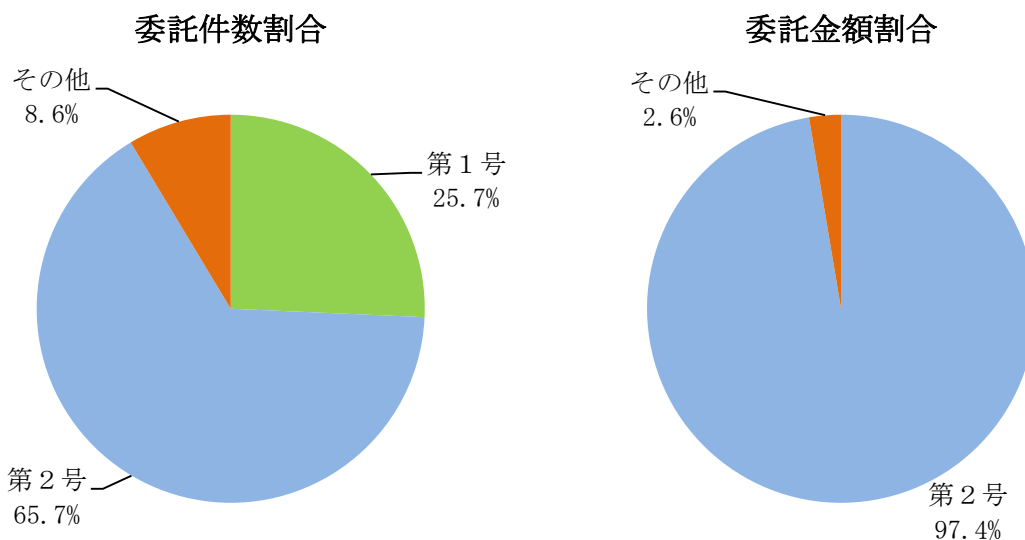
③ 随意契約

ア) 随意契約とする理由

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める第1号から第9号の場合に限定し、適用される。アンケートでは、随意契約である理由の根拠条項（号）を記載していただいた。これにより、根拠条項（号）ごとに集計した結果は、次の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|-----|-------|--------|------------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 第1号 | 456 | 25.7% | 77,795 | 0.6% |
| 第2号 | 1,166 | 65.7% | 13,387,289 | 97.4% |
| 第3号 | 29 | 1.6% | 70,710 | 0.5% |
| 第5号 | 23 | 1.3% | 48,274 | 0.4% |
| 第6号 | 78 | 4.4% | 115,581 | 0.8% |
| 第7号 | 14 | 0.8% | 7,647 | 0.1% |
| 第8号 | 9 | 0.5% | 43,318 | 0.3% |
| 合計 | 1,775 | 100.0% | 13,750,617 | 100.0% |

※アンケートの結果、第4号及び第9号は該当がなかった。



件数ベースでは第1号随意契約が25.7%、第2号随意契約が65.7%であるが、金額ベースでは97.4%が第2号随意契約であった。本市においては、契約金額が50万円以下の場合が第1号随意契約に該当する。また、第2号随意契約は、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」と規定されている。委託契約については競争入札が原則であり、随意契約を適

用する場合はその合理性を十分に検討する必要がある。第2号随意契約は、地方自治法施行令では具体的な判断基準を持たず、判断の余地が多いため、安易な判断が行われていないか、その適用には慎重に検討されることが望ましい。

なお、第2号随意契約のうち、プロポーザルが行われた割合は、以下の通りである。

| 委託件数 | | | 委託金額（千円） | | |
|--------|-------|------|-----------|------------|-------|
| プロポーザル | 第2号全体 | 割合 | プロポーザル | 第2号全体 | 割合 |
| 31 | 1,166 | 2.7% | 1,934,915 | 13,387,289 | 14.5% |

第2号随意契約のうち、プロポーザルが行われたのは、件数ベースで2.7%、金額ベースで14.5%のみであった。

イ) 見積書の入手状況

随意契約のうち、見積書の入手状況は次の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|------|-------|--------|------------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 複数入手 | 243 | 13.7% | 1,619,672 | 11.8% |
| 1者入手 | 1,454 | 81.9% | 11,516,836 | 83.8% |
| 入手なし | 78 | 4.4% | 614,108 | 4.5% |
| 合計 | 1,775 | 100.0% | 13,750,617 | 100.0% |

東大阪市財務規則第108条においては、予定価格が50,000円超の委託契約については原則2者以上の見積書の入手が必要とされているものの、実際には見積書を1者からしか入手していない随意契約が圧倒的に多く、随意契約全体の8割以上を占めている。これに対し、複数者から見積書を入手している随意契約は、全体のわずか1割強であった。なお、契約の相手方が1人の者に特定される時若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、相見積りの実施は不要とされている。

ア) で記載した随意契約とする理由の結果と併せて鑑みると、本市では、随意契約のほとんどが「性質又は目的が競争入札に適しないもの」と判断された2号随意契約であり、また、契約予定先を1者に限定して委託先を選定し、かつ相見積りを実施せず委託先からの見積書により契約金額を決

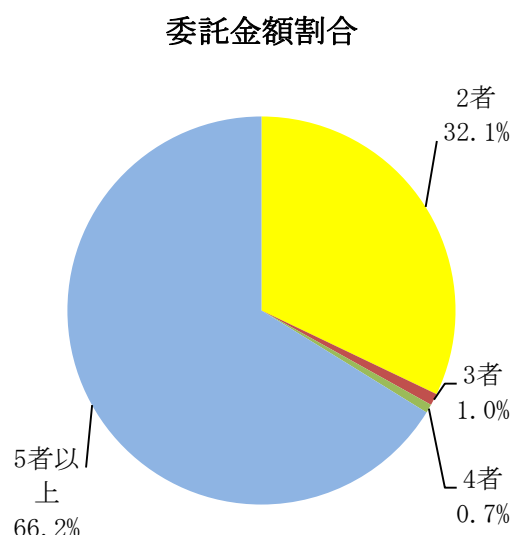
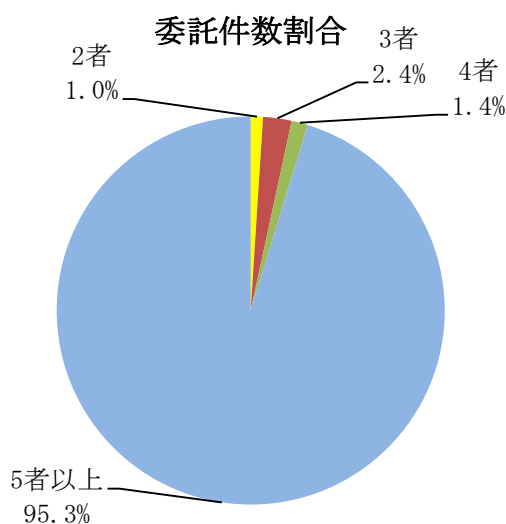
定した契約、いわゆる1者随意契約となっている。契約先の選定の合理性及び契約金額の経済性については留意が必要である。

④ 指名競争入札

ア) 指名業者数

指名競争入札における指名業者数の分布は、次の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額 (千円) | |
|------|------|--------|-----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 2者 | 3 | 1.0% | 525,533 | 32.1% |
| 3者 | 7 | 2.4% | 16,107 | 1.0% |
| 4者 | 4 | 1.4% | 11,878 | 0.7% |
| 5者以上 | 281 | 95.3% | 1,083,940 | 66.2% |
| 合計 | 295 | 100.0% | 1,637,460 | 100.0% |



東大阪市財務規則第105条では、指名競争入札の場合は、原則5人の者を指名することが必要とされている。アンケートの結果、指名者数が5者以上の指名競争入札は、全体の9割以上を占めていた。

また、指名者数が5者未満となった主な理由について、アンケート結果は次の通りである。

- 当委託業務を行える委託先が少ないため。(有資格者がいない等の条件不一致)
- 委託先を市内業者に限定したため、有資格者が少ないため。
- 緊急のため。
- 過去の業績等を考慮したため。

イ) 応札率

指名競争入札における応札率（入札業者数／指名業者数）は、次の通りである。

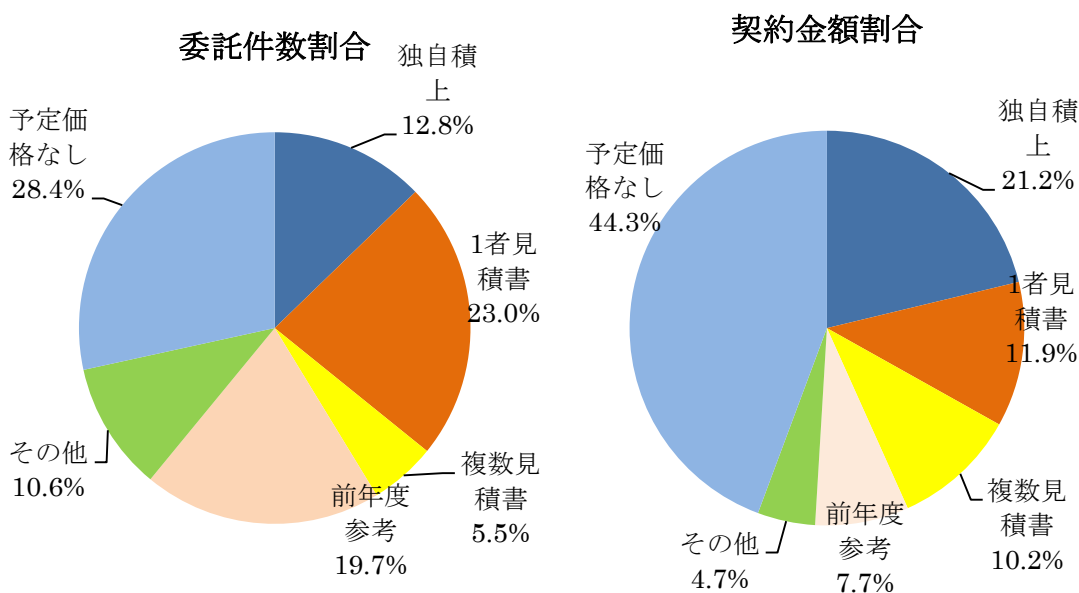
| 指名業者数 | 応札率 (平均) | 委託件数 | | |
|-------|-------------|------|------------|-------|
| | | | うち応札率 100% | 割合 |
| 5 者未満 | 88.1% | 14 | 10 | 71.4% |
| 5～6 者 | 84.1% | 73 | 39 | 53.4% |
| 7 者以上 | 83.3% | 208 | 104 | 50.0% |
| 合計 | 83.7% | 295 | 153 | 51.9% |

指名競争入札全体の応札率の平均は 83.7% であり、指名業者数の多寡によっても大きな変動はなかった。また、応札率 100% の割合も、5 者未満はもともと指名者数が少ないこともあり 71.4% と高めではあるが、その他は 50% 台であり、際立った特徴は見受けられなかった。

(3) 予定価格と落札率

東大阪市における予定価格の積算方法別の委託件数、予定価格及び契約金額は、次の通りである。

| 積算方法 | 委託件数 | | 予定価格 (千円) | 契約金額 (千円) | |
|--------|-------|--------|--------------|------------|--------|
| | | 割合 | | | 割合 |
| 独自積上 | 268 | 12.8% | 3,791,660 | 3,380,901 | 21.2% |
| 1者見積書 | 484 | 23.0% | 1,931,338 | 1,891,355 | 11.9% |
| 複数見積書 | 115 | 5.5% | 1,841,872 | 1,618,690 | 10.2% |
| 前年度参考 | 413 | 19.7% | 1,256,620 | 1,221,528 | 7.7% |
| その他 | 223 | 10.6% | 904,766 | 751,608 | 4.7% |
| 予定価格なし | 597 | 28.4% | — | 7,055,411 | 44.3% |
| 小計 | 2,100 | 100.0% | — | 15,919,496 | 100.0% |
| 指定管理 | 32 | — | — | 3,359,727 | — |
| 合計 | 2,132 | — | — | 19,279,223 | — |



予定価格の積算を行っていない契約（指定管理を除く）が、件数ベースで全体の28.4%、契約金額ベースで44.3%を占めており、1者見積書、前年度参考、独自積上を合わせると8割を超え、複数見積書に基づいて積算されているケースはわずかであった。

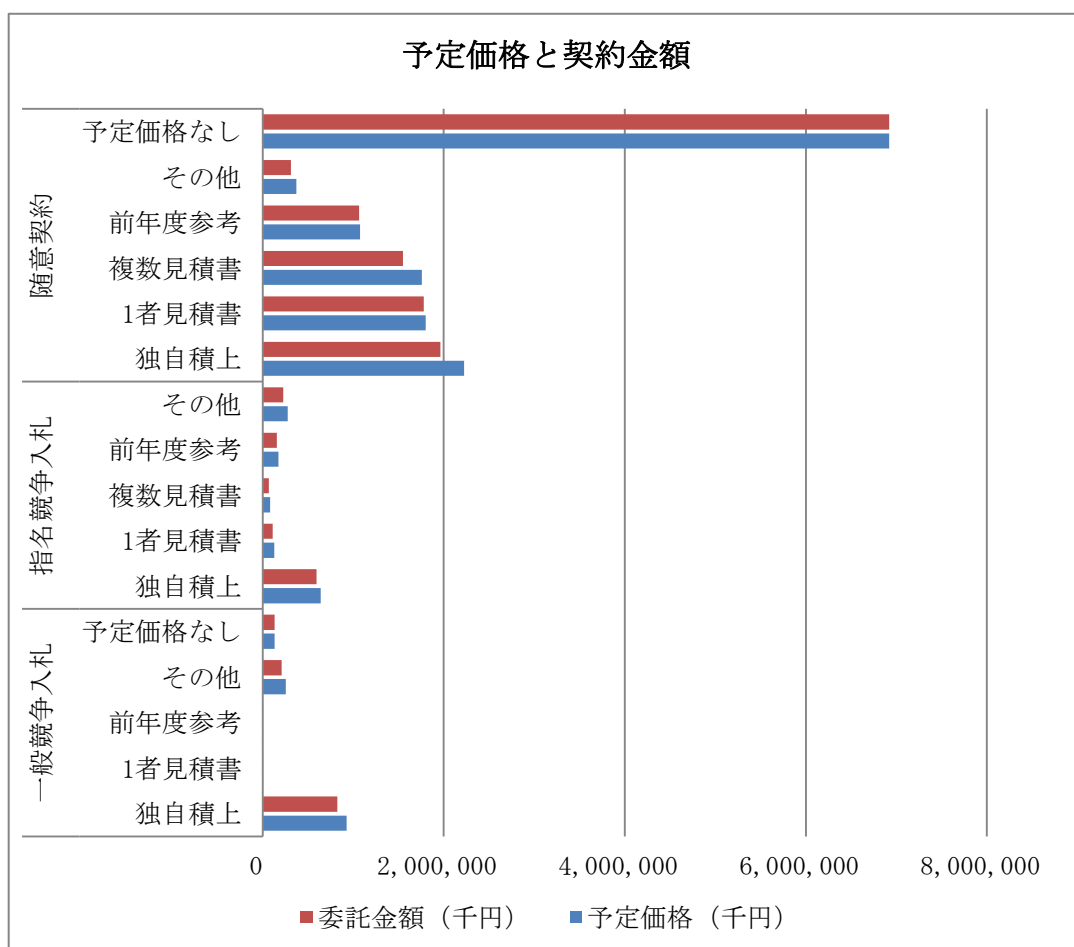
また、委託形態別に区分した予定価格の積算方法、予定価格、契約金額及び落札率は、次の通りである。

| 委託形態 | 積算方法 | 予定価格 (千円) | 契約金額 (千円) | 落札率 |
|------------|--------|--------------|--------------|--------|
| 一般競争 入札 | 独自積上 | 926,820 | 824,247 | 88.9% |
| | 1者見積書 | 18 | 18 | 100.0% |
| | 前年度参考 | 5,094 | 849 | 16.7% |
| | その他 | 256,859 | 210,364 | 81.9% |
| | 予定価格なし | 133,720 | 133,720 | 100.0% |
| 指名競争 入札 | 独自積上 | 640,771 | 594,044 | 92.7% |
| | 1者見積書 | 128,958 | 112,212 | 87.0% |
| | 複数見積書 | 83,488 | 67,084 | 80.4% |
| | 前年度参考 | 175,229 | 156,593 | 89.4% |
| | その他 | 276,357 | 228,586 | 82.7% |
| 随意契約 | 独自積上 | 2,224,068 | 1,962,608 | 88.2% |
| | 1者見積書 | 1,802,361 | 1,779,124 | 98.7% |
| | 複数見積書 | 1,758,383 | 1,551,605 | 88.2% |
| | 前年度参考 | 1,076,296 | 1,064,085 | 98.9% |
| | その他 | 371,549 | 312,658 | 84.1% |
| | 予定価格なし | 6,921,691 | 6,921,691 | 100.0% |
| 小計 | | 16,781,669 | 15,919,496 | 94.9% |
| 指定管理 | | — | 3,359,727 | — |
| 合計 | | — | 19,279,223 | — |

※「予定価格なし」とは予定価格を算定していない場合であり、具体的には委託先からの見積書金額により契約している場合が多い。

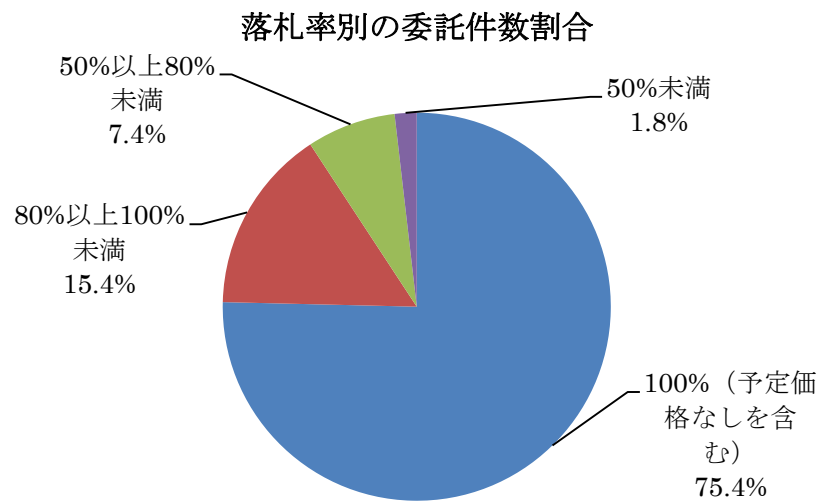
※「予定価格なし」については、予定価格を契約金額と同額とみなして落札率を算定した。

※「落札率」は、委託案件ごとの契約金額／予定価格で算定している。



委託契約においては、委託形態に関わらず予定価格の算定が必要とされているが、随意契約では、予定価格のない契約が圧倒的に多い。また、予定価格がない場合、実質的には予定価格は契約金額と同額と捉え、落札率を100%とすると、落札率が100%の割合は、契約金額ベースで委託契約全体の75.4%であり、落札率が80%以上100%未満の割合も15.4%である。指定管理を除くすべての委託形態において、複数から見積書入手して予定価格を積算した場合には、比較的落札率が低いことがうかがえる。

| 落札率 | 委託件数 | |
|------------------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 |
| 100% (予定価格なしを含む) | 1,607 | 75.4% |
| 80%以上 100%未満 | 328 | 15.4% |
| 50%以上 80%未満 | 158 | 7.4% |
| 50%未満 | 39 | 1.8% |
| 合計 | 2,132 | 100.0% |



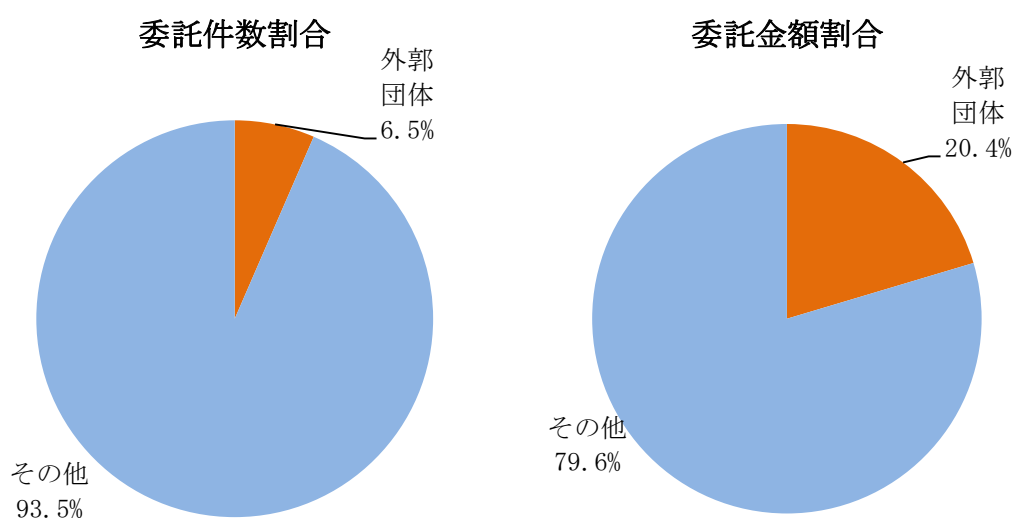
※ 上記文章・表中の「契約金額」は、アンケートで契約額と記載された金額である。また、指定管理を含んでいる。

(4) 委託先の状況

① 外郭団体

委託先が外郭団体の割合は、次の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|------|-------|--------|------------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 外郭団体 | 139 | 6.5% | 3,964,662 | 20.4% |
| その他 | 1,993 | 93.5% | 15,489,423 | 79.6% |
| 合計 | 2,132 | 100.0% | 19,454,085 | 100.0% |

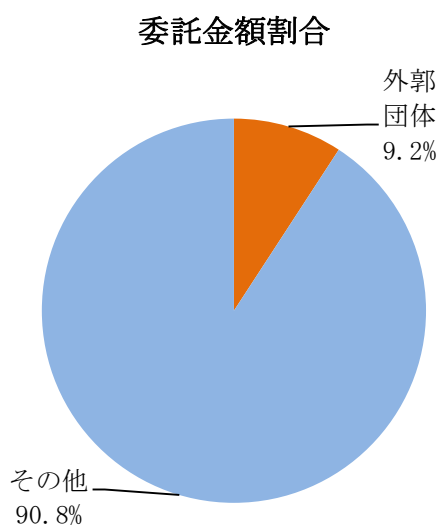
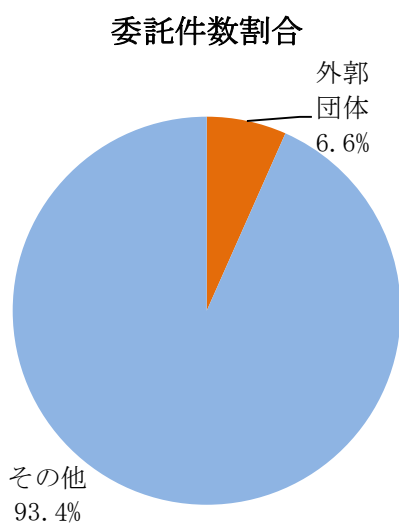


委託形態別に集計すると、次の通りである。

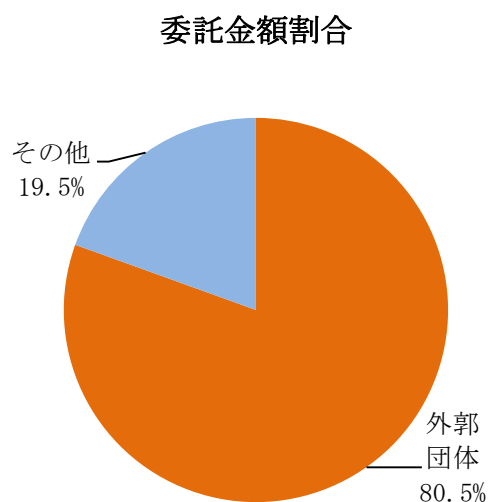
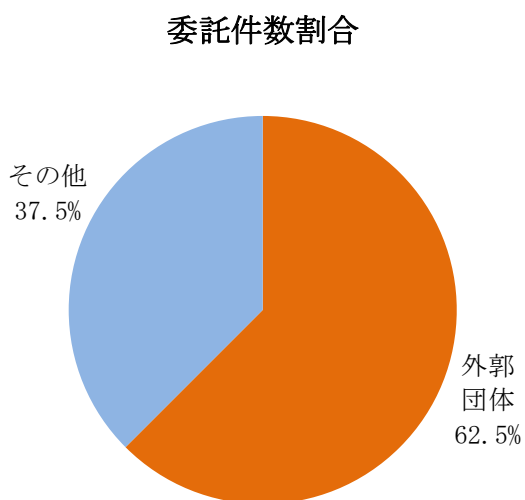
| 委託形態 | 委託先 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|-------|--------|------------|--------|
| | | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | 外郭団体 | 1 | 3.3% | 18 | 0.0% |
| | その他 | 29 | 96.7% | 710,899 | 100.0% |
| 指名競争入札 | その他 | 295 | 100.0% | 1,637,460 | 100.0% |
| 随意契約 | 外郭団体 | 118 | 6.6% | 1,263,441 | 9.2% |
| | その他 | 1,657 | 93.4% | 12,487,175 | 90.8% |
| 指定管理 | 外郭団体 | 20 | 62.5% | 2,701,202 | 80.5% |
| | その他 | 12 | 37.5% | 653,888 | 19.5% |
| 合計 | | 2,132 | — | 19,454,085 | — |

※表中「割合」は委託形態ごとの割合である。

上表のうち、随意契約及び指定管理における割合は、次の通りである。
 ア) 随意契約



イ) 指定管理



一般競争入札及び指名競争入札では概ね本市とは関連のない委託先に業務委託されている。これに対し、随意契約では1割弱、指定管理では6割強が、外郭団体に業務委託されている。

外郭団体別の委託金額は、以下の通りである。

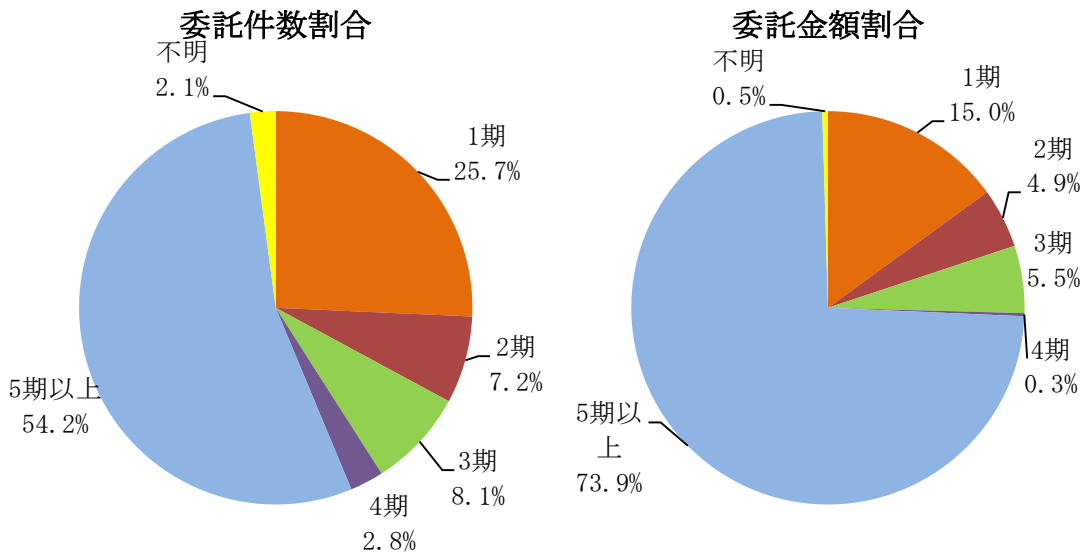
| 委託先 | 委託金額（千円） |
|---------------------|-----------|
| (社福)東大阪市社会福祉事業団 | 1,414,676 |
| (社福)公共社会福祉事業協会 | 494,220 |
| (公財)東大阪市文化振興協会 | 440,693 |
| (一財)東大阪市公園協会 | 365,774 |
| (社福)東大阪市社会福祉協議会 | 355,991 |
| 東大阪市駐車場整備(株) | 290,972 |
| (一財)東大阪市雇用開発センター | 243,855 |
| (株)東大阪住宅公社 | 206,711 |
| (公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構 | 79,756 |
| (公社)東大阪市シルバー人材センター | 64,034 |
| 東大阪再開発(株) | 7,975 |
| 合計 | 3,964,662 |

② 委託期間

委託期間による分布は、次の通りである。

| 委託期間 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|------|-------|--------|------------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 1期 | 548 | 25.7% | 2,919,390 | 15.0% |
| 2期 | 153 | 7.2% | 951,509 | 4.9% |
| 3期 | 172 | 8.1% | 1,077,098 | 5.5% |
| 4期 | 59 | 2.8% | 48,857 | 0.3% |
| 5期以上 | 1,155 | 54.2% | 14,368,137 | 73.9% |
| 不明 | 45 | 2.1% | 89,092 | 0.5% |
| 合計 | 2,132 | 100.0% | 19,454,085 | 100.0% |

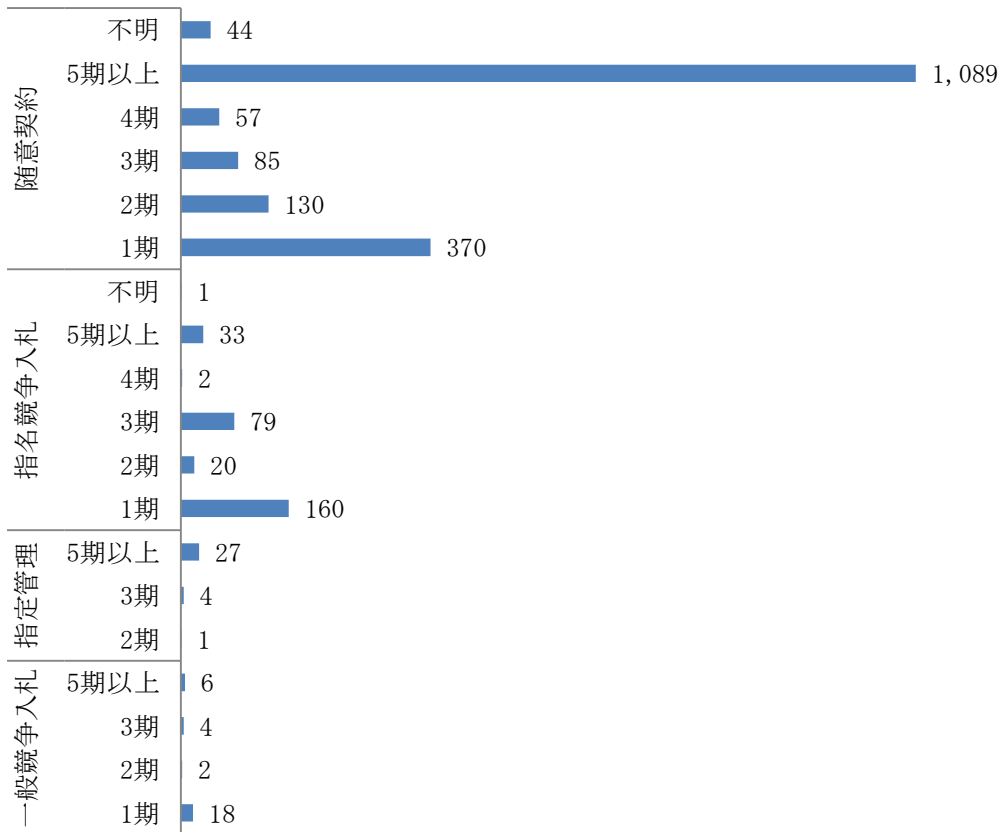
※「不明」の主な要因は、委託先が多数事業者であり委託期間が個々に異なることによる。



委託形態別の委託期間の分布は、次の通りである。

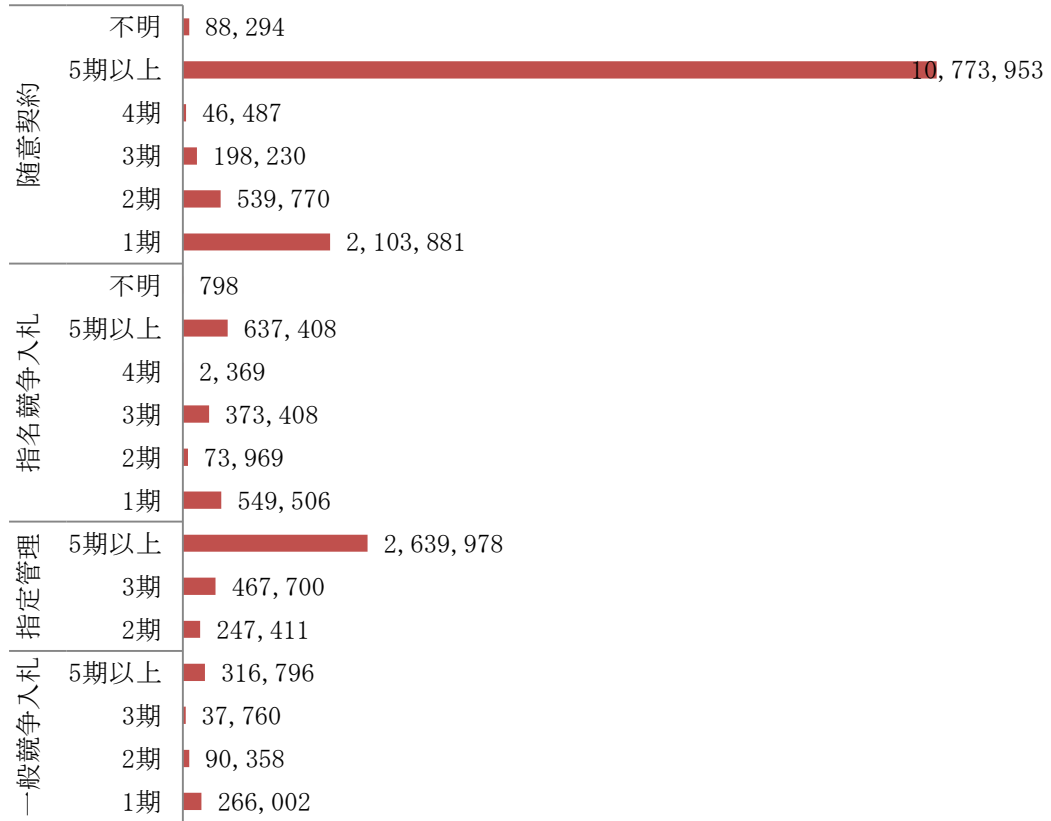
委託期間（件数ベース）

■ 委託件数



委託期間（金額ベース）

■ 委託金額（千円）



委託契約全体で見ると、件数ベースで5割以上が委託期間5期以上であり、次いで委託期間1期が2割強となっている。また、金額ベースでも7割以上が委託期間5期以上であり、次いで委託期間1期が1割強となっている。

また、委託形態別で見ると、委託期間5期以上のほとんどが随意契約であった。

③ 再委託

平成 25 年度の委託業務 2,132 件のうち、再委託されているものは 91 件 (4.3%) あった。委託形態別の再委託の割合は、次の通りである。

| 契約形態 | 委託件数(A) | 再委託件数(B) | | 再委託割合 (B)/(A) |
|--------|---------|----------|--------|------------------|
| | | | 割合 | |
| 一般競争入札 | 30 | 2 | 2.2% | 6.7% |
| 指名競争入札 | 295 | 11 | 12.1% | 3.7% |
| 随意契約 | 1,775 | 70 | 76.9% | 3.9% |
| 指定管理者 | 32 | 8 | 8.8% | 25.0% |
| 合計 | 2,132 | 91 | 100.0% | 4.3% |

また、再委託件数比率(再委託件数/委託件数)は、以下の通りである。

| 区分 | 再委託件数 | |
|----------|-------|--------|
| | | 割合 |
| 再委託金額を認識 | 31 | 34.1% |
| 再委託金額が不明 | 60 | 65.9% |
| 合計 | 91 | 100.0% |

再委託については、市の承認が必要である。また、随意契約において再委託が行われ、その業務の多くを再委託している場合には、そもそも随意契約であることの必要性に疑義が出るため、その選定方法の合理性を担保しておく必要がある。アンケートの結果では、再委託金額が「不明」と回答された案件が、再委託件数の6割を占めた。再委託金額が「不明」な状況では、再委託の内容を適切に把握した上で承認行為が実施されているか疑問である。

4. 分析から得られた傾向

アンケートの分析から得られた傾向は、以下の通りである。

- 随意契約による執行の割合が大きいこと
- 随意契約とする理由には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの）が大半を占めること
- 随意契約において必要である相見積りの実施が、大半の契約で行われていないこと
- 随意契約における予定価格の積算が、多くの契約で実施されていないこと
- 外郭団体に対する委託は過去から長期にわたって継続され、かつ、ほとんどが随意契約で執行されていること
- 契約期間が5期以上であるケースが大半を占め、その多くが随意契約であること
- 再委託について、その再委託金額が把握されていない場合が多いこと

III. 監査対象部署別監査の結果及び意見

個別の監査対象部署の選定方法

平成 25 年度の一般会計及び特別会計（地方公営企業会計は除く）の財務データにおいて、節名が「委託料」となっているものを抽出し、委託料総額が金額的に重要である部署を中心に監査対象部署（主に課・室単位）を選定した。次に、それらの部署が所管する「委託料」のうち、細節名における登録単位ベースで 1,000 万円以上のものを抽出し、そのうち、契約単位で 100 万円以上の取引を監査対象とした。

なお、各部署別の監査結果の「(2) 委託方法・件数・金額の状況」に記載している委託件数は、財務会計システムへの登録単位でカウントした件数であり、契約数とは異なる。

1. 危機管理室

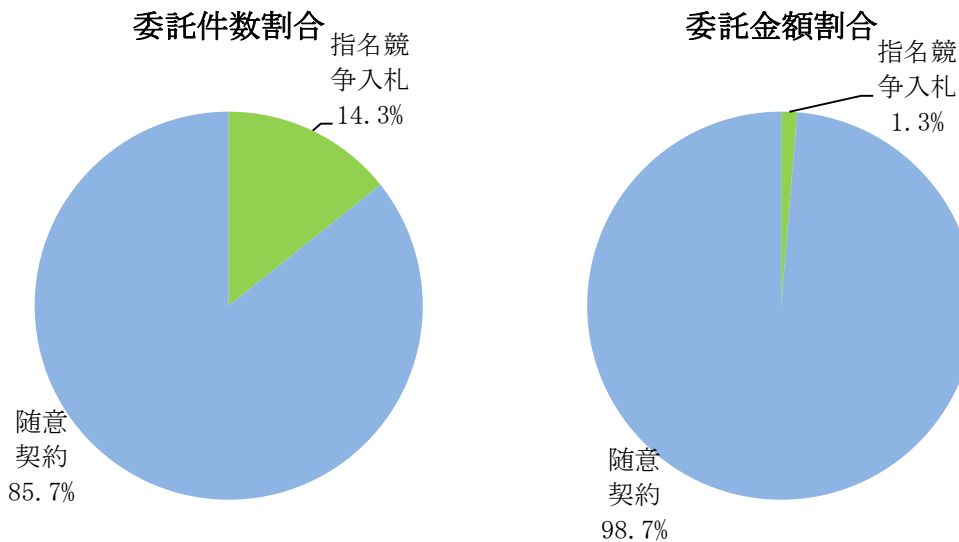
(1) 危機管理室の概要

危機管理（大規模な災害、事故又は事件により、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処）に係る事務の総括、防災会議及び地域防災計画に関する業務を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|-----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 2 | 14.3% | 16,987 | 1.3% |
| 随意契約 | 12 | 85.7% | 1,275,943 | 98.7% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 14 | 100.0% | 1,292,930 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 1, 292, 930 千円であり、件数ベースで 85.7%、金額ベースで 98.7%と随意契約が大半を占めている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|-------------|
| 1 | 契約内容 | 防災システム整備事業委託 | | |
| | 委託先 | パナソニックシステムネットワークス(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 (公募型プロポーザル) | 契約額(千円) | 1, 249, 500 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 庁舎に分散している防災拠点機能を一箇所に集約し、防災情報の伝達手段を ICT 等によりシステム化を図るとともに、老朽化が進む防災行政無線機器のデジタル化及び増強を図り、防災・減災体制を強化することにより、市民の安全・安心の確保に寄与することを目的とした事業であり、その確実な動作が求められる。 このため、公募型プロポーザルによって事業者を募った結果、3 者が応募し、パナソニックシステムネットワークス(株)が本市防災システム整備事業委託事業者選定委員会の選定評価で最優秀者となったため、同社と契約を締結した。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 委託先を含む 2 者から見積書を入手し、低価格の見積書を基本として予定価格を決定している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |

| | | |
|--|------|---|
| | 実績確認 | <p>《システムの構築について》</p> <p>① 委託先に実際のシステム整備状況をヒアリングしながら画面を直接的に確認し、整備状況点検表を用いてチェックしている。</p> <p>② 委託先のテスト結果である「試験整備評価報告書」を確認している。</p> <p>《スピーカーの設置について》</p> <p>① 現地に赴く、又は写真により設置を確認し、整備状況点検表に結果を集約している。</p> <p>② システムとの連動を平成26年3月29日の屋外拡声子局(屋外スピーカー)の一斉放送により確認している。</p> |
|--|------|---|

| | | | | |
|----------------|--|---------------------------|-------|--|
| 2 | 契約内容 | 全国瞬時警報システム総合型自動起動装置整備業務委託 | | |
| 委託先 | パナソニックシステムネットワークス(株) | | | |
| 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 8,158 | |
| 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | | |
| 委託先 選定方法・理由 | <p>本件自動起動装置は、政府から受信した国民保護情報、緊急地震速報等を市民等へ直接配信するために必要不可欠なものであり、市民の安全・安心に直結するため、確実な動作が求められる。自動起動装置と連携させる防災行政無線及び防災情報システムはパナソニックシステムネットワークス(株)が整備しており、自動起動装置の確実な動作を確保するためには、これら連携先の機器仕様に精通している者である必要があるため。</p> | | | |
| 予定価格 積算方法 | 東大阪市財務規則第108条但書により契約の相手方が1人の者に特定されるため、委託先作成の見積書により決定している。 | | | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | | | |
| 実績確認 | <p>① 委託先から完了届を入手し、業務の完了を確認している。</p> <p>② 委託先に実際のシステム整備状況をヒアリングしながら画面を直接的に確認し、適時に通信衛星からの情報を入手して、適切に防災行政無線へ伝達されていることを確認している。</p> | | | |

| | | |
|---|------|-------------------|
| 3 | 契約内容 | 東大阪市青色防犯パトロール事業委託 |
|---|------|-------------------|

| | | | |
|--------------------|--|----------|-----------------------|
| 委 託 先 | (株)警友セキュリティー・サービス | | |
| 契 約 方 法 | 随意契約 (H25. 4～5) 指名競争入札 (H25. 6～H26. 3) | 契約額 (千円) | 随契：2,400 指名：12,000 |
| 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (H25. 4～5) 地方自治法施行令第 167 条第 1 号 (H25. 6～H26. 3) | | |
| 委 託 先 選定方法・理由 | ≪H25. 4～5≫ 平成 24 年度までの事業が終了したのち、次の公募を実施する際に入札行為に 2 か月間要するため、その期間だけ前年度の委託先と随意契約により契約締結している。 ≪H25. 6～H26. 3≫ 「平成 25・26 年度入札参加有資格者名簿」に登録されている業者のうち、警備を第 1 希望としているすべての市内及び準市内業者である 10 者を指名したところ、5 者から応札があり、うち 4 者が最低価格であったため、4 者のくじ引きにより委託先を選定している。 | | |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 随意契約分については、前年度委託者と引き続き契約を締結するため、前年度実績を参考に予定価格を決定している。また、指名競争入札分については、参考見積りを入手したうえで市独自の見積りにより予定価格を決定している。 | | |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| 実 績 確 認 | 委託先が巡回終了後に提出する事業日報を確認し、青色防犯パトロール実施結果報告確認表をもって、履行の網羅性を確認している。 | | |

② 結果及び意見

【意見 1】防災システム及び自動起動装置整備事業委託の見積りについて (表 1、2)

自動起動装置は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 専用受信機からの情報を制御し、防災行政無線及び防災情報システムの複数メディア連携装置を起動させる装置であり、自動起動装置の確実な動作を確保するためには、これら連携先の機器仕様に精通している者を委託先とする必要がある。結果としてすべての防災システム整備関連事業についてパナソニックシステムネットワークス(株)に委託しているが、防災行政無線

及び防災情報システム（表1）と自動起動装置（表2）は別個に見積りがなされている。この理由として、当初、自動起動装置は防災行政無線及び防災情報システムとは別の業者に委託する予定であったが、上述の理由から両契約を同一の業者に委託する必要性が生じたことがあげられる。しかし今回の防災システム整備事業は市の一大プロジェクトとして実施されており、上述の理由についても当初から認識すべき事項とも考えられる。また、自動起動装置については国の交付金を財源とするため別契約にする必要があったが、財源が異なるからといって実質的な見積りを別個にする理由には乏しい。本来であれば両契約をまとめて統一した見積書を手入れし、コスト低減を図ることが望ましい。

【意見2】 防災システムの資産管理について（表1、2）

防災システムの整備にあたり、新設した設備資産について固定資産台帳等の資産管理資料が作成されていない。現在、各地方公共団体は、公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、保有するすべての資産を網羅的に把握できる固定資産台帳は必ずしも、その整備が求められていない。

しかし、総務省より平成26年4月に公表された「今後の新地方公会計の推進に関する研究報告」第268項において、「今後、すべての地方公共団体に適用する新たな基準に基づく財務書類の整備にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備することが必要である。」とあり、平成26年9月には「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が公表され、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いが示されている。平成27年1月には、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総務大臣通知）が公表され、新地方公会計制度の導入準備期間は3年が基本とされた。ただし、相応の期間を要する合理的な理由がある場合は5年の猶予が与えられる。

総務省からの標準的なソフトウェアの無償提供が平成27年度に予定されており、準備期間は3年あるものの、固定資産台帳整備に当たり最も時間を要するのが「基礎情報整理」および「現物確認」である。固定資産台帳整備には通常1～2年程度かかり、資料不足などの不測の事態も想定されるため、固定資産台帳整備の準備（資産の棚卸）など、可能な部分から準備を早急に進めていくことが望ましい。

《参考》主な機器一覧

ア. 防災行政無線

- ・デジタル同報設備 親局 1 式、屋外拡声子局 203 式、戸別受信機 170 式
- ・デジタル移動設備 統制局 1 式、半固定局 115 式、車載局 30 式、携帯局 58 式

イ. 防災情報システム

- ・防災情報システム 1 式
- 避難所情報端末 80 台
- 画像転送端末 20 台
- ・複数メディア・職員参集システム 1 式
- ・ネットワークカメラ 12 台
- ネットワークディスクレコーダ 1 台
- ・気象観測装置（雨量計、風向風速計） 9 式
- ・マルチアクセスコンセントレータ 13 台
- 屋外インフラ創蓄連携装置 13 台

ウ. 防災センター

- ・65 インチプラズマディスプレイ 8 台
- ・42 インチ液晶ディスプレイ 6 式
- ・39 インチ液晶ディスプレイ 8 式
- ・LED/レーザープロジェクター 8 式
- 電動スクリーン 2 式
- ・HD インテグレートドカメラ 3 台
- 書画カメラ 1 台
- マイク 50 式
- スピーカ 14 式
- ・タフパッド 22 台
- ・映像制御システム 1 式

(出典：パナソニック(株) ウェブサイト)

http://panasonic.biz/solution/press/case/case_1407-2.html

【意見3】防災システムの更なる有効利用及び周知・認知度の向上について（表1、2）

防災システムは、災害対策本部の設置時のほか、警報など災害のリスクが高まった際に庁内の情報交換の場として災害対策に利用している。

近年のゲリラ豪雨の影響を受けて災害リスクも高まっているため、従来よりも柔軟に防災システムを利用していく方針とのことだが、巨額の投資を行っていることから費用対効果を勘案し、更なる有効活用を模索するべきである。

また、全国的にも先進的な防災システムを構築していることについて、市内各地域の自治会理事などを招いて広報活動を実施予定とあるが、本市の防災体制が安全・安心であることについて市民の周知浸透を図るという意味合いでは、現状の広報活動は充分ではないと考えられる。

具体的な対策として例えば、庁内での利用の他、市民に対して防災スピーカーから定時に時報や音楽を放送することにより、避難指示が流れるスピーカーの場所を市民に認識してもらうことは、災害への素早い対応において有効と考える。このような放送や発信は、防災システムの周知・認知度の向上につながることに加え、防災スピーカーの定期的な点検にもつながり幅広い効果を得ることができると考える。また、日々の防犯に役立つ情報を発信することにより、地域の生活に役立てることも考えられ、更なる利用法を検討することが望まれる。

【意見4】青色防犯パトロール事業委託の最低制限価格の設定について (表3)

一般競争入札及び指名競争入札の場合においては、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができるとされている（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

最低制限価格を設ける趣旨は、価格を下げすぎることによる品質の低下に一定の歯止めをかけること、最低限必要な利潤を受注した事業者に配分しないと最低賃金法違反、不法就労、あるいは買ったときなど不健全な経営を助長しかねないことがあるためである。

一方で、青色防犯パトロール事業においては、応札者5者のうち4者が最低制限価格であった。このような状況を鑑みると、最低制限価格の設定が適切であったのか、最低制限価格が高すぎたのではないかと懸念される。

現在の本市における最低制限価格の設定については、各所管課に一任しており運用方法が統一されていないが、その設定には慎重な検討が望まれる。

【意見5】青色防犯パトロール事業委託の完了確認について（表3）

青色防犯パトロール事業の完了確認の方法として、委託先が市内巡回終了後に提出する「事業日報」の内容を確認している。事業日報には、いつ、どこに、何時間巡回したかが記載されているが、巡回中の気づき事項、例えば、街灯が少なく薄暗い、といったことは記載されない。

確かに、青色防犯パトロールは自主的に行うものであり、特別な権限が与えられているわけではないが、年間14百万円の委託料に対して、実施内容が主に市内の巡回では費用対効果の観点から疑義があり、これは上述【意見4】の最低制限価格で4者も応札があったことにも起因するのではないかと考える。大阪府警察が作成した「青色防犯パトロールの手引き」においても、「パトロール中に気づいた点は、記録に努め、警察、自治体、学校等へ連絡するとともに、お互いに情報を共有できるようにして下さい。」とあることから、「事業日報」に気づき事項等を積極的に記載してもらい、翌年度以降に委託先が変更されても当該事業におけるサービスの質が向上する仕組みの構築が望まれる。

2. 市長公室 広報広聴室 広報課

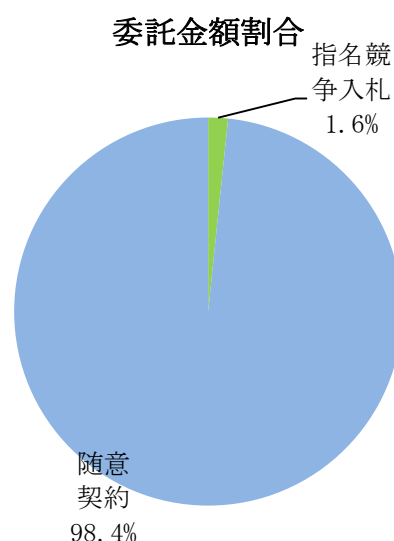
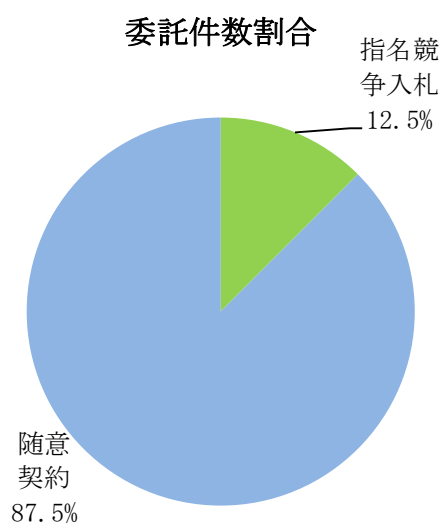
(1) 広報課の概要

広報活動の企画及び連絡調整、広報紙及び刊行物の編集及び発行、市ウェブサイトの管理及び運用、市政情報番組の編集及び放送に関する業務を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 1 | 12.5% | 952 | 1.6% |
| 随意契約 | 7 | 87.5% | 57,090 | 98.4% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 8 | 100.0% | 58,043 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 58,043 千円であり、件数ベースで 87.5%、金額ベースで 98.4%と随意契約が大半を占めている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | |
|---|------|------------------------------|
| 1 | 契約内容 | 平成 25 年度東大阪市広報番組制作・放送業務に係る委託 |
| | 委託先 | (株)ジェイコムウエスト |

| | | | |
|----------------|---|---------|--------|
| 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 33,736 |
| 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| 委託先 選定方法・理由 | (株)ジェイコムウエスト東大阪局のコミュニティチャンネルを利用し市政情報番組を放映する業務で、契約の性質が競争入札に適さないため。 | | |
| 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | | |
| 実績確認 | 業務報告書、成果物の入手に基づき、実績確認を行う。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|---------------------|
| 2 | 契約内容 | 平成25年度東大阪市刊行物配送業務委託 | | |
| | 委託先 | 御厨運送(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 単価契約 (総額 12,820) |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>東大阪市刊行物の配送については、</p> <p>① 市政だより入荷後、翌日には他の刊行物とともに約600箇所もの自治会の指定場所に配送するため、道順を熟知した配送員と、山手などの細い道を通行できる多くの小型車が必要である。</p> <p>② 部数不足など、自治会からの急な申し入れに機敏に対応できる配達員と車両が必要である。</p> <p>③ さらに自治会の配送先とは別に、市内公共施設にも平日の1日で配達を終えるなど、きめ細かな業務が出来なくてはならない。</p> <p>④ また、市政だより以外に他の刊行物も配送することから、屋根付きの集積場が必要である。</p> <p>以上のような特殊な配送業務を遂行するためには、人員の確保とともに多くの小型車両の確保といった設備投資が必要となる。このため、毎年入札を実施すると、その設備投資に要した費用が入札額に反映され、また業者が変更になることで自治会においても混乱が予想されるためとの理由から、競争入札に付することが不利と判断している。</p> | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | | |

| | |
|------|--|
| 実績確認 | 刊行物入荷の都度、梱包数を確認すると共に、業務報告書 を入手し、実績確認を行っている。 |
|------|--|

② 結果及び意見

【意見6】 広報番組制作・放送業務委託の随意契約理由の回議書における記載方法について（表1）

本件については、東大阪市広報番組制作及び放送業務から構成されている。

随意契約の理由として、契約の性質が競争入札に適さないと回議書に記載している。随意契約の理由を別途担当者にヒアリングした結果、本市は平成25年度には(株)ジェイコムウエストの株式を保有していたことから、公共機関向けの株主割引が適用されており、他民間放送会社等よりも安価と想定されること、また、放送業務としては、(株)ジェイコムウエストは本市内世帯の加入率が約7割におよび市民の認知度が高いことから随意契約が適当であると判断した、とのことであった。

しかし、回議書に記載されている随意契約理由が抽象的な理由に留まることから、適切な決裁を受けるためには、個別具体性のある理由を記載することが望まれる。

長崎県等他の自治体において同様の業務委託契約で競争入札をしている事例がある。また、近年では情報提供の媒体としてテレビのみに限る必要はなく、住民の利用状況を十分に分析し、他の媒体への変更も含め、契約の性質が競争入札に適するか否かについて再検証することが望まれる。

【結果1】 広報番組制作・放送業務委託等の随意契約における予定価格の積算について（表1、2）

予定価格を積算していない。委託業務については原則全ての契約について予定価格を積算し、委託金額の経済的合理性を検証する必要がある。

【結果2】 広報番組制作・放送業務委託の随意契約における相見積りの実施について（表1）

本件においては、平成25年度には(株)ジェイコムウエストの株式を保有していたことから、公共機関向けの株主割引が適用されており、他社よりも安価と想定されるためと考えられるが、相見積りを実施していない。

しかし、東大阪市財務規則第 108 条に、「令第 167 条の 2 の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき若しくは 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他 2 人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。株主割引の適用のみや過去の入札の経緯のみをもって他社よりも安価と判断するのは早計であり、相見積りを実施する必要がある。

【意見 7】 刊行物配送業務委託の委託先の選定方法について（表 2）

本件が第 6 号随意契約となっている経緯は、平成 17 年度に一般競争入札を行ったが不調に終わったことが主な要因とのことであり、平成 26 年度においては、大手 1 社の団体向け配送料、大手 2 社の個人向け配送料の調査を行った上で、第 6 号随意契約が適当と判断したとのことである。しかし、当配送業務は本市内の配送に限られる業務であることから、必ずしも大手である必要はなく、当配送が可能な地元企業からの相見積りの実施も検討することが望ましいと考えられる。また、前回の入札から相当の年数が経過していることから、相見積りの実施の状況や、他自治体の入札状況を検証し、一般競争入札も視野に入れた入札方法を再考することが望まれる。

3. 行政管理部 情報化推進室

(1) 情報化推進室の概要

情報化に係る施策の総合的な企画・調整、地域情報化の企画・推進、情報システムの開発・運用管理及び情報セキュリティ対策に関することなどを行っている。

今般の行政需要の多様化や地方分権化の進行に伴う事務量の増加などに対応して、行政の効率化を図り市民サービスの向上につながる「住民情報」「内部運営情報」「地域情報」の3情報を統合化し、システム化した総合行政情報システムのさらなる進展と有効活用を図っている。

また、高度情報化社会の急速な進展に対応するため、総合的な地域情報化施策を推進し、利用者の視点に立ち ICT の特性を有効に活用することで、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスネットワーク社会の実現を目指している。

情報化推進室は大きく分けて企画班と運用班の2つのグループから構成されている。

企画班では、本市の情報化推進の指針となる「新東大阪市情報化推進計画」作成をはじめ、共通の事務を取り扱う庁内 LAN システムの構築、情報セキュリティ対策に関する政策などに取り組んでいる。また、地域サービスに関する情報化にも取り組んでおり、市民の皆さんにとって有用となるような ICT の利活用を進めている。

運用班では、市民サービスの提供を行うシステムの構築、運用・保守等の管理及び住基ネット・公的個人認証・総合行政ネットワーク等の国や他の自治体との連結システムの導入を行っている。また現在、住民記録業務や税業務など大型コンピュータ処理が必要なものについては、レガシーシステム(汎用機)で運用を行っているが、これらを安価なサーバ等の小型コンピュータに再構築することにより、業務の効率化や運用経費削減が期待されることから、それらの移行促進に取り組んでいる。

(2) 近年の情報化推進への取り組み

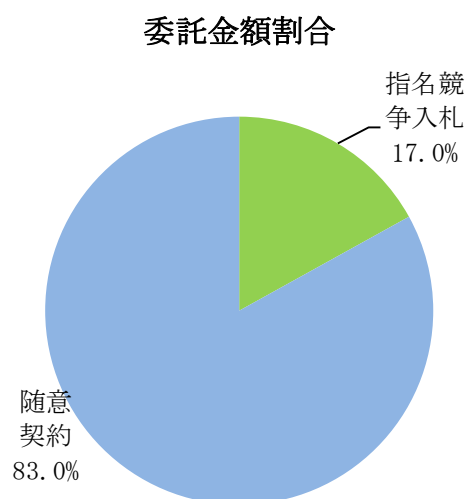
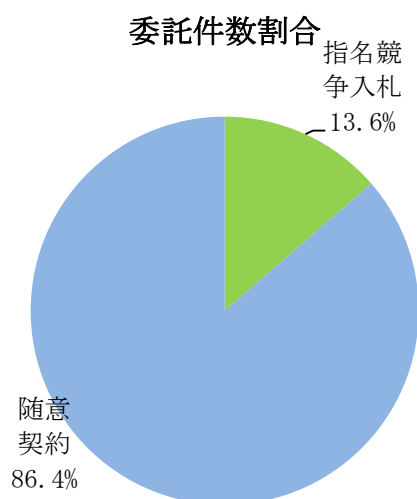
| 取り組みの概要 | |
|--------------|------------------------------|
| 時 期 | 内 容 |
| 平成 15 年 5 月 | 東大阪市情報化推進計画、東大阪市セキュリティポリシー策定 |
| 平成 15 年 9 月 | 総合行政ネットワーク (LGWAN) 稼働 |
| 平成 15 年 10 月 | 財務会計システム稼働 |

| | |
|--------------|--------------------------|
| 平成 16 年 1 月 | 公的個人認証サービス稼動 |
| 平成 19 年 4 月 | 文書管理システム稼動 |
| 平成 19 年 4 月 | 電子入札システム稼動 |
| 平成 20 年 12 月 | 東大阪市情報化推進計画 2 策定 |
| 平成 20 年 12 月 | 東大阪市セキュリティポリシー改訂 |
| 平成 22 年 1 月 | 市民公開型地図情報システム(e~まちマップ)稼動 |

(3) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額 (千円) | |
|--------|------|--------|-----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 6 | 13.6% | 28,743 | 17.0% |
| 随意契約 | 38 | 86.4% | 140,785 | 83.0% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 44 | 100.0% | 169,529 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 169,529 千円であり、件数ベースで 86.4%、金額ベースで 83.0%と随意契約が大半を占めている。

(4) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|
| 1 | 契約内容 | 税宛名管理システム構築保守業務委託 | | |
| | 委託先 | 日本電気(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 2,444 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 当該システムが連携する基本システムである個人市民税・法人市民税・事業所税システム再構築業務については、日本電気(株)が開発業者であることから、当該システムの保守業務についても同一業者に委託する方が税業務全体で使用する宛名の同一性を適切に確保し、一元管理することが可能になり、安全性、また業務効率を図ることができるため、競争に適さないと判断した。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 業務完了届及び平常時の正常動作や異常発生時の対応などの作業状況により確認している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|--------|
| 2 | 契約内容 | 税務帳票印字・封入封緘業務委託 | | |
| | 委託先 | 日本電気(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 34,439 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 個人市民税・法人市民税・事業所税システム再構築業務について、日本電気(株)がコンソーシアムの受託代表者と当該事業を行う事業者として決定した。よって、日本電気(株)と契約することが、安全性・安定性・一体性を確保できるため、競争に適さないと判断した。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | | |
| | 実績確認 | 納品の都度、納品書と現物の一致を確認している。当該納品書と実績額での確定見積書明細及び検収書を照合し、契約の履行を確認している。 | | |

| | | | | |
|---|--------------------|--|----------|--------|
| 3 | 契 約 内 容 | 基幹系業務システム開発支援業務委託 | | |
| | 委 託 先 | アイ・システム(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 14,994 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | アイ・システム(株)はシステム移行・開発に係る業務を過年度から継続して実施しており、稼働までの期間や本市の業務内容を熟知した同社以外では、効率的かつ安定的な改修を保持することが不可能であるため、競争に適さないと判断した。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 成果に関する定例会議事録 (作業報告書) 及び勤務実績報告書により確認している。 | | |

| | | | | |
|---|--------------------|--|----------|-------|
| 4 | 契 約 内 容 | 東大阪市個人市民税年金再裁定対応業務委託 | | |
| | 委 託 先 | 日本電気(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 3,958 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 個人市民税・法人市民税・事業所税システム再構築業務については、日本電気(株)が開発業者であることから、これらのシステムに関連する個人市民税年金再裁定業務についても同社に委託することの方がより安全性、また業務効率を図ることができるため、競争に適さないと判断した。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 検収書及び成果物 (改修プログラム) の動作確認により確認している。 | | |

| | | | | |
|---|---------|-------------------------------|----------|-------|
| 5 | 契 約 内 容 | 口座振替依頼書イメージデータ化及び宛名改善業務委託 | | |
| | 委 託 先 | 日本電気(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 3,927 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 | 個人市民税・法人市民税・事業所税システム再構築業務に | | |

| | |
|--------------------|---|
| 選定方法・理由 | については、日本電気(株)が開発業者であることから、口座振替依頼書イメージデータ化及び宛名改善保守業務についても同社に委託することにより税務業務で使用する宛名の同一性が確保され、一元管理することにより安全性、及び業務効率を図ることができるため、競争に適さないと判断した。 |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実 績 確 認 | 検収書及び成果物（改修プログラム）の動作確認により確認している。 |

| | | | | |
|---|--------------------|---|----------|-------|
| 6 | 契 約 内 容 | 庁内 LAN ヘルプデスク業務委託 | | |
| | 委 託 先 | 当初、アール・オー・エス・ビジネス(株)へ業務を委託していたが、経営事情により、関連会社のアール・オー・エス西日本(株)へ変更となった。 | | |
| | 契 約 方 法 | 指名競争入札 (長期継続契約) | 契約額 (千円) | 8,196 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条第 1 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 事前に電話等の問合せ行い調査した結果、要件を満たす業者が少なかったことから第 1 号の指名競争入札とした。なお、業務の取扱いができると考えられる業者をすべて指名している。 「平成 23・24 年度入札参加有資格者名簿」に記載されている業者のうち、東大阪市に対して営業 PR があり、当該業務の取扱いができる資格要件を考慮し 8 者を選定した。当該業者で指名競争入札を実施し、7 者が入札を行った。入札の結果、予定価格内の最低額で応札した業者を委託先として選定した。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 資格要件を有する 1 業者から見積書入手して決定している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 出勤状況 (タイムシート) 及び日々の作業受付表にて確認している。 | | |

| | | |
|---|---------|----------------------------|
| 7 | 契 約 内 容 | 地域イントラネットシステムにおける機器・システム保守 |
|---|---------|----------------------------|

| | | | |
|--|----------------|--|----------------|
| | | 業務委託 | |
| | 委託先 | パナソニックシステムネットワークス(株) | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) 13,485 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 本件を設計した業者と契約を締結することが安全性と業務効率を図ることができると考えられ、競争入札に適さないと判断したため。 | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | |
| | 実績確認 | 平常時の正常動作や異常発生時の対応などの作業状況により確認しており、また、毎月の保守定例会にて問い合わせ内容や対応状況を確認し、契約終了日に業務の完了届を入手している。 | |

| | | | |
|---|----------------|--|---------------|
| 8 | 契約内容 | 税システム再構築詳細設計支援業務委託 | |
| | 委託先 | 日本電気(株) | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) 6,999 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 本件は、税業務における総合システムの再構築に向け実施するものであるが、先行稼働している市民税業務についても日本電気(株)が開発しており、本件についても、同社に委託することが、安全性・安定性・一体性が確保できるため、競争に適さないと判断した。 | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | |
| | 実績確認 | 打ち合わせや定例会議の実施及び機能要件一覧や帳票一覧などの成果物を確認し、検収書に押印している。 | |

| | | | |
|---|--------|--------------------------------|---------------|
| 9 | 契約内容 | 東大阪市庁内 LAN ネットワーク機器・システム保守業務委託 | |
| | 委託先 | パナソニックシステムネットワークス(株) | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) 2,744 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | |

| | |
|----------------|---|
| 委託先 選定方法・理由 | 委託先は、既存システムの構築事業者であり、他業者に比べて障害時の迅速な対応が可能となることから、各システムの安定稼働を図るため、競争に適さないと判断した。 |
| 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実績確認 | 平時の正常動作や異常発生時の対応などの作業状況、年間の作業内容一覧及び年間保守業務に関する完了届を確認している。 |

| | | | | |
|----|----------------|---|---------|--------|
| 10 | 契約内容 | 東大阪市庁内 LAN パソコン OS アップデート業務委託 | | |
| | 委託先 | リコージャパン(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 12,760 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 平成 26 年 4 月に Microsoft 社の WindowsXP サポートが終了することに伴い、現在リース期間中のパソコンに対して Windows7 へアップデートを行うものである。アップデートを行うオペレーティングシステムは、パソコンの中心的な役割を担うソフトウェアであり、アップデート作業を行うことによりパソコンの環境が大きく変わることとなる。そのため、業務完了後も円滑な機器保守サービスを受けるには、現行の保守事業者以外での対応ができないことから競争に適さないと判断し、現行の保守事業者と随意契約するもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 対象パソコンをリストアップして委託先へ指示し、リストの消込は行っていないが、クレーム等やオペレーション不具合も発生していないので、契約の履行は十分実施されていると認識している。加えて、アップデート作業報告書入手し、作業の進捗管理を行っている。 | | |

| | | | | |
|----|------|--------------------|---------|--------|
| 11 | 契約内容 | 平成 25 年度電子機械操作業務委託 | | |
| | 委託先 | アトラス情報サービス(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 10,486 |

| | | | | |
|----------------|---|----------|--|--|
| | | (長期継続契約) | | |
| 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | | |
| 委託先 選定方法・理由 | 平成 25 年 5 月 8 日に(前回、平成 25 年 4 月 26 日指名競争入札不調のため)仕様書を見直し、再度指名競争入札を実施した。入札参加有資格者名簿に登録されている汎用コンピュータの運用及び管理の取扱いが出来る全業者 6 者を指名したが、競争性が最低限確保できる 2 者以上の応札がなく、同時に価格の相違が生じ再度不調となった。しかし、本件については業務執行に急を要するため、平成 25 年 5 月 8 日の入札において最終 1 社となったアトラス情報サービス(株)と金額を交渉したところ、本市予定価格内の金額で本件の履行が可能であるとの回答を受けたため、競争に適さないと判断し、同社と随意契約とするもの。 平成 25 年度から 3 年間の長期継続契約である。 | | | |
| 予定価格 積算方法 | 資格要件を有する 1 業者から見積書を購入して決定している。 | | | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | | |
| 実績確認 | 日々の従事時間を管理しているオペレーション委託実施報告書及び月次のオペレーション指示書により確認している。 | | | |

| | | | | |
|----|----------------|---|---------|-------|
| 12 | 契約内容 | 電子計算組織機械操作業務委託(超過作業分) | | |
| | 委託先 | アトラス情報サービス(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,194 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 平成 25 年 5 月 8 日に(前回、平成 25 年 4 月 26 日指名競争入札不調のため)仕様書を見直し、再度指名競争入札を実施した。入札参加有資格者名簿に登録されている汎用コンピュータの運用及び管理の取扱いが出来る全業者 6 者を指名したが、競争性が最低限確保できる 2 者以上の応札がなく、同時に価格の相違が生じ再度不調となった。しかし、本件については業務執行に急を要するため、平成 25 年 5 月 8 日の入札において最終 1 社となったアトラス情報サービス(株)と金額を交渉したところ、本市予定価格内の金額で本件の履行が可能であるとの回答を受けたため、競争に適さないと判断し、同社と随意契約とするもの。 | | |

| | | | | |
|--|--------------------|--|--|--|
| | | なお、業務の安全・安定稼働や緊急時の即時対応を図るため、業務の一部を(株)淀計算センターに再委託しており、東大阪市として電子系酸素機器機械操作業務委託契約の再委託承諾書を発行している。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 勤務状況報告書、オペレーション指示書の処理済み記録及び処理結果帳票にて確認している。委託先からの完了届はないが、日々職員が活動実績を確認した証跡を勤務状況報告書に残している。 | | |

| | | | | |
|----|--------------------|---|----------|-------|
| 13 | 契 約 内 容 | 連携データ一括出力機能開発委託 | | |
| | 委 託 先 | 富士ゼロックスシステムサービス(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 3,570 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 委託先は、住民総合システム(新住民情報システム)の構築事業者であり、当該システムを熟知しているため、本件も同社に委託することにより、安全性・安定性・一体性が確保できるため、競争に適していないと判断した。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 委託業務完了届出及び成果物(改修プログラム)の動作確認にて確認している。 | | |

| | | | | |
|----|------------------|---|----------|-------|
| 14 | 契 約 内 容 | コンピュータ室分電盤設置業務委託 | | |
| | 委 託 先 | NEC フィールドイング(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 3,360 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 本件で施工する分電盤設備は 24 時間稼働している電気設備であり、主要なサーバー機器類に電源を供給しているため、分電盤設置については設備構成に熟知している必要があり、競争に適さないと判断し、NEC フィールドイング(株)と契約を行うもの。 | | |

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実 績 確 認 | 業務完了届及び成果物（設置された実物）により確認している。 |

| | | | | |
|---------|--|--|----------|-------|
| 15 | 契 約 内 容 | 電算機器特殊設備保守委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ関西 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 8,391 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | <p>情報化推進室の管理下で総合庁舎 6 階に設置しているセンタ設備（情報機器）について、安全な電力供給を保証するため、特殊設備を配し、センタ設備の安定した運用を図っている。(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西は当該特殊設備の設置業者であり、良好な保守業務の提供が受けられ、又特殊設備とセンタ設備とは密接な連携も必要なことから、競争に適さないと判断し、当該事業者と保守契約を行った。</p> <p>また、一部電算機器用特殊設備に関しては技術的なノウハウが必要であり、業務の一部を日本電気フィールドディング(株)及びエヌディック(株)に再委託しており、東大阪市として本件の一部に関する再委託承諾書を発行している。</p> | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| 実 績 確 認 | 平常時の正常動作や異常発生時の対応などの作業状況、適時に入手する作業報告書及び年間保守業務に関する業務完了届を確認している。 | | | |

| | | | | |
|----|------------------|---|----------|-------|
| 16 | 契 約 内 容 | 日本語ページプリンタ装置特別保守委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ関西 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 4,788 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 必要とするデータ通信サービスの利用は、電気通信事業法の規定に基づき定められたデータ通信サービス契約約款による必要があるため、競争に適さないと判断した。 | | |

| | |
|--------------------|---|
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実 績 確 認 | 平常時の正常動作や異常発生時の対応などの作業状況、適時に入手する予防点検報告書により確認している。 |

| | | | | |
|----|--------------------|---|---------|-------|
| 17 | 契 約 内 容 | 平成 25 年度入力パンチ処理業務委託（内部パンチ） | | |
| | 委 託 先 | アトラス情報サービス(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 指名競争入札 | 契約額（千円） | 9,004 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条第 1 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | <p>業務の取扱いができる業者が限られていることから 1 号の指名競争入札とした。なお、業務の取扱いができると考えられる業者をすべて指名している。</p> <p>「平成 23・24 年度入札参加有資格者名簿」に記載されている業者のうち、本件の取扱いができる資格要件を考慮し 6 者を選定した。</p> <p>当該業者で指名競争入札を実施し、6 者が入札を行った。入札の結果、予定価格内の最低額で応札した業者を委託先として選定した。</p> | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 資格要件を有する 1 業者から見積書を入手して決定している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 年間パンチ一覧表、入力帳票受渡書及び作業時間記録表にて確認している。 | | |

| | | | | |
|----|------------------|--|---------|-------|
| 18 | 契 約 内 容 | 平成 25 年度入力パンチ処理業務委託（市民税データ） | | |
| | 委 託 先 | アトラス情報サービス(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 指名競争入札 (長期継続契約) | 契約額（千円） | 7,854 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条第 1 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | <p>本件の取扱いができる業者が限られていることから 1 号の指名競争入札とした。なお、業務の取扱いができると考えられる業者をすべて指名している。</p> <p>「平成 25・26 年度入札参加有資格者名簿」に記載されている業者のうち、本件の取扱いができる資格要件を考慮し 5 者を選定した。</p> | | |

| | | |
|--|--------------------|--|
| | | 当該業者で指名競争入札を実施し、4者が入札を行った。入札の結果、予定価格内の最低額で応札した業者を委託先として選定した。 |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績を参考に積算している。 |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| | 実 績 確 認 | 月次単位での作業件数明細と納品書を確認し、毎月、実績金額に基づく確定契約書を委託先と取り交わしている。 |

| | | | | |
|----|--------------------|--|----------|-----|
| 19 | 契 約 内 容 | 平成 25 年度入力パンチ処理業務委託 (外注パンチ) | | |
| | 委 託 先 | アトラス情報サービス(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 988 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 当初「平成 25・26 年度入札参加有資格者名簿」に記載されている業者のうち本件の取扱いができる資格要件を考慮し 5 者を選定して、指名競争入札を実施し、4 者が入札を行った。入札の結果は不調となり、再度「平成 25・26 年度入札参加有資格者名簿」に記載されている業者のうち本件の取扱いができる資格要件を考慮して 4 者を選定し指名競争入札を実施したが本市予定価格内での応札がなく不調に終わった。本件については業務執行に急を要するため、再入札の際に最低応札額提示のアトラス情報サービス(株)と金額を交渉した結果、本市予定価格内の金額で本件の履行が可能であるとの回答を受けたため競争に適さないと判断し、同社と随意契約を締結した。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績を参考に積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 月次単位での作業件数明細と納品書を確認し、毎月、実績金額に基づく確定契約書を委託先と取り交わしている。 | | |
| | 備 考 | 契約金額が百万円を下回っているが、契約当初概算で百万円を上回る予定であったため、監査対象としている。 | | |

| | | | | |
|----|---------|----------------|----------|-------|
| 20 | 契 約 内 容 | 電気計算組織機械操作業務委託 | | |
| | 委 託 先 | アトラス情報サービス(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 指名競争入札 | 契約額 (千円) | 1,990 |

| | |
|----------------|---|
| 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条第 1 号 |
| 委託先 選定方法・理由 | <p>本件の取扱いができる業者が限られていることから 1 号の指名競争入札とした。なお、業務の取扱いができると考えられる業者をすべて指名している。</p> <p>「平成 25・26 年度入札参加有資格者名簿」に記載されている業者のうち、本件の取扱いができる資格要件を考慮し 8 者を選定した。</p> <p>当該業者で指名競争入札を実施し、6 者が入札を行った。入札の結果、予定価格内の最低額で応札した業者を委託先として選定した。</p> <p>また、業務の安全・安定稼働や緊急時の即時対応を図るため、業務の一部を(株)淀計算センターに再委託しており、東大阪市として電子系酸素機器機械操作業務委託契約の再委託承諾書を発行している。</p> |
| 予定価格 積算方法 | 資格要件を有する 1 業者から見積書入手して決定している。 |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 |
| 実績確認 | オペレーション指示書の処理済み記録及び処理結果帳票にて確認している。 |

| | | | | |
|----|----------------|---|----------|-------|
| 21 | 契約内容 | 東大阪市税帳票トレイ指定印字委託 | | |
| | 委託先 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ関西 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 1,222 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>税業務システムについては(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西が開発しており、これに付随する税帳票トレイ指定印字処理も同社に委託することにより、安全性・安定性・一体性が確保できるため、競争に適さないと判断し、委託先と随意契約を締結した。</p> | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 業務完了届、検収書及び成果物 (改修プログラム) の動作確認にて確認している。 | | |

| | | |
|----|------|------------------------|
| 22 | 契約内容 | 総合庁舎ネットワークサーバーシステム保守委託 |
|----|------|------------------------|

| | | | |
|----------------|--|---------|-------|
| 委託先 | 西日本電信電話(株) | | |
| 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,902 |
| 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| 委託先 選定方法・理由 | 委託先は、当該電子計算機用端末機器の設置業者であり、委託先と契約することにより、現在の庁舎LANシステムの安全稼働が見込め、他業者では、システム設定作業が不可能なため、競争に適さないと判断し、委託先と随意契約を締結した。 | | |
| 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| 実績確認 | 保守完了報告書の入手及び平常時の正常動作や異常発生時の対応などの作業状況により確認している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|---|---------|-------|
| 23 | 契約内容 | 地番図等閲覧システム修正業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)エイテック | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,774 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | (株)エイテックは、地番図等閲覧システムの構築事業者のため当該システムを熟知しており、本開発作業も同社に委託することで安全性・安定性・一体性が確保できるため、競争に適さないと判断し、委託先と随意契約を締結した。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託業務の完了届及び成果物(改修プログラム)の動作確認にて確認している。 | | |

② 結果及び意見

【結果3】 税宛名管理システム構築保守業務委託等の随意契約における 予定価格の積算について(表1、2、3、4、5、7、8、 9、10、12、13、14、15、16、21、22、23)

予定価格を積算していない。委託業務については原則全ての契約について予定価格を積算し、委託金額の経済的合理性を検証する必要がある。

【意見 8】税宛名管理システム構築保守業務委託等の業務完了届など委託先が作業の完了を示す書面への職員確認証跡について（表 1～23）

委託業務が契約どおりに履行されていることを確認することは、委託業務の妥当性を検証するうえで重要な事項である。確認の方法は様々であるが、委託先から入手する業務完了届など作業の完了を示した書面に職員が証跡を残すことによって、履行確認の結果を取りまとめている。この際、職員の確認証跡が不明確であり、誰がいつ確認したか把握できないものがあつた(表 1、6、7、9、13、22、23)。形式的なことではあるが、適時適切に実績確認を行っていることを示す観点からも、確認証跡は適切に残すことが望まれる。

また、どのように確認したかについて契約書や仕様書などをもとに調書化すれば、契約履行確認の実効性や客観性が高まるため、調書化することが望ましい(表 1～23)。

【意見 9】税宛名管理システム構築保守業務委託等の完了確認について（表 1、6、7、9、15、16、22）

本件は、各種システムの保守業務委託であり、委託先から定期的に作業報告を受けている。しかしながら、本市では作業報告を元に予定工数と実績工数との比較分析を実施していない。

予定工数と実績工数を比較していない場合、必要な業務が適切に実施されたか確認できず、また契約において必要とされていたにも関わらず削減可能な作業工数があつた場合にそれを識別できず、将来の同様の保守業務の契約締結の際に情報を活用できない。特に、システムの保守業務の場合、競争入札が適さないという理由で、同じ業者と継続的に随意契約を締結するケースがほとんどであり、安易に前期と同様の内容・金額で継続的に契約が締結される可能性が高いため、留意が必要である。

予定工数と実績工数との比較分析を実施する体制を構築することによって、削減可能な作業工数を識別し、翌年度以降の見積りに反映させることにより、必要なサービスを経済合理的な金額で契約締結することが望まれる。

【意見 10】庁内 LAN ヘルプデスク業務委託の効率化について（表 6）

本件の委託内容は「①東大阪市職員が利用する庁内 LAN システムにおける操作方法に関する問い合わせ対応、ならびにパソコンやプリンタの故障発生時における連絡調整等を行い、円滑なシステム運用をはかる。

②問い合わせ対応実績を記録・整理することで、障害傾向等の分析に必要な統計データを作成する。」ことを内容としており、一定の技術経験を有する者2名を常駐させることになっている。

しかし、最近ではシステム不具合等の対応件数は減少しており、また、案件も過去のものと同様に重複することもあり、2名固定での契約はやや高額と考えられる。一方で2名体制でないと専属の人が欠けた場合、対応できないことも想定されるため、2名体制の必要性もあると考えられる。過去の対応内容をリストアップして対処方法のマニュアルを作成すること、及び掲示板の庁内浸透を図ることにより1名体制にできないか等、検討することが望ましい。

【結果4】 庁内 LAN ヘルプデスク業務委託等の指名競争入札における予定価格の積算について（表6、11、17、18、19、20）

指名競争入札に採用した予定価格の積算方法は、1業者からの見積書もしくは前年度実績を参考としたもののみであった。

指名競争入札による場合の予定価格の積算方法は、一般競争入札の規定である東大阪市財務規則第100条を準用することとなる。同規則第100条第3項によれば、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短、支払時期等を考慮して適正に定めなければならない。」とされている。

本件において、1業者からの見積書もしくは前年度実績を参考としたもののみではなく規定に即して独自の積算をすべきである。

なお、表11及び19の契約方法は随意契約であるが、指名競争入札を行ったが不調となったことによるものであり、その過程を検証した結果として上記に含めて記載している。

【意見11】 庁内 LAN ヘルプデスク業務委託の履行保証保険証書の入手について（表6）

本件は諸般の事情により、委託先がアール・オー・エス・ビジネス(株)からアール・オー・エス西日本(株)に変更されている。ここで東大阪市財務規則第117条によれば、「契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは契約保証金の一部又は全部を免除できるとある。本契約においてもアール・オー・エス・ビジネス(株)から保険証書を入手し契約保証金を免除されているが、変更後のアール・オー・エス西日本(株)からは保険証

書を入手していない。契約の履行性の確保という契約保証金の趣旨からすれば、委託先を変更する際にはあらためて履行保証保険証書を入手するという対応が望まれる。

【結果5】税システム再構築詳細設計支援業務委託等の調度課との合議について（表8、15）

本件については契約金額が500万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていなかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考え。今後においては、該当案件については漏れなく合議を行う必要がある。

【結果6】庁内LANパソコンOSアップデート業務委託の完了確認について（表10）

本件は、東大阪市庁内LANのパソコンに関するOSアップデート作業をリース会社であるリコージャパン(株)に委託したものである。委託先による作業完了後、業務委託届を受領して現物を確認しているものの、対象となるPCの作業完了消込作業を行わずに検査を終了していた。網羅的に作業が完了したことを確認したうえで検査を終了すべきである。

【結果7】電子機械操作業務委託等の随意契約の根拠条項（号）について（表11、12、19）

本件が随意契約に至った経緯は、指名競争入札を行ったが不調となったことによるものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当する。しかしながら、回議書に添付される理由書では、根拠条項（号）を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号と誤記していた。

どの規定に該当するかは随意契約を締結できるかどうかの重要な判断基準であり、根拠条項（号）が異なれば、随意契約締結の判断を誤導するおそれもある。また、根拠条項（号）に誤りがあるにもかかわらず決裁が行われたことは、理由書の検証手続にも問題がある。

今後、随意契約に関する理由書は正確に記載すべきであり、決裁権者は、記載内容を十分確認検討した上で決裁を行うべきである。

【意見 12】 連携データ一括出力機能開発委託の開発内容の事前検討について (表 13)

本件は、住民総合システムの共通基盤 DB と共通宛名 DB との突合処理に活用できる住民総合データを、共通基盤 DB に取り込める形式でのデータ出力及び送信機能の開発を委託するものである。契約方法は随意契約であり、当該システムの開発業者であることを理由に富士ゼロックスシステムサービス(株)と契約を締結していた。本契約の内容は、当初の開発時に含めることができ、委託金額の低減を図れるものであったが、分割した契約となっている。これは、平成 24 年 7 月の法改正に対応するにあたり、工程期間が厳しく、本契約の内容まで至らなかったことによる。工程期間中に作業が完了するよう、法改正の公布の段階で、施行時の開発内容を可能な限り検討することが望ましい。

【結果 8】 コンピュータ室分電盤設置業務委託の相見積りの実施について (表 14)

本件においては、相見積りを実施していない。

しかし、東大阪市財務規則第 108 条に、「令第 167 条の 2 の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りを省略できる場合とは、「予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき若しくは 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他 2 人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施する必要がある。

【意見 13】 入力パンチ処理業務委託の単価契約に係る契約保証金について (表 18)

本件は単価契約であり、1 箇月あたりの請求額が 500 万円以下のため、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により契約保証金が免除となっている。しかし、本件では契約時に支出見積額 9,589 千円が支出負担行為書として伺いが行われており、総額で 500 万円超の契約になることが予想されている。契約履行の確保及び担保という契約保証金の趣旨からすれば、

総額で 500 万円を超過することが見込まれるのであれば、契約保証金を設定することが望ましい。

4. 福祉部 障害者支援室

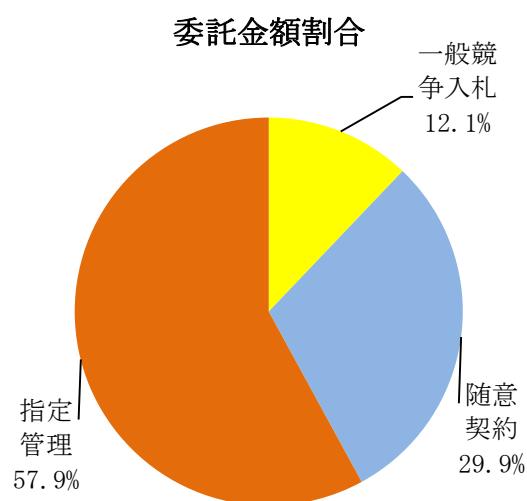
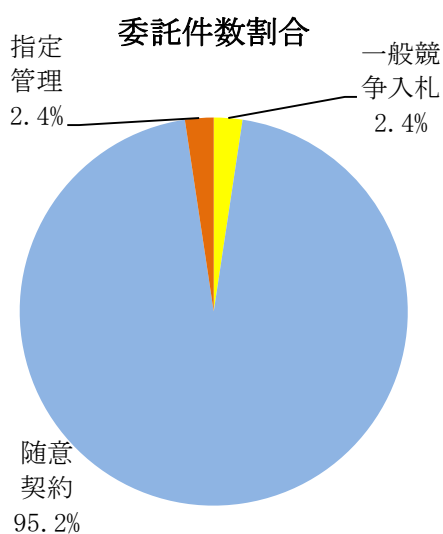
(1) 障害者支援室の概要

障害者自立支援法、障害福祉の啓発、コミュニケーション支援事業及び自立支援協議会の運営、指定障害福祉サービス事業者の指定・立ち入り検査等に関する業務を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | 1 | 2.4% | 61,248 | 12.1% |
| 指名競争入札 | — | — | — | — |
| 随意契約 | 40 | 95.2% | 151,302 | 29.9% |
| 指定管理 | 1 | 2.4% | 292,920 | 57.9% |
| 合計 | 42 | 100.0% | 505,470 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 505,470 千円であり、件数ベースでは随意契約が 95.2%を占めているが、金額ベースでは指定管理 57.9%、随意契約 29.9%となっている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|---|------------|---|----------|---------|
| 1 | 委託内容 | 平成 25 年度高井田障害者センター管理に関する協定 | | |
| | 委託先 | (社福)東大阪市社会福祉事業団【外郭団体】 (以下、「事業団」という) | | |
| | 委託方法 | 指定管理（非公募） 地方自治法第 244 条の 2 及び東大阪市立総合福祉センター条例 | 委託金額(千円) | 292,920 |
| | 非公募の理由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針 2 (2)③イ「外郭団体の統廃合等に向けて、経過期間として非公募とすることが円滑な統廃合等に寄与すると考えられるため」 | | |
| | 委託先選定方法・理由 | <p>本市において指定管理者を公募により選定する方針を示しているが、当該施設は、外郭団体統廃合等方針に基づき、民間社会福祉法人等では採算が取り難い障害者支援事業に重点をおく方針とされている。</p> <p>また、障害者（児）へのサービス提供は、その障害を熟知した専門性の高い豊富な経験を有する職員が必要であり、障害者（児）と職員との信頼関係が不可欠である。</p> <p>従来より事業団は同サービスを提供していることと併せ、障害者（児）に対して各種の相談に応じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活、社会生活を営むことができるために必要な事業を行う専門的知識とノウハウを持っていると認められる。また、仮に公募したとしても、高井田障害者センターで行うべき事業を包括的に運営できる団体は他に存在しないと考えている。</p> <p>以上の理由より、市指定管理者制度運用会議において、受託団体を、非公募により指定管理者として選定するとしている。</p> <p>なお、当該施設において、障害者総合支援法及び身体障害者福祉法等に規定される業務は下記の通りである。</p> <p>① 身体障害者福祉センターの事業に関する事及び身体障害者福祉センター B 型事業に関する事</p> <p>② 生活介護事業に関する事</p> | | |

| | | |
|--|------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ③ 短期入所事業に関する事 ④ 自立訓練に関する事 ⑤ 就労移行支援事業に関する事 ⑥ 就労継続支援B型事業に関する事 ⑦ 障害者自立支援法第 77 条第 3 項に掲げる事業のうち市町が必要と認める事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活支援事業に関する事 (2) 社会参加促進事業に関する事 (3) 日中一時支援事業に関する事 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの及び市長が必要と認める業務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者就業・生活支援センター事業 (2) 各種相談に関する事 (3) 啓発事業に関する事 (4) 各種会合等に必要の便宜の提供に関する事 (5) 前各号の他必要と認める事業 |
| | 保証金 | 指定管理者制度の保証金は規定されておらず、徴収していない。 |
| | 実績確認 | 毎年度終了後、事業報告書の提出を求めるとともに、管理運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施しており、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。事業報告書には、同センター内の各事業の具体的な取り組み、同センター経理区分の資金収支計算書及び事業活動収支計算書を含む決算書が記載されている。また、年に一回障害者支援室担当者が指定管理者の管理施設の管理運営状況を確認し、評価票を作成の上回議し承認を得ている。 |

| | | | | |
|---|------------|---|---------|--------|
| 2 | 契約内容 | 東大阪市相談支援事業委託 | | |
| | 委託先 | (社福)ひびき福祉会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 12,000 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先選定方法・理由 | 同様の契約として以下の契約があり、形態は本契約と同じである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 相手先：(社福)創思苑 契約額：12,000 千円 ② 相手先：(社福)東大阪市社会福祉事業団【外郭団体】 | | |

| | | |
|--|----------------------------|---|
| | | <p>契約額：12,000 千円</p> <p>③ 相手先：(社福)天心会 契約額：12,000 千円</p> <p>④ 相手先：上半期 (社福)鴻池福祉会 下半期 (一社)つどい ((社福)鴻池福祉会において一部事業を廃止し、新たに設立された(一社)つどいにおいて事業運営を行うこととなったことに伴い、上半期と下半期の実施業者が変更となっている。) 契約額：12,000 千円</p> <p>⑤ 相手先：(社福)若草会 契約額：12,000 千円</p> <p>⑥ 相手先：特定非営利活動法人 ばあとなあ 契約額：12,000 千円</p> <p>⑦ 相手先：(社福)青山会 契約額：12,000 千円</p> <p>(社福)東大阪市社会福祉事業団のみ回議書にて選定理由を検討している。他の委託先の選定理由については、回議書に理由の記載がない。</p> <p>(社福)東大阪市社会福祉事業団の選定理由は以下の通りである。</p> <p>東大阪市相談支援事業実施要綱第3条第2号により、要綱施行日前において本市より障害児(者)地域療育等支援事業の委託を受け活動実績があるものに委託ができるとある。上記委託先は平成10年に障害児(者)地域療育等支援事業が始まったときより委託を受け十分な活動実績がある。</p> <p>なお、平成25年10月を目途にプロポーザルで事業者を選定する予定で関係機関と協議を進めてきたが、今までにおいて、事業所が特に問題となる内容は無く、委託を継続するのに支障のある状況はなく、新規の事業所に決定することは、実績や利用者との関係性からの判断のみならず、障害者別や地域分担も考慮する必要がある、困難であると判断し、10月以降も随意契約によることとしている。</p> |
| | <p>予 定 価 格 積 算 方 法</p> | <p>委託先より「東大阪市相談支援事業見積内訳書」により決定している。</p> |

| | |
|-------|---|
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実績確認 | 事業報告書及び事業収支精算書を受領している。また、相談業務実施件数等の報告を受け、実績を確認している。 |

| | | | | |
|---|----------------|---|----------|-------|
| 3 | 契約内容 | 東大阪市地域活動支援センター I 型事業委託 | | |
| | 委託先 | (社福)天心会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 8,900 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>同様の契約として以下の相手先との契約があり、契約形態及び業者選定理由は上記契約と同様となっている。</p> <p>① 相手先：上半期(社福)鴻池福祉会 下半期(一社)つどい</p> <p>((社福)鴻池福祉会において一部事業を廃止し、新たに設立された(一社)つどいにおいて事業運営を行うこととなったことに伴い、上半期と下半期の実施業者が変更となっている。)</p> <p>契約額：8,900 千円</p> <p>選定理由は以下の通りである。</p> <p>東大阪市地域活動支援センター I 型事業実施要綱第 2 条に、本事業の運営については、市長が認める社会福祉法人又は特定非営利活動法人で、障害者等の生活支援に十分な実績があるものに対して委託することができることとある。上記委託先は平成 18 年度上半期まで大阪府精神障害者社会復帰施設運営補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けて 5 年以上の事業受託実績の経緯があり、また、平成 18 年度下期より、24 年度まで本市より本事業を受託している。市長が認める団体として、本事業の目的である精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることが期待できるため。</p> | | |
| | 予定価格 積算方法 | 委託先より「東大阪市地域活動支援センター I 型事業見積内訳書」により決定している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 事業報告書及び事業収支精算書を入手し、実績チェックを行う。また、支援実績内容について報告を受け、実績を確認している。 | | |

| | | | | |
|---------|--|---|----------|--------|
| 4 | 契 約 内 容 | 東大阪市新障害児者支援拠点施設新築工事に係る実施設計業務委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)大建設計 | | |
| | 契 約 方 法 | 制限付き一般競争入札 | 契約額 (千円) | 61,248 |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | <p>予定価格以内、最低制限価格以上の最低額の業者を選定している。なお、予定価格及び最低制限価格共に公示している。</p> <p>入札参加資格は以下の通りである。</p> <p>申請書及び入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。</p> <p>① 本市の平成 25・26 年度入札参加有資格者名簿（コンサル）に第一希望業種が「建築一般」で登録されていること。</p> <p>② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。</p> <p>③ 平成 10 年度以降、建築設計業務において元請として単独で、延床面積 8,800 m²以上の児童福祉施設等又は病院の新築工事における実施設計業務の履行実績があること。</p> <p>④ 一級建築士及び建築設備士をそれぞれ 1 名以上、かつ合計が 3 名となるよう適正に配置できること。</p> <p>⑤ 「東大阪市入札参加停止要綱」による入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>⑥ 本件を落札した業者は、同日に公告した「東大阪市西消防署建替工事に係る設計業務」への申請・入札を認めない。</p> | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 大阪府都市整備部より指定された労務・技術者単価及び資材単価、及び国土交通省告示 15 号に規定された工数により最低制限価格及び予定価格を積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| 実 績 確 認 | 設計委託業務完了届、設計委託業務成果品引渡書及び成果品を受領し、東大阪市技術職員 3 名にて業務評価を行い、合格水準に達していることを確認の上、設計業務検査及び評価報告を東大阪市長へ提出している。 | | | |

② 結果及び意見

【意見 14】高井田障害者センターの非公募による指定管理者の選定について（表1）

本市では、平成20年9月に東大阪市外郭団体統廃合等方針を策定し、「外郭団体自体あるいは外郭団体が実施している事業について、今後も行政を補完するものとして必要か、統廃合により効率的な執行ができないか、市の関与を離れ自立できないか、民間事業者で対応可能ではないか」という観点から統廃合等の見直しが行われている。その中で、障害者福祉に関しては、「障害者福祉の分野では、障害者自立支援法が未だ制度的に確立されたものではなく、民間社会福祉法人の進出に多くを望めない中で社会福祉事業団の持つノウハウ、事業規模は本市にとって欠かせないものであり、今後はこの分野に重点化して事業展開する。」という立場を採用している。

また、指定管理者の選定方法については、「民間事業者やNPO等の参画により、効果的・効率的な運営や市民サービスの向上が期待できる場合は原則として公募としているところであるが、本方針に基づく統廃合等を円滑に進めるため経過期間が必要な場合は、公募せず外郭団体を選定することで対応する」としており、当面、現在の指定管理者について、経過期間として非公募で選定してきた。

しかし、経過期間後の中長期の当該指定管理の在り方について、平成25年8月に策定された「東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」で方向性が示されたが、本来、指定管理者は公募型で選定されるべきである。長期的な観点からは、障害者福祉分野の民間業者の新規参入の可能性もあることから、定期的に当該施設で行うべき事業を包括的に運営できる団体の有無について検証すると共に、切り離しが可能な業務については公募型プロポーザルの導入を検証する等、効果的・効率的な管理運営手法について、継続的に検討を続けることが望ましい。

【意見 15】高井田障害者センターの指定管理者の独立性について（表1）

『平成18年度包括外部監査報告書（テーマ：外郭団体の「経営に係る事業の管理」及び「財務に関する事務の執行」について』において、下記の意見があった。

「委託であれ指定管理者の選定であれ、市の行政サービスを代行する団体については、公平性の観点から「市からの独立性」（実質的な独立性のみならず外観的独立性も含めて）を確保することが必須といえる。」

(社福)東大阪市社会福祉事業団においては、平成 18 年度末時点では東大阪市の出資比率は 100%、理事長は元東大阪市助役であり、平成 25 年度末時点でも出資比率は変わらず、理事長は元東大阪市職員、また理事長を除く理事 10 名の内、元又は現市関係者が 3 名であった。この傾向は平成 26 年度も引き続いており、平成 26 年 4 月 1 日以降は理事長が元東大阪市職員であり、また理事長を除く理事 10 名の内、元又は現市関係者が 3 名という状況であると共に、人事面も含めて(社福)東大阪市社会福祉事業団の管理運営は実質的に東大阪市の継続して担っており、現在でも市から独立性を確保しているとは言い難い状況である。

本来指定管理者は公募型で選定することが原則であり、民間企業と競争していくためにも、指定管理者の市からの独立性の確保は必須であると考えられる。また、(社福)東大阪市社会福祉事業団は、組織として市からの自立化を図るために、当面、市は当事業団の自立化を支援することが望ましい。

なお、非公募による指定管理者を選定する場合と事後評価については、「9. 建設局 土木部 交通対策室」の【意見 55】を参照のこと。

【意見 16】高井田障害者センターの指定管理者の成果指標の設定について(表 1)

『平成 18 年度包括外部監査報告書』において、他団体に対してであるが、下記の意見があった。

「協定書において、事業内容毎の目標としての成果指標を具体的に設定しておらず今後、市が指定管理者の業務成果をいかに管理しようとしているか不明確である。」

高井田障害者センターについては、協定書上、市は指定管理者に事業計画書の提出を求めており、事業計画書は提出されているが、具体的な成果指標は設定されておらず、依然として市が指定管理者の業務成果をいかに評価し、利用しているか不明確な状況であり、改善が望まれる。

【意見 17】高井田障害者センターの指定管理の予算査定について(表 1)

『平成 18 年度包括外部監査報告書』において、下記の意見があった。

「市が指定管理者に支払う委託管理経費の金額の予算査定につき、その算出根拠が実態を適宜、適切に反映しているか疑問が残る。」

市は予算査定の根拠として、指定管理者から提出される見積書に依っている。本来的には事業内容の目標に沿った事業計画、人員配置計画及

び前期稼働状況等を加味し、それを基に市側が内部積算の上、見積書の内容の妥当性について検証することが望まれる。

【意見 18】 高井田障害者センターの指定管理者制度における保証金の取扱いについて（表 1）

現在、委託契約の保証金については、地方自治法に基づき東大阪市財務規則第 115 条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定しておらず、また、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

指定管理者制度について、義務の履行の重要性や履行できなかった場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

【意見 19】 相談支援事業委託の回議書における随意契約理由の不記載について（表 2）

（社福）東大阪市社会福祉事業団を除き、随意契約の理由について記載なく回議の上、承認されている。記載されていない理由として、業務委託契約書において、東大阪市相談支援事業実施要綱に基づく事業を委託する旨が記載されているため記載不要と判断した、とのことであった。しかし、回議書は随意契約の選択やその理由を承認するものであることから、それらが回議書に適切に記載されている必要がある。回議書に東大阪市相談支援事業実施要綱に基づく事業を委託する旨を記載しているのみでは、随意契約先が妥当であるかを判定することが可能か、また承認行為が果たして適切に実施されていたのか明確ではない。

回議書の記載事項については、必要事項を確実に記載する様式を設定するのが望ましい。

【意見 20】 東大阪市相談支援事業実施要綱について（表 2）

東大阪市相談支援事業実施要綱第 3 条では、要綱の施行日前又は改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条に各々規定されている活動実績が必要となっている。同要

綱の施行日及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条の改正日は共に平成 19 年 4 月 1 日である。現在、平成 19 年 4 月 1 日以前に当活動実績がある団体は現在の委託先である 8 団体のみであり、同要綱によると将来この 8 団体以外が委託先になりうる可能性はゼロである。

一方、東大阪市相談支援事業実施要綱に基づく事業を委託する旨が記載されていること、及び、障害者自立支援法の意図する、「障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある方が必要なサービスを利用できるよう、サービスを利用する為のしくみが一元化されること」を達成可能である事業所として現委託先 8 カ所が要件を満たしており、新規の事業所に決定することは、実績や利用者との関係性からの判断のみならず、障害者別や地域分担も考慮する必要があり困難であると判断した、とのことから、平成 19 年度より継続して本件を委託している、との回答であった。

しかしながら、市の指定相談支援事業者は 23 団体ある。平成 19 年 4 月 1 日以前に活動実績がない上記 8 団体を除く特定相談支援事業者の当委託業務の実施能力の有無について市の担当者に確認したところ、当該事業者は、市から受託料を得ずに同様の業務を実施しており、当要綱で要綱設置時点における実績を必要とすることは、新規事業者への委託を徒に制限する恐れがある。

そのため、契約機会の公平性、公正性の観点から当要綱の妥当性及び改正について再検討が望まれる。

東大阪市相談支援事業実施要綱第 3 条 相談支援事業の実施主体は東大阪市とする。ただし、相談支援事業を、自立支援法第 32 条第 1 項（以下「法」という。）に規程する指定相談支援事業者であって、次の各号にいずれかに該当するもの（以下「相談支援事業者」という。）に対して委託することができる。

- （1）この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前において本市より障害者生活支援事業の委託を受けて活動実績のある者
- （2）施行日前において本市より障害児（者）地域療育等支援事業の委託を受けて活動実績のある者
- （3）法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条に規定する精神障害者地域生活支援センターとして市内で事業活動実績のある者

【意見 21】相談支援事業委託等の実績に応じた委託料の設定について（表 2、3）

東大阪市相談支援事業委託及び東大阪市地域活動支援センター I 型事業委託に係る委託契約金額については、業務委託契約書において、事業所規模及び活動実績に関わらず、各事業所へ委託料が一律となっている。

しかし、実際には事業所ごとに支援件数や支援対象となる登録者数、延べ利用者数に差がある。平成 25 年度の事業所ごとの支援実績件数を形態を問わずに集計した場合、支援件数が最小であった事業所では 592 件、最大であった事業所では 8,173 件であった。東大阪市地域活動支援センター I 型事業委託については、（一社）つどい（上半期事業運営者は（社福）鴻池福祉会である。以下「つどい等」とする。）及び（社福）天心会において平成 25 年度末現在の登録者数は各々 139 名、137 名、年間延べ利用者数は 4,909 名、5,267 名となっている。

支援実績に関わらず一律の委託料となっているが、市民への貢献度、すなわち支援実績に応じた委託料とすることが、経済性及び公平性の観点から望ましい。

【結果 9】相談支援事業委託等の契約保証金について（表 2、3）

障害者支援室では、契約保証金について、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号の規定により、株式会社や有限会社を除く社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等については原則免除の取扱いとしている。

しかし、社会福祉法人や一般社団法人、一般財団法人等については、一般的に財務基盤が強固とは言い難い団体が存在すると想定され、社会福祉法人等であることのみをもって契約不履行のおそれがないとは判断できない。さらに、契約金額が 500 万円を超える場合には、履行保証保険証書を手に入れる必要がある（「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて（通知）平成 12 年 3 月 10 日付 調度課長」）ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

【意見 22】相談支援事業委託等の支出の算出方法について（表 2、3）

東大阪市相談支援事業及び東大阪市地域活動支援センター I 型事業を受託している（一社）つどい等及び（社福）天心会においては、各々常勤

専従職員 1 名及び常勤職員 2 名、常勤職員 2 名が両委託業務に従事する職員として「相談事業職員配置計画書」に記載されている。委託料に対応する支出として報告される人件費や賃貸料は、委託料が適切であるかどうかの指標となるものであるが、「収支精算書」及び「事業実績報告書」上、契約者の職員に係る人件費のうち当契約に対応する部分を算定するための按分方法が不明である。また、賃借料など委託料に占める割合の高い支出内容についても同様の状況である。東大阪市相談支援事業については、「収支精算書」及び「事業実績報告書」を以て精算がなされることから、人件費・経費等支出の各事業費への按分状況について定期的に検証することが望まれる。

【意見 23】 相談支援事業委託の完了確認について（表 2）

東大阪市相談支援事業委託事業の契約上、各事業所へ委託料を一律半年で 6 百万円、年間で 12 百万円を支払い、「収支精算書」及び「事業実績報告書」に基づいて実費精算の結果、余剰金が生じたときには速やかに返還する旨が規定されている。

しかし、当精算にあたって、「収支精算書」及び「事業実績報告書」を受領するのみで内容についての検証は行われていない。業務委託契約書上、当契約に係る経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに整理保管しなければならない旨が記載されており、「収支精算書」及び「事業実績報告書」の内容を検証することは可能であることから、「収支精算書」及び「事業実績報告書」の内容について定期的に検証を行うことが望まれる。

【意見 24】 新障害児者支援拠点施設新築工事の実施設計業務委託について（表 4）

設計業務は、基本設計業務及び実施設計業務から構成され、本件は実施設計業務を委託したものであり、当初、履行期間平成 25 年 5 月 21 日から平成 26 年 3 月 31 日で契約を締結している。

基本設計完成後、平成 25 年 2 月に住民説明会を実施したものの、その後住民との協議により実施設計業務の完成を目前にして、平成 26 年 1 月 17 日及び平成 26 年 3 月 7 日に実施設計を変更している。また、平成 26 年 1 月 17 日に運営主体となると想定される(社福)東大阪市社会福祉事業団より医療機能部分に関して申し入れがあり、医療区画の実施設計を変更している。

当設計変更により、契約金額（税込）が 52,867 千円から 61,248 千円へと 8,380 千円増額、履行期限が平成 26 年 3 月 31 日から平成 26 年 6 月 30 日まで延期されている。

当設計変更に係る事務処理手続きとしては「東大阪市事務専決規程」において、当初工事契約について専決した契約金額の増額に係るものについては副市長の専決事項と規定されており、当規程に則った処理が行われている。しかし、平成 25 年 2 月の住民説明会時点においてすでに設計面での住民要望があり、実施設計業務について入札前実施設計業務の早期段階にて住民との間に合意が得られていれば不要であった費用が発生したと考えられる。また、(社福)東大阪市社会福祉事業団からの申し入れについても、事前に同事業団との検討を実施しておけば、今回のような契約変更は起こらなかったと想定される。

今後、同様の設計業務委託に際しては、住民や事業者等への早期合意の必要性について十分考慮し、不要な追加費用の発生を防ぐことが望まれる。

5. 福祉部 高齢介護室 高齢介護課

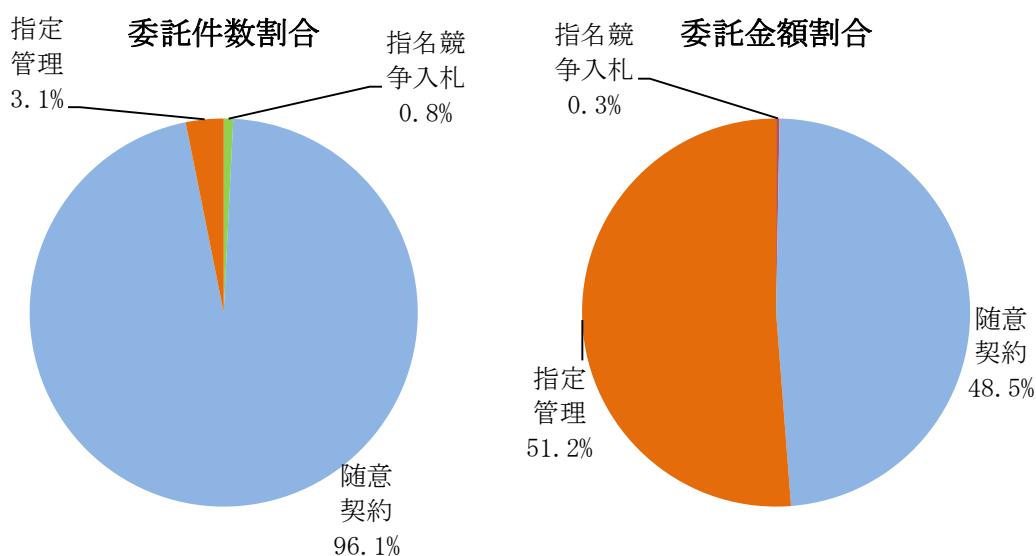
(1) 高齢介護課の概要

高齢者福祉施策、老人福祉施設などの整備や助成、地域支援事業に関する業務を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|-----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 1 | 0.8% | 3,634 | 0.3% |
| 随意契約 | 122 | 96.1% | 614,838 | 48.5% |
| 指定管理 | 4 | 3.1% | 649,661 | 51.2% |
| 合計 | 127 | 100.0% | 1,268,134 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 1,268,134 千円であり、件数ベースでは 96.1% が随意契約であるが、金額ベースでは随意契約と指定管理が約半分ずつを占めており、単価の高い指定管理があることを示している。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|------|--|---|----------|---------|
| 1 | 委託内容 | 平成25年度東大阪市立介護老人保健施設四条の家の管理に関する協定 | | |
| | 委託先 | (社福)東大阪市社会福祉事業団【外郭団体】 | | |
| | 委託方法 | 指定管理（非公募） 地方自治法第244条の2及び東大阪市立老人保健施設条例 | 委託金額（千円） | 477,141 |
| | 非公募の理由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針2(2)③イ「外郭団体の統廃合等に向けて、経過期間として非公募とすることが円滑な統廃合等に寄与すると考えられるため」 | | |
| | 委託先選定方法・理由 | 平成20年に策定した外郭団体統廃合等方針では、当該施設は平成25年度をもって閉鎖することが決定しており、経過期間として非公募とすることが利用者の移行等、円滑な統廃合等に寄与するとの理由より、「指定管理者制度運用会議」において、受託団体を非公募により指定管理者として選定している。 | | |
| | 保証金 | 指定管理者制度に保証金は規定されておらず、徴収していない。 | | |
| 実績確認 | 年度ごとの事業報告書や、定期的な利用者状況の確認（定例会ごとに資料提出）及び介護報酬請求（毎月）により確認しており、業務の実施状況について、高齢介護課職員が定期的に施設を訪問し履行確認を行っている。 また、管理運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施しており、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。 | | | |

| | | | | |
|---|------|--|----------|---------|
| 2 | 委託内容 | 平成25年度東大阪市立角田総合老人センターの管理に関する協定 | | |
| | 委託先 | (社福)東大阪市社会福祉協議会【外郭団体】 | | |
| | 委託方法 | 指定管理（非公募） 地方自治法第244条の2及び東大阪市立老人センター条例 | 委託金額（千円） | 101,846 |

| | |
|--|--|
| 非 公 募 の 理 由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針2(2)③イ「公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障がでるおそれがあるため」 |
| 委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由 | <p>超高齢社会を迎え、「共助」・「自助」の取組みが求められている中、本市においては平成24年度より、「高齢者支え合いのまちづくり推進事業」を指定管理者と共に、老人センターを拠点として実施しており、当該事業を行っている指定管理者が老人センターの管理も一体的に行うことで、より効率的な管理が可能となることから、「指定管理者制度運用会議」において、受託団体を非公募により指定管理者として選定している。</p> <p>なお、(社福)東大阪市社会福祉協議会を非公募で指定管理者とする同様の協定として以下の2件がある。</p> <p>① 件名：平成25年度東大阪市立五条老人センターの管理に関する協定 委託金額：38,074千円</p> <p>② 件名：平成25年度東大阪市立高井田老人センターの管理に関する協定 委託金額：32,600千円</p> <p>委託先の選定方法及び選定理由は、本件と同様である。</p> |
| 保 証 金 | 指定管理者制度に保証金は規定されておらず、徴収していない。 |
| 実 績 確 認 | <p>年度ごとの事業報告書や月次の利用状況報告書により確認しており、業務の実施状況につき高齢介護課職員が定期的に施設を訪問し、履行確認を行っている。</p> <p>また、管理運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施しており、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。</p> |

| | | | | |
|---|--|--|---------|--------|
| 3 | 契 約 内 容 | 平成25年度包括的支援事業委託（基幹型地域包括支援センター 東大阪市社会福祉協議会角田） | | |
| | 委 託 先 | (社福)東大阪市社会福祉協議会【外郭団体】 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 55,136 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由 | 介護保険法及び関連規定に基づき、地域包括支援センター運営協議会の議を経て委託先として適切と判断され契約締 | | |

| | | |
|--|--------------------|---|
| | | 結している。 なお、同様の契約として以下の契約がある。 件名：平成 25 年度包括的支援事業委託契約（基幹型地域包括支援センター 東大阪市社会福祉協議会荒川） 契約額：54,187 千円 本件と同じく（社福）東大阪市社会福祉協議会と契約している。 |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| | 実 績 確 認 | 月次の利用状況報告書により確認している。また、高齢介護課職員が業務の実施状況につき定期的に施設を訪問し、履行確認を行っている。 |

| | | | | |
|---|------------------|---|---------|--------|
| 4 | 契 約 内 容 | 平成 25 年度包括的支援事業委託（地域包括支援センター レーベンズポルト） | | |
| | 委 託 先 | （社福）寿栄会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 19,529 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | <p>介護保険法及び関連規定に基づき、地域包括支援センター運営協議会の議を経て委託先として適切と判断され契約締結している。</p> <p>なお、同様の契約として以下の契約があり、形態・業者選定理由は本契約と同じである。</p> <p>① 相手先：（社福）玉美福社会（地域包括支援センター 向日葵） 契約額：18,420 千円</p> <p>② 相手先：（社福）東大阪社会福祉事業団【外郭団体】（地域包括支援センター 四条の家） 契約額：18,215 千円</p> <p>③ 相手先：（社福）大阪 Y M C A（地域包括支援センター サンホーム） 契約額：18,079 千円</p> <p>④ 相手先：（社福）あゆみ会（地域包括支援センター アンパス東大阪） 契約額：17,936 千円</p> | | |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>⑤ 相手先：(社福)川福会（地域包括支援センター 布市福寿苑） 契約額：17,763 千円</p> <p>⑥ 相手先：(社福)仁風会（地域包括支援センター ビオスの丘） 契約額：17,736 千円</p> <p>⑦ 相手先：(社福)由寿会（地域包括支援センター アーバンケア稲田） 契約額：17,695 千円</p> <p>⑧ 相手先：(社福)弘友福社会（地域包括支援センター なるかわ苑） 契約額：17,538 千円</p> <p>⑨ 相手先：(社福)由寿会（地域包括支援センター アーバンケア島之内） 契約額：17,431 千円</p> <p>⑩ 相手先：(社福)川福会（地域包括支援センター みのわの里） 契約額：17,424 千円</p> <p>⑪ 相手先：(社福)光風会（地域包括支援センター たちばなの里） 契約額：17,352 千円</p> <p>⑫ 相手先：(社福)東寿会（地域包括支援センター イースタンビラ） 契約額：17,328 千円</p> <p>⑬ 相手先：(社福)川福会（地域包括支援センター 福寿苑） 契約額：16,578 千円</p> <p>⑭ 相手先：(社福)天心会（地域包括支援センター ヴェルディ八戸ノ里） 契約額：16,234 千円</p> <p>⑮ 相手先：(社福)諭心会（地域包括支援センター 千寿園） 契約額：15,941 千円</p> <p>⑯ 相手先：(社福)春光園（地域包括支援センター 春光園） 契約額：15,829 千円</p> |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |

| | |
|------|---|
| 実績確認 | 毎月の実績について委託先が提出する報告書により確認している。また、高齢介護課職員が業務の実施状況につき定期的に施設を訪問し、履行確認を行っている。 |
|------|---|

| | | | | |
|---|----------------|---|----------|-------|
| 5 | 契約内容 | 平成 25 年度街かどデイハウス運営事業委託 | | |
| | 委託先 | 民間非営利団体 和氣愛々 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 5,722 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>街かどデイハウスは、地域の高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるように、地域住民が自発的に取り組んできたものであり、社会貢献に意欲をもつ方々の身近な活動場所として運営をしており、今後も福祉の仕組みとして、新たな地域の課題の発見解決の貢献や地域の介護予防拠点として期待されているため、競争に適さないと判断した。</p> <p>介護予防については、街かどデイハウスのスタッフが、大阪府の実施した「街かどデイハウス介護予防研修」を受講し、一定の知識や技能を取得しており、また、契約においては事業継続審査会の議を経て契約締結している。</p> <p>なお、同様の契約として、以下の相手先との契約があり、契約形態及び業者選定理由は、上記契約と同様となっている。</p> <p>① 相手先：民間非営利団体 お達者くらぶ 契約額：5,577 千円</p> <p>② 相手先：民間非営利団体 NALC 東大阪・大東「めざめ」 契約額：5,481 千円</p> <p>③ 相手先：民間非営利団体 陽だまり 契約額：4,986 千円</p> <p>④ 相手先：民間非営利団体 生き生きネット和の会 契約額：4,823 千円</p> <p>⑤ 相手先：民間非営利団体 すずめの学校 契約額：4,818 千円</p> <p>⑥ 相手先：民間非営利団体 高麗いきいきクラブ 契約額：4,194 千円</p> <p>⑦ 相手先：民間非営利団体 とも</p> | | |

| | | |
|--|--------------------|--|
| | | 契約額：3,936千円 ⑧ 相手先：民間非営利団体 南四条 契約額：3,539千円 ⑨ 相手先：民間非営利団体 こひゃん 契約額：3,409千円 ⑩ 相手先：民間非営利団体 じゃがいもくらぶ 契約額：2,863千円 ⑪ 相手先：民間非営利団体 街かどデイハウスほんわか 契約額：2,775千円 ⑫ 相手先：民間非営利団体 街かどデイハウスふるさと運営委員会 契約額：2,508千円 ⑬ 相手先：民間非営利団体憩いの森 契約額：2,445千円 ⑭ 相手先：民間非営利団体いきいきライフ夢 相手先：2,220千円 ⑮ 相手先：民間非営利団体ぬくもり 契約額：1,971千円 ⑯ 相手先：民間非営利団体大蓮ふれあいの家 契約額：1,845千円 |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| | 実 績 確 認 | 実施相当委託料については受託業務実績報告書に基づき請求されるためこれを検査している。具体的には、家賃については、年度当初に賃貸契約書の提出を義務付け、金額を確認し、光熱水費については、毎月の請求ごとに通帳や納付書のコピーの提出を義務付け、確認している。また、高齢介護課職員が業務の実施状況につき定期的に施設を訪問し、履行確認を行っている。 |

| | | | | |
|---|-------------|--------------------------------|---------|--------|
| 6 | 契 約 内 容 | 平成 25 年度東大阪市食の自立支援事業（配食サービス）委託 | | |
| | 委 託 先 | （社福）かわち野福祉会（にじの会） | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 10,055 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |

| | |
|------------------------|---|
| <p>委託先 選定方法・理由</p> | <p>配食サービス事業は、単に弁当を配達するという事業ではなく、国の地域支援事業の地域自立生活支援事業を活用した安否確認の事業も併せ持った事業である。したがって、提供する食事内容及び対人サービスともに質の高いサービス提供が必要であり、単に安価をもって事業者決定することは適当ではなく、また既に本事業を利用しているサービス提供事業者を変更することは利用者の利便性を損ねることとなり好ましくないことから、競争に適さない。</p> <p>また国からの補助金で事業を実施しているが、国の要綱にも地域の社会福祉法人が実施している配食の支援を活用する旨が載っており、利用者の地域割等も考慮した上で事業を委託しているところであり、本事業に実績のある(社福)かわち野福社会(にじの会)と引き続き契約するもの。</p> <p>なお、同様の契約として以下の相手先との契約がある。</p> <p>① 相手先：(社福)かわち野福社会(かわち野里) 契約額：9,682千円</p> <p>② 相手先：(社福)玉美福社会(玉美苑) 契約額：7,371千円</p> <p>③ 相手先：惣菜・お弁当の宅配店 ひまわり御厨店 契約額：6,203千円</p> <p>④ 相手先：(社福)川福会(福寿苑) 契約額：5,003千円</p> <p>⑤ 相手先：(社福)川福会(みのわの里) 契約額：4,320千円</p> <p>⑥ 相手先：(社福)川福会(布市福寿苑) 契約額：3,946千円</p> <p>⑦ 相手先：(社福)由寿会(アーバンケア島之内) 契約額：3,671千円</p> <p>⑧ 相手先：(社福)由寿会(アーバンケア稲田) 契約額：2,718千円</p> <p>⑨ 相手先：部落解放荒本地区消費生活協同組合 契約額：1,485千円</p> <p>⑩ 相手先：(社福)光風会(たちばなの里) 契約額：1,243千円</p> |
| <p>予定価格 積算方法</p> | <p>前年度の実績をもって予定価格としている。</p> |

| | | |
|--|-------|---------------------------|
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| | 実績確認 | 毎月の実績については報告書により確認をしている。 |

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|
| 7 | 契約内容 | 平成 25 年度地域介護予防推進事業等委託（基幹型地域包括支援センター 東大阪市社会福祉協議会角田） | | |
| | 委託先 | （社福）東大阪市社会福祉協議会【外郭団体】 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 4,428 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>本事業の実施は、基幹型地域包括支援センター東大阪市社会福祉協議会角田にて実施することから、その事業の実施を担当すべき地域包括支援センターを設置している（社福）東大阪市社会福祉協議会と契約を行う方が、効率的かつ効果的であるとの観点から競争に適さないと判断したものの。なお、同様の契約として以下の契約がある。</p> <p>件名：平成 25 年度地域介護予防推進事業等委託（基幹型地域包括支援センター東大阪市社会福祉協議会荒川）</p> <p>契約額：1,990 千円</p> <p>本件と同じく（社福）東大阪市社会福祉協議会と契約している。</p> | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 年度ごとの事業報告書により確認している。また、高齢介護課職員が定期的に施設を訪問し、履行確認を行っている。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|
| 8 | 契約内容 | 平成 25 年度地域介護予防推進事業等委託 | | |
| | 委託先 | （社福）寿栄会（レーベンズポルト） | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 3,476 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>本事業の実施は、地域包括支援センターレーベンズポルトにて実施することから、事業の実施を担当すべき地域包括支援センターを設置している（社福）寿栄会と契約を行う方が、効率的かつ効果的であるとの観点から競争に適さないと判断したものの。なお、同様の契約として以下の相手先との契約があり、形態・業者選定理由は本契約と同じである。</p> | | |

| | | |
|--|--------------------|--|
| | | ① 相手先：(社福)大阪YMCA (サンホーム) 契約額：3,353 千円 ② 相手先：(社福)東大阪社会福祉事業団 (四条の家) 契約額：3,212 千円 ③ 相手先：(社福)川福会 (福寿苑) 契約額：2,804 千円 ④ 相手先：(社福)玉美福祉会 (向日葵) 契約額：2,783 千円 ⑤ 相手先：(社福)光風会 (たちばなの里) 契約額：2,662 千円 ⑥ 相手先：(社福)あゆみ会 (アンパス東大阪) 契約額：2,280 千円 ⑦ 相手先：(社福)由寿会 (アーバンケア島之内) 契約額：2,160 千円 ⑧ 相手先：(社福)川福会 (みのわの里) 契約額：1,961 千円 ⑨ 相手先：(社福)由寿会 (アーバンケア稲田) 契約額：1,549 千円 ⑩ 相手先：(社福)仁風会 (ビオスの丘) 契約額：1,540 千円 ⑪ 相手先：(社福)川福会 (布市福寿苑) 契約額：1,500 千円 ⑫ 相手先：(社福)東寿会 (イースタンビラ) 契約額：1,489 千円 ⑬ 相手先：(社福)諭心会 (千寿園) 契約額：1,246 千円 ⑭ 相手先：(社福)天心会 (ヴェルディ八戸ノ里) 契約額：1,221 千円 |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| | 実 績 確 認 | 毎月の実績については報告書により確認をしている。 |

| | | | | |
|---|---------|------------------------|----------|-------|
| 9 | 契 約 内 容 | 平成 25 年度老人センター介護予防事業委託 | | |
| | 委 託 先 | (社福)東大阪市社会福祉協議会【外郭団体】 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 6,440 |

| | | | | |
|--|----------------|--|--|--|
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 老人センターにて高齢者への介護予防業務を実施するにあたり、老人センター（角田総合老人センター、五条老人センター、高井田老人センター）の指定管理先として協定を締結している(社福)東大阪市社会福祉協議会と随意契約を締結する方が、効率的かつ効果的であるとの観点から競争に適さないと判断したもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 年度ごとの事業報告書により確認している。また、高齢介護課職員が定期的に施設を訪問し、履行確認を行っている。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|--|---------|-------|
| 10 | 契約内容 | 平成 25 年度東大阪市介護予防二次予防事業運動器の機能向上プログラム事業委託 | | |
| | 委託先 | (公財)大阪YMCA | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 4,770 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 平成 18 年度に実施事業者を公募し、選考委員会にて委託先事業者として適切と判断したもので、平成 25 年度においても引き続き事業を実施するため(公財)大阪YMCAと随意契約している。なお、当初契約額は 10,060 千円であった。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 平成 18 年度に実施事業者を公募し、選考委員会にて委託先事業者として選定した際の単価を基礎にしている。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 実施状況については実績報告により確認している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|--|---------|-------|
| 11 | 契約内容 | 平成 25 年度東大阪市二次予防検査業務委託契約 | | |
| | 委託先 | (一社)枚岡医師会 (一社)河内医師会 (一社)布施医師会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,041 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 本事業の委託については、その業務内容が医療機関でなければ実施できないことから競争に適さないと判断し、本市 | | |

| | | |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| | | 内の検査機関を取りまとめる団体である医師会と契約している。 |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | | 国の医科診療報酬表に基づき検査あたりの単価を医師会と合意し積算している。 |
| 契 約 保 証 金 | | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実 績 確 認 | | 実施医療機関からの請求書（個人票つき）に基づき確認している。 |

| | | | | |
|----|--------------------|---|---------|--------|
| 12 | 契 約 内 容 | 東大阪市介護保険区分支給限度額の見直し等対応委託（介護保険システム） | | |
| | 委 託 先 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ関西 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 11,547 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 介護保険システムは、現在、(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西と契約を締結し、維持管理運用を行っている。 本件は、法改正に伴う介護保険システムの改修であり、当該事業者へ委託することにより、万が一の障害対応にも早急な対応ができることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を行っている。 なお、介護システムのソフトウェアは日本電気(株)のものを利用していることから、日本電気(株)、NECシステムテクノロジー(株)、(株)サンネットの 3 社に再委託申請に基づく本市市長の承諾に基づき再委託している。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 本件の実績検証について、仕様の確認を高齢介護課で実施している。 | | |

② 結果及び意見

【意見 25】介護老人保健施設四条の家の非公募による指定管理者の選定について（表 1）

本件については、対象施設である東大阪市立介護老人保健施設「四条の家」が平成 25 年度で廃止となることを理由に、従前の指定管理者である(社福)東大阪市社会福祉事業団を引き続き、非公募により指定管理

者として選定しているが、非公募による選定であるため、委託先以外の者に、事業への参入機会は与えられていない。

従来、福祉分野に関しては民間業者が未成熟であることからこれらの業務を外郭団体が実施してきた経緯があり、また、本年度で当該施設が廃止になるという状況があることは考慮すべき要件として挙げられるが、委託の透明性、公平性の観点から、第三者の事業参入の機会を与えない非公募による指定管理者の選定は適切とは言えず、公募による指定管理者の選定の検討が望まれる。

【意見 26】 角田総合老人センターの非公募による指定管理者の選定について（表2）

表2の通り、各老人センターの指定管理者の選定方法は非公募となっている。これは、平成24年度より各老人センターを拠点に（社福）東大阪市社会福祉協議会（以下、市社協）とともに「高齢者支え合いのまちづくり推進事業」を実施しており、拠点である各老人センターの管理を同事業と一体に行う方がより効率的な管理が可能となると判断されたため、「公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障が出るおそれがある場合」として、非公募により市社協を指定管理者として選定している。

確かに、市社協は、継続的に事業に関与していることから、各老人センターの管理運営のノウハウを有し、効果的・効率的に事業運営することができることは推定できると考えられる。しかし、委託の透明性、公平性の観点から、第三者の事業参入の機会を与えない非公募による指定管理者の選定は適切とは言えず、公募による指定管理者の選定の検討を継続的に続けることが望ましい。

なお、表1の四条の家についても、非公募で指定管理者が選定されているが、同施設は平成25年度末をもって廃止となっている。

非公募による指定管理者を選定する場合と事後評価については、「9. 建設局 土木部 交通対策室」の【意見55】を参照のこと。

【意見 27】 角田総合老人センターの指定管理者の成果指標の設定について（表2）

『平成18年度包括外部監査報告書』において、下記の意見があった。

「協定書において、事業内容毎の目標としての成果指標を具体的に設定しておらず今後、市が指定管理者の業務成果をいかに管理しようとしているか不明確である。」

表2の各老人センターについては、協定書上、市は指定管理者に事業計画書の提出を求めており、事業計画書は提出されているが、具体的な成果指標は設定されておらず、依然として市が指定管理者の業務成果をいかに評価し、利用しているか不明確な状況であり、改善が望まれる。

【意見 28】角田総合老人センターの指定管理に係る予算査定について（表2）

『平成18年度包括外部監査報告書』において、下記の意見があった。

「市が指定管理者に支払う委託管理経費の金額の予算査定につき、その算出根拠が実態を適宜、適切に反映しているか疑問が残る。」

市は予算査定の根拠として、指定管理者から提出される見積書に依っている。本来的には事業内容の目標に沿った事業計画及び人員配置計画及び前期稼働状況等を加味し、それを基に市側が内部積算の上、見積書の内容の妥当性について検証が望まれる。

【意見 29】角田総合老人センターの指定管理者制度における保証金の取扱いについて（表2）

現在、委託契約の保証金については、東大阪市財務規則第115条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定しておらず、また、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

指定管理者制度について、義務の履行の重要性や履行できなかった場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

【結果 10】包括的支援事業委託等の随意契約における予定価格の積算について（表3、4、5、7、8、9、12）

予定価格を積算していない。委託業務については原則全ての契約について予定価格を積算し、委託金額の経済的合理性を検証する必要がある。

【結果 11】包括的支援事業委託等の契約保証金について（表4、5、6）

高齢介護課では、契約保証金について、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号の規定により、株式会社や有限会社を除く社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等については原則免除の取扱いとしている。

しかし、社会福祉法人や一般社団法人、一般財団法人等については、一般的に財務基盤が強固とは言い難い団体が存在すると想定され、社会福祉法人等であることのみをもって契約不履行のおそれがないとは判断できない。さらに、契約金額が 500 万円を超える場合には、履行保証保険証書を手に入れる必要がある（「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて（通知）平成 12 年 3 月 10 日付 調度課長」）ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

【意見 30】 包括的支援事業委託等の外郭団体の契約保証金の取扱いについて（表 3、7、9）

委託先が外郭団体の場合について、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により契約保証金を免除しているが、当規定の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」についての検討の過程が明示されていない。

そもそも契約保証金は、受託業者の受託契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、委託先が外郭団体の場合は財務内容や事業実績を事前に把握していることもあって、具体的な検討を省略していると思料され、他の部署においても委託先が外郭団体の場合は同様の取扱いをしている。

しかし、外郭団体については特別な取扱いをすべきとの規定もなく、また、外郭団体とはいえ財務に対して民間同様の厳しい対応をとることで住民の納得も得やすく、契約ごとに契約保証金を免除するか否かについて、財務状況等を勘案して個別に検討し、その過程を明確にすることが望まれる。

【意見 31】 包括的支援事業委託等の契約上の単価について（表 4）

契約金額は職員の配置のための基本委託料と事業を適正に実施するための実施相当委託料から構成されている。基本委託料の金額としては、全国の地域包括支援センターの委託料を勘案して決定している。

しかし、本件は平成 18 年 4 月に改正された介護保険法に基づき実施が義務付けられた地域支援事業のうち、介護予防ケアマネジメント、総

合相談・支援、虐待防止のほか権利擁護、包括的・継続的な地域ケア支援をその目的としたものであるが、契約上の単価（積算単価）は平成 18 年 4 月の制度導入以降、根本的な見直しが行われていない。

平成 27 年度に介護保険法の改正もあることから、積算単価の見直しを実施することが望まれる。

【意見 32】食の自立支援事業委託の随意契約理由について（表 6）

本件は、東大阪市食の自立支援事業（配食サービス）の実施要項に基づく配食サービス業務であるが、単に弁当を配達するという事業ではなく、国の地域支援事業の地域自立生活支援事業を活用した安否確認の事業も併せ持った事業であり、サービス内容や、利用者の利便性等を理由に、随意契約を行っているが、委託先に民間の弁当業者が含まれているなど上記随契理由は合理的とは言えない。

契約の透明性、公平性の観点から一般競争入札による契約の実施の検討が望まれる。

【意見 33】食の自立支援事業委託等の契約上の単価について（表 6、7、8、9、10）

本件は平成 18 年 4 月に改正された介護保険法に基づき実施が義務付けられた地域支援事業のうち、地域介護予防推進事業をその目的としたものであるが、契約上の単価（積算単価）は平成 18 年 4 月の制度導入以降、根本的な見直しが行われていない。

平成 27 年度に介護保険法の改正もあることから、積算単価の見直しの検討が望まれる。

【結果 12】介護予防事業二次予防事業運動器の機能向上プログラム事業委託の調度課との合議について（表 10）

本件については当初契約金額が 500 万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていなかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で 500 万円、使用料及び賃借料のリース物件で 80 万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守す

べき重要な取り決めであると考え。今後においては、該当案件については漏れなく合議を行う必要がある。

【意見 34】 介護予防二次予防事業運動器の機能向上プログラム事業委託の随意契約理由について（表 10）

本件は、平成 18 年 4 月に改正された介護保険法に基づき実施が義務付けられた地域支援事業のうち、地域介護予防推進事業をその目的としたものである。平成 18 年度にプロポーザルにより選考委員会にて委託先事業者として適切と判断し随意契約を交わしているが、その後は継続して、同じ事業者継続して随意契約を交わしている。

随意契約理由として、事業の性質により競争入札に付することが適さないものであるとの説明を受けている。

しかし、同業他社でも実施可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

本件は契約に基づく安定的なサービスの供給が求められる業務であり、必ずしも経済性のみに注視して契約先を決めるものではないため、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の対応を行うことが望まれる。

【意見 35】 介護保険区分支給限度額の見直し等対応委託に係る完了確認について（表 12）

本件は、法改正に伴う介護保険システムの修正業務であり、業務の完了確認については、実機を操作し対象業務の改修が完了していることを確認しているとのことであるが、履行確認が文書化されていなかった。

いつ、だれが、どのように完了確認したかについての状況を明確にするためにも明確に文書化することが適切であると考え。

6. 福祉部 高齢介護室 介護認定課

(1) 介護認定課の概要

要介護や要支援の認定に関する業務を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | — | — | — | — |
| 随意契約 | 41 | 100.0% | 84,843 | 100.0% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 41 | 100.0% | 84,843 | 100.0% |

平成 25 年度における委託金額は 84,843 千円であり、すべて随意契約である。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|-------|
| 1 | 契約内容 | 平成 25 年度要介護認定調査業務委託 | | |
| | 委託先 | (社福)川福会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 4,100 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 随意契約により業者を選定しているのは、居宅支援事業者、介護保険施設等に在籍している全ての者が認定調査を行えるものではなく、一定の要件を満たした者（①介護支援専門員証が交付されているもの。②都道府県等が実施する要介護認定調査に関する研修を修了したもので、本市内の事業所に所属し、初めて要介護認定調査業務を行う場合、本市が実施する要介護認定調査員研修を受講したもの。③介護支援専門員証・5年の有効期間が満了のため、更新の研修を受講し、介護支援専門員証の再交付を受けているもの）に限られており、本来の業務のケアマネジメントを行いながら、範囲地区内で調査を依頼するため、性質上競争入札には適さないため。 | | |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>また、随意契約ではあるが同業務の委託先は約 350 社に及んでいる。</p> <p>同様の契約として以下の相手先との契約があり、形態・業者選定理由は本契約と同じである。</p> <p>① 相手先：医療生協かわち野生活協同組合 契約額：3,202 千円</p> <p>② 相手先：(社福)由寿会 契約額：2,127 千円</p> <p>③ 相手先：(社福)大阪YMCA 契約額：1,669 千円</p> <p>④ 相手先：(社福)大阪市社会福祉協議会【外郭団体】 契約額：1,603 千円</p> <p>⑤ 相手先：(社福)仁風会 契約額：1,531 千円</p> <p>⑥ 相手先：(社福)正美福祉会 契約額：1,464 千円</p> <p>⑦ 相手先：(社福)寿栄会 契約額：1,386 千円</p> <p>⑧ 相手先：株式会社はまゆう 契約額：1,047 千円</p> <p>⑨ 相手先：(社福)春光園 契約額：1,029 千円</p> <p>⑩ 相手先：(社福)天心会 契約額：1,011 千円</p> |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | <p>認定調査1件あたりの単価（居宅4,515円/件、施設3,150円/件）に基づく積上げ計算。なお、単価は、本件業務が市事業の一部委託であることから、市嘱託の調査員の単価をベースに設定している。</p> |
| 契 約 保 証 金 | <p>東大阪市財務規則第117条第3号により免除</p> |
| 実 績 確 認 | <p>提出される認定調査票を介護認定課の専門担当者2名が検証している。また要介護認定業務適正化事業として、委託事業所新規調査員に、市の調査員が同行し、実地見学研修を行っている。</p> |

② 結果及び意見

【意見 36】要介護認定調査業務委託の実施状況の検証手続について(表1)

本件は厚生労働省老健局老人保健課長通知「認定調査票記入の手引き」に従って、調査対象者に関する認定調査を公平・公正かつ適切に実施することを目的に、その業務を一定の要件を満たす事業者に委託する業務であり、年間約2万件の認定調査を行うため、平成25年度は市内187法人、市外164法人、市町村事務受託法人12団体と契約している。

介護認定課では、要介護認定業務が適正に実施されているか検証するため、委託事業所の調査員から提出される「認定調査票」を専門担当者が検証し、不備や不適切と判断される場合、調査員に対し認定調査結果の是正や指導を行っているが、調査員が調査終了時に作成し、認定調査対象者又は立会人より調査実施確認の署名を得て、回収、保管することとなっている「認定調査実施確認票」の記載内容の確認は実施していなかった。

「認定調査実施確認票」は、調査員と認定調査対象者との間で調査が適切に実施されたことを確認するための書類で、介護認定課への提出を予定していない書類であることから、書式自体も本人控と調査員控の2部複写となっているが、調査対象者本人又は立会人から署名が得られていることを検証することは、認定調査の実施状況の検証になり、また、調査員への牽制になると考えられる。

介護認定課に委託事業者の調査員が「認定調査票」を提出する際に「認定調査票」に係る「認定調査実施確認票」を併せて提出させ、調査対象者本人又は立会人の署名等の記載内容の検証を実施することを検討された。

7. 健康部 健康づくり課

(1) 健康づくり課の概要

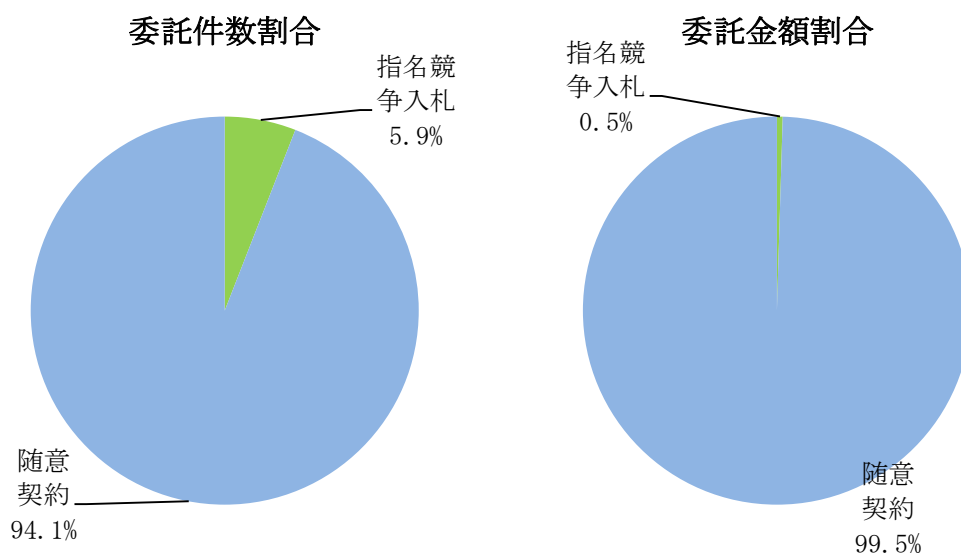
下記に関する業務を行っている。

- ① 健康づくり、がん検診、栄養改善などの健康増進施策
- ② 精神保健福祉手帳事務を含む精神保健福祉施策業務
- ③ 母子保健、予防接種に関する施策業務
- ④ 結核、その他感染症対策施策業務
- ⑤ 特定疾患、大気汚染にかかる公害疾病にかかる補償事務

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|-----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 7 | 5.9% | 8,672 | 0.5% |
| 随意契約 | 111 | 94.1% | 1,812,598 | 99.5% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 118 | 100.0% | 1,821,271 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 1,821,271 千円であり、件数ベースで 94.1%、金額ベースで 99.5%と随意契約が大半を占めている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| 1 | 契約内容 | 予防接種事業委託その1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------------|---|---------|-------------|------|-----------|---------|-----------|--------|--------|----------------------|----------------------------|---------|------------------|---------------------------|--------|-----------------|---------------------------|---|-----------------|---------------------------|--------|--------------|---------------------------|--------|-----|---------------------------|
| | 委託先 | (一社)枚岡医師会 (一社)河内医師会 (一社)布施医師会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約方法 | 随意契約(単価契約) | 契約額(千円) | 904,195(総額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 地区医師会の協力のもと市内の取扱い医療機関にて個別接種方式により実施するため、競争入札に適さないと判断した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格(単価)は、ワクチン代、診療報酬及び事務手数料等を積算して決定している。ワクチン代や診療報酬等制度改訂がない限りは前年度単価を引き継ぐ形となっている。なお、予定価格を契約上の単価としている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実績確認 | 医療機関からの請求内容についてワクチン毎に予防接種実施申込書及び予診票等に基づき接種対象者の住所、年齢、ワクチンの種類等を確認し実績確認を行っている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 備考 | <p>主な内容、契約上の単価及び契約額は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接種内容</th> <th>契約上の単価(円)</th> <th>契約額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻しん・風しん混合</td> <td>@8,692</td> <td>27,806</td> </tr> <tr> <td>四種混合 (DPT-IPV) 1期</td> <td>接種委託料@10,038 予診のみ@2,473</td> <td>105,284</td> </tr> <tr> <td>三種混合 (DPT) 1期</td> <td>接種委託料@4,746 予診のみ@2,473</td> <td>25,954</td> </tr> <tr> <td>二種混合 (DT) 1期</td> <td>接種委託料@4,366 予診のみ@2,636</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>二種混合 (DT) 2期</td> <td>接種委託料@4,426 予診のみ@3,150</td> <td>11,303</td> </tr> <tr> <td>不活化 ポリオ単独</td> <td>接種委託料@8,883 予診のみ@2,473</td> <td>52,603</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>接種委託料@8,463 予診のみ@3,938</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> | | | 接種内容 | 契約上の単価(円) | 契約額(千円) | 麻しん・風しん混合 | @8,692 | 27,806 | 四種混合 (DPT-IPV) 1期 | 接種委託料@10,038 予診のみ@2,473 | 105,284 | 三種混合 (DPT) 1期 | 接種委託料@4,746 予診のみ@2,473 | 25,954 | 二種混合 (DT) 1期 | 接種委託料@4,366 予診のみ@2,636 | 9 | 二種混合 (DT) 2期 | 接種委託料@4,426 予診のみ@3,150 | 11,303 | 不活化 ポリオ単独 | 接種委託料@8,883 予診のみ@2,473 | 52,603 | 風しん | 接種委託料@8,463 予診のみ@3,938 |
| 接種内容 | 契約上の単価(円) | 契約額(千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 麻しん・風しん混合 | @8,692 | 27,806 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四種混合 (DPT-IPV) 1期 | 接種委託料@10,038 予診のみ@2,473 | 105,284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三種混合 (DPT) 1期 | 接種委託料@4,746 予診のみ@2,473 | 25,954 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二種混合 (DT) 1期 | 接種委託料@4,366 予診のみ@2,636 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二種混合 (DT) 2期 | 接種委託料@4,426 予診のみ@3,150 | 11,303 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不活化 ポリオ単独 | 接種委託料@8,883 予診のみ@2,473 | 52,603 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 風しん | 接種委託料@8,463 予診のみ@3,938 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------|----------------------------|---------|
| | | 日本脳炎 1 期 | 接種委託料@6,237 予診のみ@2,636 | 80,365 |
| | | 日本脳炎 2 期 | 接種委託料@6,237 予診のみ@2,636 | 10,517 |
| | | 麻しん | 接種委託料@9,114 予診のみ@4,987 | 27 |
| | | インフルエンザ (高齢者) | 接種委託料@3,389 予診のみ@2,740 | 173,056 |
| | | インフルエンザ (生活保護受給者) | 接種委託料@4,389 予診のみ@2,740 | 10,777 |
| | | 麻しん・風しん 混合 1 期 | 接種委託料@11,844 予診のみ@3,938 | 43,336 |
| | | 麻しん・風しん 混合 2 期 | 接種委託料@10,479 予診のみ@3,938 | 41,534 |
| | | 子宮頸がん 予防ワクチン | 接種委託料@15,939 予診のみ@2,107 | 8,607 |
| | | ヒブワクチン | 接種委託料@8,852 予診のみ@2,473 | 139,250 |
| | | 小児用肺炎 球菌ワクチン | 接種委託料@11,267 予診のみ@2,473 | 173,752 |

| | | | | |
|--------------------|---|---|----------|------------|
| 2 | 契 約 内 容 | 予防接種事業委託その 2 (高齢者インフルエンザ) | | |
| | 委 託 先 | 養護老人ホーム等 38 件 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 (単価契約) | 契約額 (千円) | 9,583 (総額) |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 医療機関へ接種しに行くことが難しい入所者に対して接種することが可能な養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設のうち、診療所を開設している施設への委託が必要となるため、競争入札に適さないと判断している。 なお、随意契約理由が記載されている文書はない。 | | |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格 (単価) は、ワクチン代、診療報酬及び事務手数料等を積算して決定している。ワクチン代や診療報酬等制度改訂がない限りは前年度単価を引き継ぐ形となっている。なお、予定価格を契約上の単価としている。 | | | |

| | | |
|------------|---|-------------|
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | |
| 実績確認 | 医療機関からの請求内容についてワクチン毎に予防接種実施申込書及び予診票等に基づき接種対象者の住所、年齢、ワクチンの種類等を確認し実績確認を行っている。 | |
| 備考 | 契約上の単価（円）は以下の通りである。 | |
| | 一般 | 接種委託料@3,389 |
| | | 予診のみ@2,740 |
| | 自己負担無 | 接種委託料@4,389 |
| 予診のみ@2,740 | | |

| | | | | |
|-----|------------------|--|-----------|-------------|
| 3 | 契約内容 | 健康増進事業委託（がん検診）その 1 | | |
| | 委託先 | (一社)枚岡医師会 (一社)河内医師会 (一社)布施医師会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約(単価契約) | 契約額(千円) | 458,431(総額) |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 厚生労働省より、がん検診等の実施の指針として検診体制の確保が示されており、市民に対して受診の利便性を鑑み、東大阪市の医師会加入の医療機関に検診業務を委託するものであり、また、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断したため。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定価格(単価)は、診療報酬単価を参考として設定している。ただし、設定時に財政課等と協議しており、必ずしも診療報酬積み上げ通りには設定していない。なお、予定価格を契約上の単価としている。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 医療機関からの請求内容・件数について、医療機関から提出された検診結果報告に記載された徴収区分及び検診内容と照合し実績確認している。 | | |
| 備考 | 契約上の単価は以下の通りである。 | | | |
| | 項目 | (自己負担金) 徴収区分 | 契約上の単価(円) | |
| | 胃がん | 徴収者 | @13,161 | |
| | | 免除者 | @13,661 | |
| | 大腸がん | 徴収者 | @ 3,232 | |
| 免除者 | | @ 4,032 | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------|-----------------|---------|
| | | 子宮がん | 頸部徴収者 | @ 7,631 |
| | | | 頸部免除者 | @ 8,431 |
| | | | 頸部及び体部徴収者 | @12,696 |
| | | | 頸部及び体部免除者 | @13,996 |
| | | | 頸部及び体部（採取不能）徴収者 | @ 9,074 |
| | | | 頸部及び体部（採取不能）免除者 | @10,374 |
| | | 乳がん （マンモグラフィー検診 一方向） | 徴収者 | @ 5,900 |
| | | | 免除者 | @ 6,700 |
| | | 乳がん （マンモグラフィー検診 二方向） | 徴収者 | @ 7,000 |
| | | | 免除者 | @ 7,800 |

| | | | | |
|---|----------------------|---|---------|------------|
| 4 | 契 約 内 容 | 健康増進事業委託（がん検診）その2（乳がん集団検診） | | |
| | 委 託 先 | 医療法人恵生会 恵生会病院 健康管理事業部 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） | 11,648（総額） |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 本市のマンモグラフィー集団検診を委託する検診機関については、特定非営利活動法人マンモグラフィー精度管理中央委員会の認定医師・技師を要する認定施設であることを要件としており、平成25年4月時点では、医療法人恵生会 恵生会病院健康管理事業部のみであることから、競争入札に適さないと判断した。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は、委託先1者から提出される見積書により決定している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 医療機関からの請求内容・件数について、医療機関から提出された検診結果報告に記載された徴収区分及び検診内容と照合し実績を確認している。 | | |
| | 備 考 | 契約上の単価（円）は以下の通りである。 | | |
| | マンモグラフィー検査1方向及び視触診検査 | @4,250 | | |

| | | | |
|--|--|----------------------------------|--------|
| | | (50 歳以上) | |
| | | マンモグラフィ検査 2 方向及び視触診検査 (40 歳代) | @6,250 |

| | | | | |
|-----|---------------------|--|---------|-----------|
| 5 | 契 約 内 容 | 健康増進事業委託（がん検診）その 3（肺がん・結核検診） | | |
| | 委 託 先 | （一財）大阪府結核予防会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） | 1,711（総額） |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | （一財）大阪府結核予防会は、昭和 14 年に創設され、各都道府県に設置されている公益性の高い法人である。実績においても他に競合するものがなく、性質又は目的は競争入札に適さないため。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は、委託先 1 者から提出される見積書により決定している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 相手先からの月別実績報告書により実績を確認している。 | | |
| 備 考 | 契約上の単価（円）は以下の通りである。 | | | |
| | がん検診（40 歳以上） | 読影料 | @ | 420 |
| | | 喀痰細胞診 | @ | 2,100 |
| | | 喀痰細胞診容器代 | @ | 210 |
| | 結核検診（40 歳以上） | 読影料（間接撮影） | @ | 126 |
| | | 読影料（直接撮影） | @ | 315 |
| | | 情報提供料 | @ | 1,050 |

| | | | | |
|---|------------------|---|--------------------------|---------------------|
| 6 | 契 約 内 容 | 健康増進事業委託（がん検診）その 4（肺がん・結核検診に伴う胸部 X 線撮） | | |
| | 委 託 先 | 東大阪市立東診療所 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） 契約上の単価 （円） | 2,605（総額） @3,670 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 東保健センターに X 線装置がないため、最寄の東大阪市立東診療所へ撮影のみ委託しているものであり、利便性の観点から性質又は目的は競争入札に適さないため。 なお、随意契約理由が記載されている文書はない。 | | |

| | |
|--------------------|--|
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 『東診療所における肺がん検診・結核検診の X線撮影検査料の算出表』により独自に決定している。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実 績 確 認 | 相手先からの月別実績報告書により実績を確認している。 |

| | | | | |
|---|--------------------|---|---------|-------------|
| 7 | 契 約 内 容 | 母子衛生業務委託その 1（妊婦に対する健康診査） | | |
| | 委 託 先 | （一社）大阪府医師会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） | 311,538（総額） |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 東大阪市民であっても広く大阪府下の医療機関で受診されるため（一社）大阪府医師会へ委託したものであり、性質又は目的は競争入札に適さないため。 なお、随意契約理由が記載されている文書はない。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 子育て施策の一環として契約上の単価の上限を決定している。妊婦健診については保険適用外であることから医療機関により費用に相違があるため、委託単価を下回る金額については実費精算、上回る金額については受診者の自己負担としている。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | （一社）大阪府医師会から送付される医療機関ごとの請求書と受診券とを照合して実績を確認している。 | | |
| | 備 考 | 契約上の単価（円）は以下の通りである。 | | |
| | 前期 | @21,000 | | |
| | 中期 | @14,000 | | |
| | 後期 | @10,000 | | |
| | 基本検査 | @ 5,000 | | |

| | | | | |
|---|------------------|--|---------|------------|
| 8 | 契 約 内 容 | 母子衛生業務委託その 2（1 歳未満の乳児に対する一般健康診査及び後期健康診査） | | |
| | 委 託 先 | （一社）大阪府医師会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） | 39,459（総額） |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 東大阪市民であっても広く大阪府下の医療機関で受診されるため（一社）大阪府医師会へ委託したものであり、性質又は目的は競争入札に適さないため。なお、随意契約理由 | | |

| | | | |
|--------------------|--|---|--------|
| | | が記載されている文書はない。 | |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | | 予定価格（単価）は、大阪府下統一単価を使用している。 予定価格を契約上の単価としている。 | |
| 契 約 保 証 金 | | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | |
| 実 績 確 認 | | (一社)大阪府医師会から送付される医療機関ごとの請求書 と受診券とを照合して実績を確認している。 | |
| 備 考 | | 契約上の単価（円）は以下の通りである。 | |
| | | 乳児一般 | @6,038 |
| | | 乳児後期 | @6,038 |

| | | | | |
|---|--------------------|--|--------------------------|------------------|
| 9 | 契 約 内 容 | 母子衛生業務委託その 3（事務処理委託） | | |
| | 委 託 先 | (一社)大阪府医師会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） 契約上の単価 （円） | 2,974（総額） @60 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 診療業務を委託したことに伴い事務処理についても委託した ものであり、性質又は目的は競争入札に適さないため。 なお、随意契約理由が記載されている文書はない。 また、市より承認を受けた上で、委託業務の一部を再委託 している。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 委託先 1 者から提出される見積書により決定している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | (一社)大阪府医師会から送付される医療機関ごとの請求書 と受診券とを照合して実績を確認している。 | | |

| | | | | |
|----|------------------|---|---------|-----------|
| 10 | 契 約 内 容 | 母子衛生業務委託その 4（妊婦に対する健康診査） | | |
| | 委 託 先 | (一社)大阪府助産師会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） | 3,490（総額） |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 妊婦健康診査事業は実施機関が医療機関及び助産所に限定 されているため、競争入札に適しないと判断し、府下助産 所のとりまとめを行っている(一社)大阪府助産師会と平成 20 年度より契約している。 | | |

| | | | | | |
|--------------------|--|--|--|------|--------|
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 子育て施策の一環として契約単価の上限を決定している。 妊婦健診については保険適用外であることから医療機関により費用に相違があるため、契約上の単価を下回る金額については実費精算、上回る金額について受診者の自己負担としている。 | | | | |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | | | |
| 実 績 確 認 | (一社)助産師会から送付される助産院ごとの請求書と受診券とを照合して実績を確認している。 | | | | |
| 備 考 | 契約上の単価 (円) は以下の通りである。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基本検査</td> <td>@5,000</td> </tr> </table> | | | 基本検査 | @5,000 |
| 基本検査 | @5,000 | | | | |

| | | | | |
|----|--------------------|--|---------------------------|----------------------|
| 11 | 契 約 内 容 | 母子衛生業務委託その 5 (妊産婦・新生児訪問指導料事業) | | |
| | 委 託 先 | (一社)大阪府助産師会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 (単価契約) | 契約額 (千円) 契約上の単価 (円) | 4,060 (総額) @2,000 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 妊産婦・新生児訪問事業は、医師、保健師、助産師が行うとされており、当事業を委託できる団体は (一社) 大阪府助産師会しかいないため、競争入札に適さないと判断し、同団体と契約している。 なお、随意契約理由が記載されている文書はない。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格 (単価) は、大阪府より保健所を移管された際の価格を引き継いでいる。大阪府下の他市の委託単価と比較を行い、予定単価を契約上の単価としている。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 毎月各助産師より、訪問指導内容を記載した訪問指導票及び月ごとの訪問件数を記載した訪問指導報告票が提出され、それに基づいて実績を確認している。 | | |

| | | | | |
|----|---------|-------------------------------------|----------|-------------|
| 12 | 契 約 内 容 | 健康増進事業委託 (肝炎ウィルス検診) | | |
| | 委 託 先 | (一社)枚岡医師会 (一社)河内医師会 (一社)布施医師会 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 (単価契約) | 契約額 (千円) | 24,772 (総額) |

| 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-----------------|---------------|------|------|-----------------|---------------|-------------------|-------|-----|--------|-----|--------|------|-----|--------|-----|--------|------|-----|--------|-----|--------|------|-------|-----|--------|-----|--------|------|-----|--------|-----|--------|------|-----|--------|-----|--------|-------------------|-------|-----|--------|-----|--------|------|-----|--------|-----|--------|
| 委託先 選定方法・理由 | 厚生労働省より、がん検診等の実施の指針として検診体制の確保が示されており、市民に対して受診の利便性を鑑み、東大阪市の医師会加入の医療機関に検診業務を委託するものであり、また、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予定価格 積算方法 | 予定価格（単価）は、診療報酬単価を参考として設定している。ただし、設定時に財政課等と協議しており、必ずしも診療報酬積み上げ通りには設定していない。予定価格を契約上の単価としている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績確認 | 医療機関からの請求内容・件数について、医療機関から提出された検診結果報告に記載された徴収区分及び検診内容と照合し実績確認している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | <p>契約上の単価は以下の通りである。</p> <p>特定健康診査と同時実施の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施区分</th> <th>検査種別</th> <th>(自己負担金) 徴収区分</th> <th>契約上の単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">40歳以上60歳以下の5歳刻みの者</td> <td rowspan="2">B型+C型</td> <td>徴収者</td> <td>@2,904</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@3,904</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B型のみ</td> <td>徴収者</td> <td>@1,569</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@1,869</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C型のみ</td> <td>徴収者</td> <td>@2,805</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@3,505</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上記以外</td> <td rowspan="2">B型+C型</td> <td>徴収者</td> <td>@2,904</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@3,904</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B型のみ</td> <td>徴収者</td> <td>@1,569</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@1,869</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C型のみ</td> <td>徴収者</td> <td>@2,805</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@3,505</td> </tr> </tbody> </table> <p>単独実施の場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">40歳以上60歳以下の5歳刻みの者</td> <td rowspan="2">B型+C型</td> <td>徴収者</td> <td>@5,830</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@6,830</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B型のみ</td> <td>徴収者</td> <td>@4,833</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>@5,133</td> </tr> </tbody> </table> | | | 実施区分 | 検査種別 | (自己負担金) 徴収区分 | 契約上の単価 (円) | 40歳以上60歳以下の5歳刻みの者 | B型+C型 | 徴収者 | @2,904 | 免除者 | @3,904 | B型のみ | 徴収者 | @1,569 | 免除者 | @1,869 | C型のみ | 徴収者 | @2,805 | 免除者 | @3,505 | 上記以外 | B型+C型 | 徴収者 | @2,904 | 免除者 | @3,904 | B型のみ | 徴収者 | @1,569 | 免除者 | @1,869 | C型のみ | 徴収者 | @2,805 | 免除者 | @3,505 | 40歳以上60歳以下の5歳刻みの者 | B型+C型 | 徴収者 | @5,830 | 免除者 | @6,830 | B型のみ | 徴収者 | @4,833 | 免除者 | @5,133 |
| 実施区分 | 検査種別 | (自己負担金) 徴収区分 | 契約上の単価 (円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40歳以上60歳以下の5歳刻みの者 | B型+C型 | 徴収者 | @2,904 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @3,904 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B型のみ | 徴収者 | @1,569 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @1,869 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | C型のみ | 徴収者 | @2,805 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @3,505 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外 | B型+C型 | 徴収者 | @2,904 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @3,904 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B型のみ | 徴収者 | @1,569 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @1,869 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | C型のみ | 徴収者 | @2,805 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @3,505 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40歳以上60歳以下の5歳刻みの者 | B型+C型 | 徴収者 | @5,830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @6,830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B型のみ | 徴収者 | @4,833 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免除者 | @5,133 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|------|---------|-----|---------|
| | | | C 型のみ | 徴収者 | @5, 169 |
| | | | | 免除者 | @5, 869 |
| | | 上記以外 | B 型+C 型 | 徴収者 | @5, 830 |
| | | | | 免除者 | @6, 830 |
| | | | B 型のみ | 徴収者 | @4, 833 |
| | | | | 免除者 | @5, 133 |
| | | | C 型のみ | 徴収者 | @5, 169 |
| | | | | 免除者 | @5, 869 |

| | | | | |
|----|--------------------|--|--------------------------|----------------------|
| 13 | 契 約 内 容 | 健康増進事業委託（成人歯科健診） | | |
| | 委 託 先 | （一社）大阪府歯科医師会東大阪市東支部及び西支部 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約（単価契約） | 契約額（千円） 契約上の単価 （円） | 11,665（総額） @4,045 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 受診する歯科医療機関の所在地によって契約単価が異なることとなるため、東大阪市内に限定するものであり、競争入札に適さないと判断したため。 なお、随意契約理由が記載されている文書はない。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格（単価）は、診療報酬単価を参考として設定している。ただし、設定時に財政課等と協議しており、必ずしも診療報酬積み上げ通りには設定していない。予定価格を契約上の単価としている。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 歯科医療機関からの請求内容・件数について、医療機関から提出された健診結果報告と照合し実績確認している。 | | |

| | | | | |
|----|------------------|--|---------|-----------|
| 14 | 契 約 内 容 | 入力パンチ処理業務委託 | | |
| | 委 託 先 | ナビオコンピュータ株 | | |
| | 契 約 方 法 | 指名競争入札 （単価契約） | 契約額（千円） | 4,738（総額） |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条第 1 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 業務の適時・確実な遂行の観点から一定規模以上の業者である必要があるとの理由から 1 号の指名競争入札とした。 具体的には、「平成 24・25 年度入札参加有資格者名簿」に | | |

| | |
|--------------|---|
| | 登録されている業者のうち、従業員 200 名以上を有する業者全社である 5 者を選定。当該業者で指名競争入札を実施し、2 者が入札を行った。入札の結果、入札金額が最も低い業者を委託先として選定した。 |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 予定価格 積算方法 | 当契約は 7 月～3 月に係る契約のため、前年度実績及び 4～6 月の随意契約時に入手した複数の見積書を基に入力書類毎に単価を算出し積算している。 |
| 実績確認 | 請求内容・件数について、医療機関等から提出された健診結果報告等と照合し実績確認している。 |

② 結果及び意見

【結果 13】 予防接種事業委託等の契約保証金について（表 1、2、3、4、7、8、12、13）

健康づくり課では、契約保証金について、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号の規定により、株式会社や有限会社を除く社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等については原則免除の取扱いとしている。

しかし、社会福祉法人や一般社団法人、一般財団法人等については、一般的に財務基盤が強固とは言い難い団体が存在すると想定され、社会福祉法人等であることのみをもって契約不履行のおそれがないとは判断できない。さらに、契約金額が 500 万円を超える場合には、履行保証保険証書を入手する必要がある（「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて（通知）平成 12 年 3 月 10 日付 調度課長」）ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

【意見 37】 予防接種事業委託等の回議書における随意契約理由の不記載について（表 2、6、7、8、9、11、13）

随意契約の理由について記載なく回議の上、承認されている。

主に委託先が医師会等であり、委託内容から他に変わる代替的な組織がなく、競争に適さないとの判断からと想定されるが、医師会についても大阪府医師会、地域医師会等複数の一般財団法人が組織されており、複数ある法人の中から委託先を選択している場合もある。回議書は随意契約の選択やその理由を承認するものであることから、それらが回議書に適切に記載されている必要がある。

回議書の記載事項については、必要事項を確実に記載する様式を設定するのが望ましい。

【意見 38】健康増進事業委託（がん検診）の契約上の単価について（表 3、4、5、6）

現在、がん検診委託に係る単価は、前年度診療報酬の積上げや、委託先 1 者の見積書を元に市が独自に決定している。

しかし、大阪府内の他市においては、大阪府が保険点数単価表を基に算出した単価で委託している事例もあり、大阪府の算出した単価情報の入手は当市においても可能である。そのため、内部積算のみならず、大阪府の単価情報を入手し、契約上の単価の適切性を検証すると共に契約単価の交渉材料として使用することが望ましい。

【意見 39】健康増進事業委託（肝炎ウイルス検診、成人歯科健診）の契約上の単価について（表 12、13）

成人歯科健診、肝炎ウイルス検診等、現状大阪府の算出した単価情報の入手が為されていないが、他市において入手している事例があり、大阪府へ情報入手について打診する等により契約上の単価の交渉を図ることが望ましい。

【意見 40】健康増進事業委託料（肝炎ウイルス検診）について（表 12）

健康増進事業委託料の契約単価には初診料および採血料が含まれるが、肝炎ウイルス検診及び特定健康診査を同時に実施した場合、双方の初診と採血を一度に実施できることから、委託料の削減が可能となる。この旨を市民の方へ周知し、ご協力いただけるような体制を構築することが望ましい。

一方、肝炎ウイルス検診と特定健康診査を同時に実施しているにも関わらず、同時実施ではないとして東大阪市に不正請求されるリスクが発生する懸念がある。特定健康診査は受診者の加入保険によって実施主体が異なることから、個々の保険者へ受診確認することが困難であるため、同日に特定健康診査が同時実施されたのかどうかについては確認できていないとのことであるが、単独実施の場合、市としてのコストが 1 人あたりの単価として 2 千円から 3 千円増額するため、当リスクに対応する事務手続きの構築が望ましい。

【意見 41】 入力パンチ処理業務委託の指名競争入札における指名者の限定について（表 14）

入力パンチ処理業務委託について、「平成 24・25 年度入札参加有資格者名簿」に登録されている業者のうち、従業員 200 名以上の業者を指名し入札を行っている。「従業員 200 名以上」という制限については、入力パンチ業務が適時適切に行われるためには一定規模以上の会社である必要があるため、とのことである。

しかし、200 名を下限とすることの合理性についての文書化はなされておらず、検証及び承認が不足していると考えられる。そのため、市として入札参加業者を「従業員 200 名以上」と限定する合理的な理由について検証することが望ましい。

8. 環境部 環境事業課

(1) 環境事業課の概要

ごみ・資源の収集を行う事業所4ヶ所の連絡・調整。一般廃棄物（ごみ）の取扱業者の許可及び取扱業者に対する指導及び監督。事業系、共同住宅にかかる家庭系一般廃棄物（ごみ）保管施設の届出及び指導に関する業務を行っている。

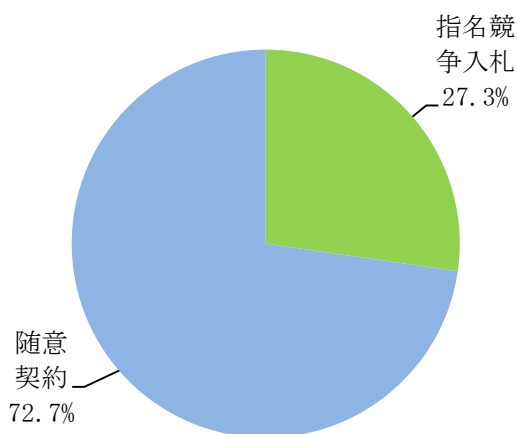
(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成25年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

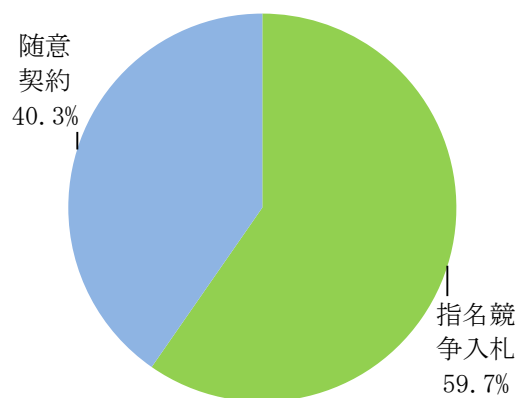
なお、事業所4ヶ所の予算についても集約しており、必要額を各事業所に執行委任している。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 15 | 27.3% | 550,802 | 59.7% |
| 随意契約 | 40 | 72.7% | 372,434 | 40.3% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 55 | 100.0% | 923,236 | 100.0% |

委託件数割合



委託金額割合



平成25年度における委託金額は923,236千円であり、件数ベースで72.7%、金額ベースの40.3%が随意契約であり、残りが指名競争入札となっている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|---------|
| 1 | 契約内容 | 家庭系ごみ地域定期収集業務委託（東地区） | | |
| | 委託先 | (株)山茂総業 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 (長期継続契約) | 契約額（千円） | 102,066 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>し尿収集業務の安定保持の必要性から、東地区のし尿収集運搬業者等（東大阪市東地区環境事業協同組合）への支援策として契約するものであり、競争入札に適さないと判断した。</p> <p>なお、同様の契約として以下の契約があり、契約内容、契約方法、契約方法根拠、業者選定方法・理由は本契約と同じである。</p> <p>① 相手先：(株)ババ 契約額：68,044千円</p> <p>② 相手先：(株)カワグチ 契約額：51,033千円</p> <p>③ 相手先：エフアンドケイ(株) 契約額：51,033千円</p> <p>④ 相手先：(有)一幸サービス 契約額：34,022千円</p> | | |
| | 予定価格 積算方法 | 西地区における指名競争入札結果（3件）の1班あたりの平均単価を採用している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第115条に基づき入金又は第117条第1号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先作成の報告書により、過積載がないか、収集回数は適切かを評価している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|---------|
| 2 | 契約内容 | 家庭系ごみ地域定期収集業務委託（西地区） | | |
| | 委託先 | 東大阪清掃事業協同組合 | | |
| | 契約方法 | 指名競争入札 | 契約額（千円） | 387,613 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条第1号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 家庭ごみ収集業務が市民に対する基礎的なサービスの提供であることから、安定的な業務運営が求められるため、1号の指名競争入札とした。 | | |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>廃棄物収集運搬業務委託・許可業者が組織する主たる事務所を東大阪市に有する事業協同組合 2 組合（東大阪清掃事業協同組合、東大阪環境事業協同組合）を選定。</p> <p>当該業者で指名競争入札を実施し、2 組合が入札を行った。入札の結果、入札金額がより低い業者を委託先として選定した。</p> <p>なお、同様の契約として以下の契約があり、契約内容、契約方法、契約方法根拠、業者選定方法・理由は本契約と同じである。</p> <p>相手先：東大阪環境事業協同組合 契約額：137,920 千円</p> |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 最低賃金の上昇等を加味した上で、主として前年実績の積み上げにより 1 班あたり単価を決定している。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 115 条に基づき入金 |
| 実 績 確 認 | 委託先作成の報告書により、過積載がないか、収集回数は適切かを評価している。 |
| そ の 他 | 最低制限価格を設けている。 |

| | | | | |
|---|--------------------|---|----------|--------|
| 3 | 契 約 内 容 | 大型ごみ収集予約受付業務委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 55,183 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 大型ごみ受付センターを平成 15 年 10 月に開設した際、同社が地方公共団体のアウトソーシングのパイオニアであり、豊富な経験と実績、個人情報保護という観点からみた社員教育が確立されていることから契約したという経緯がある。上記に加えて、経年によるオペレーターの対応能力の向上と本市固有の膨大なごみ収集データが同社使用のシステムに蓄積されていることから、同社と随意契約を締結している。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 各月の業務終了後（翌月上旬）、現場責任者により、報告書の持参と口頭報告を受けている。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|----------|----------------------|
| 4 | 契約内容 | 環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託（東部、中部、西部、北部） | | |
| | 委託先 | (株)大軌 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 (H25. 4～6) 指名競争入札 (H25. 7～H26. 3) | 契約額 (千円) | 随契： 968 指名： 5,112 |
| | 契約方法根拠 | 随意契約（東部）：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 随意契約（中部）：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 随意契約（西部）：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 随意契約（北部）：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 指名競争入札：地方自治法施行令第 167 条第 1 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 《H25. 4～6》 ・東部 入札に付す時間的な余裕がないこと、受託者側の引き継ぎ期間を考慮した結果、長年契約を結んできた業者と随意契約を行うことが競争入札に付すより有利と考えたため。 相手先：太平ビルサービス大阪(株) 契約額：922 千円 ・中部 入札に付す時間的な余裕がないこと、受託者側の引き継ぎ期間を考慮した結果、長年契約を結んできた業者と随意契約を行うことが競争入札に付すより有利と考えたため。 相手先：太平ビルサービス大阪(株) 契約額：970 千円 ・西部 設立以来の設備管理の委託先であり、機械設備等の取扱いについて熟知していて、完全かつ効率的に業務を遂行できると考えたため。 相手先：平和興業(株) 契約額：1,038 千円 ・北部 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用。 | | |

| | | |
|--|--------------------|--|
| | | <p>相手先：大軌(株) 契約額：968 千円 《H25. 7～H26. 3》 ボイラー管理等業務は、専属の技師の派遣を受ける等、その性質が施設と密接な業務が必要なため、1号の指名競争入札とした。 同市には、対象資格となるボイラーに関する業種登録業者がないことから、ビルメンテナンス全般において実績のある業者を6者選定。 当該業者で指名競争入札を実施し、5者が入札を行った。 入札の結果、最低制限価格で入札した業者のうち、抽選により委託先として選定した。 なお、地域毎の委託先と契約額は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部 相手先：太平ビルサービス大阪(株) 契約額：2,556 千円 ・ 中部 相手先：(株)大軌 契約額：2,556 千円 ・ 西部 相手先：(株)京伸 契約額：2,556 千円 ・ 北部 相手先：(株)大軌 契約額：2,556 千円 |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | <p>《H25. 4～6》 前年度と同じ月額に3か月を乗じて積算している。 《H25. 7～H26. 3》 相手先作成の見積書等を加味し、積算している。</p> |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| | 実 績 確 認 | 機器管理の適切化等のため、日報提出を受け実施状況を確認している。 |
| | そ の 他 | 最低制限価格を設けている。 |

| | | |
|---|---------|-------------------------|
| 5 | 契 約 内 容 | 環境事業所庁舎警備業務委託（東部、中部、北部） |
| | 委 託 先 | (株)栄警備保障（東部） |

| | | | |
|----------------|--|---------|-------|
| 契約方法 | 指名競争入札 | 契約額（千円） | 3,174 |
| 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条第1号 | | |
| 委託先 選定方法・理由 | <p>警備業務は、専属の職員の派遣を受ける等、その性質が施設と密接な業務が必要であることから、1号の指名競争入札とした。</p> <p>市内登録業者から複数業者（東部：7者、中部：8者、北部：7者）を選定。</p> <p>当該業者で指名競争入札を実施し、東部及び中部で7者、北部で6者が入札を行った。</p> <p>入札の結果、最低制限価格で入札した業者のうち、抽選により委託先として選定した。</p> <p>なお、同様の契約として以下の契約があり、契約内容、契約方法、契約方法根拠、業者選定方法・理由は本契約と同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部 相手先：(株)DAIMON 契約額：3,174千円 ・北部 相手先：(株)サンセキュリティー 契約額：3,174千円 | | |
| 予定価格 積算方法 | 時間単価に日数等に乗じることにより市が積算している。 | | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| 実績確認 | 受託者作成の警備日誌により実施状況を確認している。 | | |
| その他 | 最低制限価格を設けている。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|
| 6 | 契約内容 | 環境事業所庁舎警備業務委託（西部） | | |
| | 委託先 | （一財）東大阪市雇用開発センター【外郭団体】 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 4,121 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 中高年齢者等の雇用対策として昭和54年4月に発足した（一財）東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑みて、随意契約により選定。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 先方作成の見積書による。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |

| | | |
|--|------|--------------------------------|
| | 実績確認 | 施設警備業務実施状況報告書を入手し、実施状況を確認している。 |
|--|------|--------------------------------|

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|
| 7 | 契約内容 | 環境事業所庁舎清掃（床ガラス）業務委託 | | |
| | 委託先 | ナガセ総合警備保障(株)（西部・北部） | | |
| | 契約方法 | 指名競争入札 | 契約額（千円） | 2,592 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条第1号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | <p>清掃業務は、当該事業所の休日に実施することから、修正等求める場合等、市内業者等が有利と考えられることから、1号の指名競争入札とした。</p> <p>市内登録業者から複数業者（西部・北部：6者、東部・中部：7者）を選定。</p> <p>当該業者で指名競争入札を実施し、西部・北部で5者、東部・中部で6者が入札を行った。</p> <p>入札の結果、最低制限価格で入札した業者のうち、抽選により委託先を選定した。</p> <p>なお、同様の契約として以下の契約があり、契約内容、契約方法、契約方法根拠、業者選定方法・理由は本契約と同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部及び中部 相手先：(株)ナカタ産業 契約額：1,932千円 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 床面積等から必要人数を算出し、単価を乗じて独自に積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 報告書及び実際の仕上がりを確認することで業務遂行を確認している。なお、環境事業所職員が立会うこともある。 | | |
| | その他 | 最低制限価格を設けている。 | | |

② 結果及び意見

【意見 42】 家庭系ごみ地域定期収集業務委託（東地区）の委託先の選定について（表1）

本件は、し尿収集業務の安定保持の必要性から、東地区のし尿収集運搬業者等（東大阪市東地区環境事業協同組合）への支援策として随意契約している。東大阪市東地区環境事業協同組合への支援策は平成14年度から19年度、19年度から24年度、24年度から29年度と三期15年

間に渡り継続して実施されている。三期目となる平成 24 年に本市と東大阪市東地区環境事業協同組合との間で確認書を取り交わしており、当該契約終了後平成 29 年 10 月以降の家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託については随意契約を締結しない旨明記されている。

し尿収集業者が業態変更等の対応を行えるよう一定の期間支援が必要であることは理解できるが、他の事業者も参入できるよう入札により業者選定を実施することが望ましい。

【意見 43】 家庭系ごみ地域定期収集業務委託（東地区）の随意契約における予定価格の積算について（表 1）

西地区における契約時期の異なる 3 件の指名競争入札結果（全て同一指名先：2 事業組合）の一班あたりの平均単価を予定価格とし、契約金額を決定している。当該契約は平成 24 年 10 月から 5 年間の長期継続契約であるが、次回の入札に際して、相見積りの実施や他市の単価を調査し反映させる等、市がより合理的に積算した価格を算出することが望ましい。

【意見 44】 家庭系ごみ地域定期収集業務委託（西地区）の指名競争入札における指名者の限定について（表 2）

指名競争入札では 5 名以上の指名が必要（東大阪市財務規則第 105 条）であるが、事業組合に限定しているため要件を満たすものが 2 組合しかなく、結果として 2 組合のみの指名となっている。この点本市は、当該業務は市民に対する基礎的なサービスの提供であることから、安定的な業務運営が求められ、どのような理由があろうと業務を滞らせることができない業務であり、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令では、委託基準として受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視するよう要請されていることから、指名競争入札によっている。

今後他市等の現状も調査し、業者間の競争原理が働くよう、入札のあり方について検討することが望ましい。

【意見 45】 家庭系ごみ地域定期収集業務委託（西地区）の指名競争入札における最低制限価格の算定方法について（表 2）

最低制限価格について、9班では予定価格から人件費を調整することで算出している一方、8班及び14班では、減価償却費等を調整することで算出している。このうち、減価償却費や燃料費等は価格の圧縮が難しい費目と考えられる一方、人件費は圧縮の余地がある費目である。各班毎に積算の方法が異なるのは妥当ではなく、費目の内容を検討の上で統一的な計算方法にて算定することが望ましい。

**【結果 14】 大型ごみ収集予約受付業務委託の相見積りの実施について
(表 3)**

当該委託業務においては、相見積りを実施していない。しかし、東大阪市財務規則第108条に、「令第167条の2の規定により随意契約によるうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施すべきである。

**【意見 46】 大型ごみ収集予約受付業務委託の随意契約理由について
(表 3)**

本契約は、大型ごみ収集の予約受付の業務であるが、現在の委託先の他に当該事業を実施する上で、当該業務についての経験と実績をもつ社員がおり、かつ過去の東大阪市の膨大なごみ収集データを蓄積している業者がないとの理由で随意契約としている。

しかし、平成20年度に実施した近隣他市における調査の結果、委託業者として(株)エヌ・ティ・ティマーケティング アクトを除いても複数存在することを認識している。加えて、上記委託先が東大阪市固有の膨大なごみ収集データを有するとするが、収集作業自体は市が実施しており、狭隘道路のレイヤ情報等は市が保有すべき情報である。

このため、その性質又は目的が競争入札に適さないものと判断できる明確な理由はなく、競争の原理を十分に働かせるためには、一般競争入札やプロポーザルによる随意契約等に基づき委託契約を締結できないかについて、検討することが望まれる。

【結果 15】 環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託の随意契約の根拠条項（号）について（表 4）

4～6月において、4地域全てで随意契約を締結している。なかでも、北部はその法的根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とするが、当該契約金額は同法が規定する金額基準である500千円を上回っている。なお、上記法的根拠を記載した随意契約理由書において、必要な情報の記載に漏れがある等不備が多く、この点改善が必要である。

また、東部及び中部が第6号を法的根拠とする一方、西部は第2号を法的根拠としているが、4地域の状況はほとんど変わらないにも関わらず根拠条項（号）が異なっていることは妥当ではない。

どの根拠条項（号）に該当するかは随意契約を締結できるかどうかの重要な判断基準であり、根拠条項（号）が異なれば、随意契約締結の判断を誤導するおそれもある。また、根拠条項（号）に誤りがあるにもかかわらず決裁が行われたことは、理由書の検証手続にも問題がある。

今後、随意契約に関する理由書は正確に記載すべきであり、決裁権者は、記載内容を十分確認検討した上で決裁を行うべきである。

【意見 47】 環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託の契約方法について（表 4）

本件は4地域毎に入札が行われており、市内業者育成の観点からは優れていると言えるが、区分けが細分化されており、また、地域ごとに特殊性があるわけではないため、地域をある程度まとめて入札にかけ、市内業者育成と価格削減の調和を目指すことが望ましい。加えて、当該委託業務はボイラー管理の資格を担当者が有していれば足り、業務に極めて高度な専門性が必要とされていないため、業者を指名する必要はなく、条件付き一般競争入札によることを検討することが望ましい。

【結果 16】 環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託（東部）の相見積りの実施について（表 4）

4～6月の随意契約において、4地域のうち、中部、西部、北部の三地域で相見積りを実施している一方、東部については入手していない。これについて、同市が、短期間であることをもって2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるとき（東大阪市財務規則第108条後段）と解していることは妥当ではない。相見積りを実施すべきである。

【意見 48】 環境事業所庁舎ボイラー管理業務委託の最低制限価格の見直しと予定価格の積算について（表 4）

7～3月の指名競争入札において、6者を指名し、5者が応札した結果、4者（西部は3者）が最低制限価格で応札していることから、最低制限価格の引き下げを検討することが望まれる。

加えて、予定価格の積算方法として、先に受託していた各業者から見積書の提出を受け、委託料の大半を占めるボイラー技師の人件費について、旧契約及び見積書を参考に決定しているが、当該年度の情勢を踏まえ検討を加えることが望ましい。

【意見 49】 環境事業所庁舎警備業務委託の契約方法について（表 5）

本件は4地域毎に入札が行われており、市内業者育成の観点からは優れていると言えるが、区分けが細分化されており、また、地域ごとに特殊性があるわけではないため、地域をある程度まとめて入札にかけ、市内業者育成と価格削減の調和を目指すことが望ましい。加えて、業務に特段の専門性がないため、業者を指名する必要はなく、一般競争入札によることを検討することが望ましい。

【意見 50】 環境事業所庁舎警備業務委託の指名競争入札における最低制限価格について（表 5）

市内登録業者から複数業者を指名（東部：7者、中部：8者、北部：7者）し、入札した結果、ほとんどの業者が最低制限価格で応札していることから、最低制限価格の引き下げについて検討することが望ましい。

なお、予定価格については、業務時間と最低賃金を予算の範囲内で考慮したものが予定価格となっており、同時に入札を行った清掃業務等と同様に予定価格の92%相当を最低制限価格として設定している。

【結果 17】 環境事業所庁舎警備業務委託（西部）の完了確認について（表 6）

「警備日誌」を確認したところ、22時から6時の間の8時間に巡回の形跡がなかった。また、日によって確認した塵芥収集車等の台数が異なっており、その理由について特段の記載がなかった。

夜間における見回りの実施や、巡回時点で何台の車両があるべきであるかを警備員が事前に把握していることは業務遂行上必要と思われるため、今後改善されるべきである。

【意見 51】 環境事業所庁舎清掃業務委託の契約方法について（表 7）

本市は地区毎に設置された事業所毎に契約することで、複数の市内業者に業務を請け負わせることが可能となり、市内業者の育成を図りつつ、市内経済に資する結果となるとするが、ボイラー管理業務、警備業務、清掃（床ガラス）業務について、同一業者が複数の業務において指名されており、上記目的は達成されていない。また、他業務にまたがった指名が行われている実態から、各業務に特殊性がないと判断できるため、業者を指名する必要はなく、一般競争入札によることを検討することが望ましい。

9. 建設局 土木部 交通対策室

(1) 交通対策室の概要

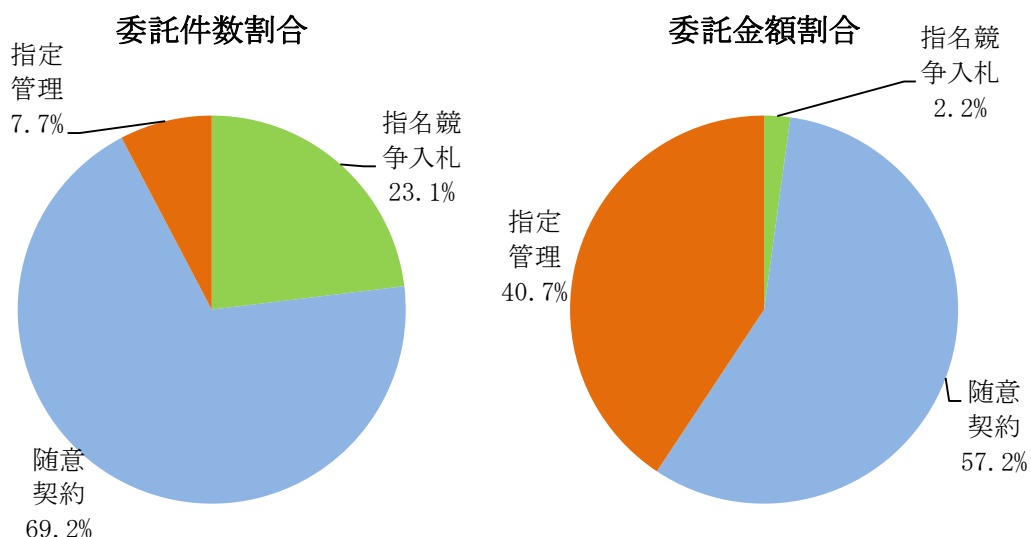
安全調整係においては、交通安全運動の総括、交通事故相談、違法駐車防止にかかる指導、啓発、駐車施設の指導に関する業務を行っている。

自転車対策係においては、放置自転車の撤去及び返還、自転車駐車場の計画、管理及び保全に関する業務を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 3 | 23.1% | 7,132 | 2.2% |
| 随意契約 | 9 | 69.2% | 188,385 | 57.2% |
| 指定管理 | 1 | 7.7% | 134,079 | 40.7% |
| 合計 | 13 | 100.0% | 329,596 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 329,596 千円であり、件数ベースでは随意契約が 69.2%と大半を占めているが、金額ベースにおいては、随意契約は 57.2%の他に、指定管理が 40.7%を占めている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|---|----------------|--|-----------|----------|
| 1 | 委託内容 | 東大阪市立自転車駐車場管理委託 | | |
| | 委託先 | 東大阪市駐車場整備(株) (現 東大阪再開発(株)) 【外郭団体】 | | |
| | 委託方法 | 指定管理 (非公募) 地方自治法第 244 条 の 2 及び東大阪市立 自転車駐車場条例 | 委託金額 (千円) | 134, 079 |
| | 非公募 の理由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針 2 (2) ③ イ「外郭団体の統廃合等に向けて、経過期間として非公募 とすることが円滑な統廃合等に寄与すると考えられるため」 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 当事業者はもともと市の再開発事業の受け皿として設立され、 当時からの借入れが経営を圧迫しているという経緯を踏まえ、 他の委託契約も含めて市からの支援として選定している。 | | |
| | 保証金 | 指定管理者制度の保証金は規定されておらず、徴収していない。 | | |
| | 実績確認 | 毎年度終了後、事業報告書の提出を求めるとともに、管理 運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施して おり、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。 | | |
| 2 | 契約内容 | 放置自転車撤去等業務委託 | | |
| | 委託先 | 東大阪市駐車場整備(株) (現 東大阪再開発(株)) 【外郭団体】 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 94, 162 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 公権力の執行に伴う補助的な業務であると認められ、業務 の履行については慎重に行う必要があることから公共的な 団体が適当と考えられ、第 3 セクター方式による株式会社 として平成 4 年 3 月に発足した「東大阪市駐車場整備(株)」 の設立趣旨に鑑み、随意契約とされた。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 所管課の積算による。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 作業日報の入手、市職員のランダム監視などにより確認 している。 | | |

| | | | | |
|---|-------------|--|----------|--------|
| 3 | 契約内容 | 放置自転車防止啓発指導業務委託 | | |
| | 委託先 | 東大阪市駐車場整備(株) (現 東大阪再開発(株)) 【外郭団体】 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 19,732 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 契約形態・業者選定理由 | 業務内容が現在当業務以外に委託先と契約している放置自転車撤去等業務委託(撤去業務)と関連性が高く、当業務の委託先である東大阪市駐車場整備(株)が業務内容の関連性に鑑み、委託先として適当として随意契約とされた。 | | |
| | 予定価格積算方法 | 所管課の積算による。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 作業日報の入手、市職員のランダム監視などにより確認している。 | | |

| | | | | |
|---|------------|--|----------|-------|
| 4 | 契約内容 | 自転車マナー向上等啓発業務委託 | | |
| | 委託先 | 東大阪市駐車場整備(株) (現 東大阪再開発(株)) 【外郭団体】 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 9,999 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先選定方法・理由 | 業務内容が本市交通行政を補完する目的で設立された東大阪市駐車場整備(株)の設立趣旨と合致し、また、市立自転車駐車場の指定管理者であり、放置自転車撤去等業務委託先でもあるとともに、地域特性や現場を熟知し、蓄積されたノウハウを十分に利用できる事から、随意契約とされた。 | | |
| | 予定価格積算方法 | 建設省(現・国土交通省)から公表されている労務単価と活動見込時間を基に積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 作業日報の入手、市職員のランダム監視などにより確認している。 | | |

| | | | | |
|---|--------|----------------------------|----------|--------|
| 5 | 契約内容 | 東大阪市自転車駐車場巡回整理等業務委託 | | |
| | 委託先 | (一財)東大阪市雇用開発センター 【外郭団体】 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 60,560 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 | 当業務は、自転車駐車場の効率的利用を図るため無料の自 | | |

| | |
|--------------------|---|
| 選定方法・理由 | 転車駐車場内整理、整頓、巡回整理及び放置自転車啓発指導するもので、軽作業であり、中高年齢者に最適である。したがって中高年齢者等雇用対策として昭和54年4月に発足した(財)東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑み、随意契約とされた。 |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 所管課の積算による。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪財務規則第 117 条第 3 号により免除 |
| 実 績 確 認 | 業務報告書・作業日誌の入手により確認している。 |

② 結果及び意見

【意見 52】 東大阪市立自転車駐車場管理委託等の、市からの支援として 指定管理者の選定と委託契約が継続される合理性について (表 1、2、3、4)

指定管理者である東大阪市駐車場整備(株) (平成 26 年 9 月 1 日に東大阪再開発(株)と合併し、東大阪再開発(株)となっている)は、もともと市の布施駅再開発事業により建設された駐車場について、再開発事業を完了させるための受け皿として本市により設立され、当時、駐車場資産を取得するために多額の借入れを行っており、現在においてもその利払いと償還が経営を圧迫している。

このような本市の政策上の経緯から、借入れの償還原資を確保するために、本市は市営駐輪場の事業委託などにより継続的に支援を行っている。

また、本市からの支援としては事業の委託の他に、固定資産税の減免(年 24 百万円程度(平成 25 年度))、民間金融機関からの借入れに対する債務保証(平成 26 年 3 月末時点で 2,162 百万円)、貸付金 561 百万円(元金返済は平成 39 年まで据置き)がある。

現状の東大阪市駐車場整備株式会社の経営状況は下記の通りである。

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 564,413 | 544,418 | 527,075 |
| 営業利益 | 96,024 | 125,214 | 102,678 |
| 当期純利益 | 30,143 | 55,152 | 25,881 |

貸借対照表 (平成 25 年度末) (単位：千円)

| 勘定科目 | | 金額 | 勘定科目 | | 金額 |
|------|--------|-----------|----------|-------|-----------|
| 流動資産 | | 319,553 | 流動負債 | | 230,259 |
| | 現金及び預金 | 290,868 | 固定負債 | | 2,570,405 |
| | その他 | 28,685 | | 長期借入金 | 2,557,000 |
| 固定資産 | | 3,053,850 | | その他 | 13,405 |
| | 有形固定資産 | 3,042,639 | 純資産 | | 572,739 |
| | 無形固定資産 | 364 | | 資本金 | 500,000 |
| | その他投資 | 10,844 | | 利益剰余金 | 72,739 |
| 資産合計 | | 3,373,404 | 負債・純資産合計 | | 3,373,404 |

利益を安定して計上しているが、利益の源泉は売上の半分以上を占める市からの受託事業収入と、上述の固定資産税の減免に依っている。

次に借入金の返済能力を見るため、簡便的なキャッシュ・フローと年間の借入金返済額を比較する。

(単位：千円)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 当期利益 A | 30,143 | 55,152 | 25,881 |
| 減価償却費 B | 93,903 | 74,533 | 74,664 |
| 減損損失 C | — | — | 16,336 |
| キャッシュ・フロー (A+B+C) | 124,046 | 129,685 | 116,881 |
| 借入金年間返済額 | 166,000 | 166,000 | 166,000 |
| 資金過不足額 (△は不足) | △41,954 | △36,315 | △49,119 |

このように近年のキャッシュ・フローの状況は、市からの借入金の返済の据え置きがなされている現状においても、年間の借入返済額 166 百万円に対して大きく不足している状況が続いている。

今年度に東大阪再開発(株)と合併し、業務執行を効率化することで将来的な資金不足の回避を目指そうとしているものの、収入基盤は変わらないことから経営状況が大きく改善することは考えにくい。

このことから、現状のまま対処療法的に事業委託等による支援を続けるのではなく、さらに抜本的な対策が必要であると考えます。

すなわち、当該企業は市の外郭団体であるとはいえ営利企業たる株式会社であるので、常に市が負担を全面的に行うという前提ではなく、各

利害関係者との利害調整を積極的に行い、独立企業として将来的には市の支援を必要としなくなるような合理的な再建計画を策定するなどの対応が必要な段階にきていると考える。

【意見 53】 東大阪市立自転車駐車場の指定管理者制度における保証金の取扱いについて（表 1）

現在、委託契約の保証金については、東大阪市財務規則第 115 条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定されておらず、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

東大阪市においても、指定管理者制度について、義務の履行の重要性や、履行できなかつた場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

【意見 54】 東大阪市立自転車駐車場の指定管理におけるモニタリング結果のフィードバックについて（表 1）

指定管理者制度運用による効果を検証するため、毎年度、管理運営及び実施事業の評価を実施し、評価結果を市のウェブサイトに掲載を行っている。

当制度自体は、指定管理者の管理運営状況を明らかにするという意味で透明性もあり評価できるが、そのフィードバックの方法に問題がある。

すなわち、現状は評価結果で検出された問題点、改善事項等に対して個別に対応状況を確認しているのみで、その対応状況と対応の結果は公表されていない。

このことは、実施された評価に対して、指定管理者が対応するのか否か、対応できるのかどうか、そして実際に対応されたのかどうかは市民から見て判断がつかないことになり、せっかく行われた評価の実効性に疑問が残る。

制度として評価結果を公表している以上、その実効性を確保するため、評価結果に対する対応方針等を指定管理者から入手の上公表し、対応方

針の妥当性の確認や、その後の遵守状況についても市民がモニタリングできる環境を確保することが望まれる。

【意見 55】 東大阪市立自転車駐車場において非公募で指定管理者を選定する場合と事後評価について（表 1）

指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者となるべき団体を公募することが原則となっており、非公募とできるのは限定した場合のみと「公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」で定めている。

（注：平成 25 年 8 月に当指針に代わって「東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」を施行しているが、この部分の内容は変わっていない。）

本件については非公募としているが、その理由は外郭団体の統廃合の方針を踏まえた政策的な判断により行われている。

東大阪市においては、平成 25 年 8 月に指定管理者の指定についての条例、施行規則及び運用要領を制定したこともあり、平成 26 年 1 月 15 日に行財政改革室より「新たな指定管理予定候補者の選定にかかる取組みについて」として各所属長宛てに通知を行っており、その中で透明性・公平性をより一層確保するため、現在非公募としている施設についても非公募である理由を明確にし、原則公募の考え方を浸透させていくことが述べられている。

当契約の業務内容は駐輪場の管理で、特殊なノウハウを必要としているわけではなく、公募による競争を行うことでより効果的・効率的な管理運営を行う事業者が現れる可能性があること、また、もともとの指定管理者制度の目的である「公の施設の管理を民間へ委譲する」ことを推進していくためにも、上記の行財政改革室の通知にあるように、今後においては公募を進めていくことが望まれる。

また、指定管理者の管理運営状況の事後的な評価についても、公募による指定の場合には第三者機関による評価を行い、非公募による指定の場合には施設の所管課による評価を行い市のウェブサイトで公表している。

しかし公募による指定の場合に比べ、非公募による指定の場合は指定時の手続が不透明であり、事後的な管理運営状況の評価についてはより透明性が求められるため、非公募による指定の場合においてもより客観的な視点による第三者機関による評価を行った方が有用と考える。

【結果 18】 放置自転車撤去業等業務委託の相見積りの実施について（表 2、3、4、5）

随意契約について、相見積りを実施していないが、その根拠が明示されていない。

東大阪市財務規則第 108 条において、随意契約を行う場合には原則として「2人以上の者から見積書を提出させなければならない」とし、「予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき若しくは 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他 2 人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない」としている。

今回の監査対象の随意契約について相見積りを実施していない理由は、委託先が外郭団体である東大阪市駐車場整備㈱と（一財）東大阪市雇用開発センターとすることが予め決まっているため、とのことである。

このことは上記東大阪市財務規則の中の「特別の事情」に該当すると考えられることから、その旨の明示が必要である。

【意見 56】 放置自転車撤去業等業務委託の委託者（外郭団体）に係る契約保証金の取扱いについて（表 2、3、4、5）

委託先が外郭団体の場合について、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により契約保証金を免除しているが、当規定の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」についての検討の過程が明示されていない。

そもそも契約保証金は、受託業者の受託契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、委託先が外郭団体の場合は財務内容や事業実績を事前に把握していることもあって、具体的な検討を省略していると思料され、他の部署においても委託先が外郭団体の場合は同様の取扱いをしている。

しかし、外郭団体については特別な取扱いをすべきとの規定もなく、また、外郭団体とはいえ財務に対して民間同様の厳しい対応をとることで住民の納得も得やすく、契約ごとに契約保証金を免除するか否かについて財務状況等を勘案して個別に検討し、その過程を明確にすることが望まれる。

【結果 19】 自転車マナー向上等啓発業務委託の調度課との合議について（表 4）

本契約については契約金額が 500 万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていなかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で 500 万円、使用料及び賃借料のリース物件で 80 万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考え。今後においては、該当案件については漏れなく合議を行う必要がある。

【意見 57】 自転車駐車場巡回整理等業務委託の(一財)東大阪市雇用開発センターとの契約について (表 5)

(一財)東大阪市雇用開発センター(以下、雇用開発センター)は、中高年者及び同和地区の就職困難者対策として昭和 54 年に設立されており、その運営はほぼ全て東大阪市とその関係団体からの収入と補助金により賄われている。

就職困難者への雇用を維持するという当初の設立趣旨から、本件を含む雇用開発センターへの委託業務については、競争原理を経ずに長年継続して随意契約として行われており、結果的に民間への委託をするより割高な委託料(平成 20 年 9 月策定の「東大阪市外郭団体統廃合等方針」より)となっている。

近年の社会情勢の変化、雇用問題の多様化等による雇用施策の見直しの必要性から、上述の外郭団体統廃合等方針において、雇用開発センターは平成 25 年度中に廃止する方針となっていた。しかし、現在在職している 90 人程度(うち正職員は 30 人程度)の雇用の問題などから、廃止に向けた手続きは当初の方針通りには進捗していない状況である。

雇用開発センターの維持のために毎年相当程度の事業委託料(平成 25 年は 273 百万円)が発生している現状に鑑みると、残された雇用問題に配慮しつつも、平成 20 年の市の計画方針に基づいた手続きを速やかに進めていくことが望まれる。

10. 教育委員会 学校教育推進室

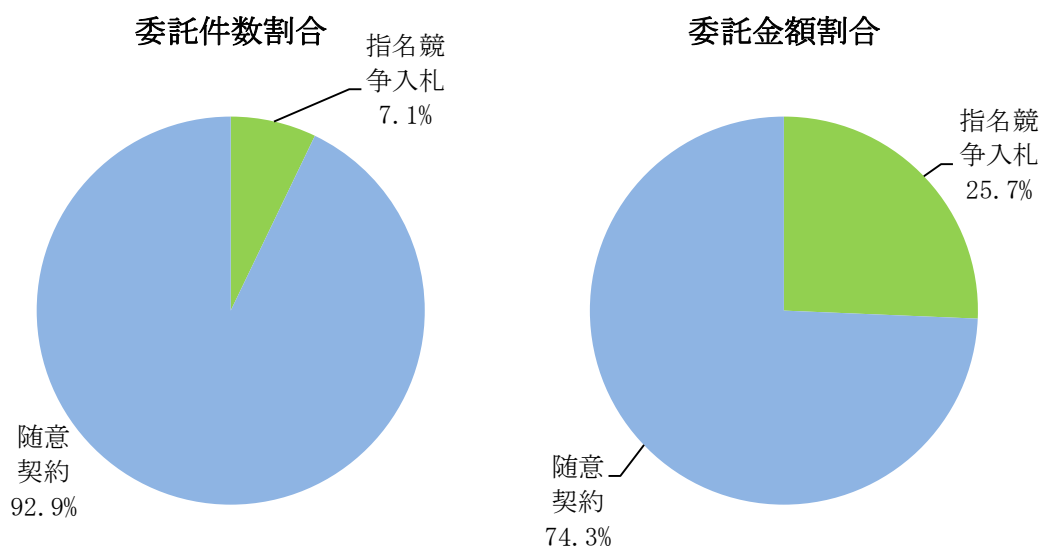
(1) 学校教育推進室の概要

学校教育推進室は教育委員会事務局に属しており、学校園の教育課程及び学習指導、学校園の生徒指導及び進路指導、学校園の運営方針及び教育施策、学校園の安全に関すること等を行っている。また、学校の教育課程の一部や教育活動支援、学校の安全、学校 I C T (Information and Communications Technology 以下、I C T という) 機器の保守等の業務について委託している。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額 (千円) | |
|--------|------|--------|-----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 2 | 7.1% | 87,021 | 25.7% |
| 随意契約 | 26 | 92.9% | 252,132 | 74.3% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 28 | 100.0% | 339,153 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 339,153 千円であり、件数ベースで 92.9%、金額ベースで 74.3%と随意契約が大半を占めている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|--------|----------------|---|---------|---------|
| 1 ① | 契約内容 | 東大阪市外国語講師活用業務派遣委託 | | |
| | 委託先 | (株)ダブリュファイブ・スタッフサービス | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 31,201 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 公教育に携わってもらいたい当該業務の質の確保を図るため、及び次の随意契約(プロポーザル)における委託先選定までの期間が短い(契約期間:平成25年4月~5月)ため、競争入札に適さないと判断して随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度委託先のため、前年度実績に基づき独自に積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の実施報告書及び東大阪市外国語指導講師活用状況報告書より確認している。 | | |
| 1 ② | 契約内容 | 平成25年度外国語講師活用業務派遣委託 | | |
| | 委託先 | (株)インタラック | | |
| | 契約方法 | 随意契約 (プロポーザル) | 契約額(千円) | 118,875 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 公教育に携わってもらいたい当該業務の質の確保を図るため、競争入札に適さないと判断してプロポーザルの随意契約としたもの。 なおプロポーザル参加業者を、東大阪市登録業者で外国語指導講師の派遣業務を行っている全業者とし、説明会を実施している。 参加した5者によるプロポーザルについて、選定委員の採点が行われ、選定委員会の決定により委託先を選定した(得点最多先に決定)。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 複数見積書に基づき積算している。 但し、複数年度継続することが予定されているため、2年目以降は、前年度と同一単価としている(消費税率の加味を除く)。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | | |

| | | |
|--|------|---|
| | 実績確認 | 委託先提出の実施報告書及び東大阪市外国語指導講師活用状況報告書により確認している。 |
|--|------|---|

| | | | | |
|---|----------------|---|----------|--------|
| 2 | 契約内容 | 平成 25 年度 学校園教育活動支援事業委託 | | |
| | 委託先 | 東大阪市縄手南幼稚園研究会他 99 研究会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 26,430 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高めることを目的とする本委託事業の性質上、特色ある学校活動を実施することができる契約先である必要があり、競争入札に適さないため、随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 各学校の規模 (生徒数) に応じて独自に積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先からの収支報告書及び事業報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|--------|----------------|---|----------|--------|
| 3 ① | 契約内容 | 平成 25 年度 子ども安全パトロール (東・中) 事業委託 | | |
| | 委託先 | (株)サンセキュリティ | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 8,880 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 下記の指名競争入札実施にあたり、入札説明会、入札、業者のパトロール隊員募集、法定研修等、一定期間が必要となり、入札による実施が日程的に困難となるため、前年度委託先と随意契約したもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 委託先からの見積書に基づき決定している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務報告書及び勤務表を確認している。 | | |
| 3 ② | 契約内容 | 子ども安全パトロール (東・中) 事業委託 | | |
| | 委託先 | (株)DAIMON | | |
| | 契約方法 | 指名競争入札 | 契約額 (千円) | 44,275 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 指名競争入札 東大阪市中小企業振興条例では市の責務として中小企業の | | |

| | | | | |
|--|--------------------|--|--|--|
| | | 振興に関し必要な財政上の措置を講ずるものとし、市内中小企業を重視、その振興を東大阪市の重要な柱としている。このため、東大阪市登録業者で施設警備を第1希望とする市内に本店があるすべての業者及び過去に実績のある業者を入札参加業者として指名競争入札を行っている。この基準により11者選定し、全業者が最低制限価格で入札、抽選により委託先を選定した。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績額を参考に独自に積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の業務報告書及び勤務表を確認している。 | | |

| | | | | |
|--------|--------------------|---|---------|--------|
| 4 ① | 契 約 内 容 | 平成25年度 子ども安全パトロール（西）事業委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)警友セキュリティー・サービス | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 8,504 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 下記の指名競争入札実施にあたり、入札説明会、入札、業者のパトロール隊員募集、法定研修等、一定期間が必要となり、入札による実施が日程的に困難となるため、前年度委託先と随意契約したもの。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 委託先からの見積書に基づき決定している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の業務報告書及び勤務表を確認している。 | | |
| 4 ② | 契 約 内 容 | 子ども安全パトロール（西）事業委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)TCエクセレント | | |
| | 契 約 方 法 | 指名競争入札 | 契約額(千円) | 42,746 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第167条第2号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 指名競争入札 東大阪市中企業振興条例では市の責務として中小企業の振興に関し必要な財政上の措置を講ずるものとし、市内中小企業を重視、その振興を東大阪市の重要な柱としている。このため、東大阪市登録業者で施設警備を第1希望とする市内に本店があるすべての業者及び過去に実績のある業者を入札参加業者として指名競争入札を行っている。この基準により10者選定し、全業者が最低制限価格で入札、抽選 | | |

| | | | |
|--|--------------------|---------------------------|--|
| | | により委託先を選定した。 | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績額を参考に独自に積算している。 | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の業務報告書及び勤務表を確認している。 | |

| | | | | |
|---|--------------------|--|----------|-------|
| 5 | 契 約 内 容 | 東大阪市校務支援システム改修業務委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)内田洋行 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 1,522 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 当該システムの開発者が同社であり、本市への導入設計、設置、設定、保守業者であり、同社以外の業者にさせ、既存のネットワークや他システムに著しい支障が生じた場合、責任の所在が不明確となり、既設のネットワークや他システムの維持及び使用に著しく支障が生じる可能性があるため競争入札に適さないと判断し、随意契約としたもの。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 独自に積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の完了報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|---|--------------------|--|----------|-----|
| 6 | 契 約 内 容 | 東大阪市楠根小学校他無線アクセスポイント増設業務委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)内田洋行 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 624 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 同社が、校内 LAN の設計、設置、設定、保守業者であり、同社以外の業者にさせ、既設ネットワークに著しい支障が生じた場合、責任の所在が不明確となり、既設のネットワークの維持及び使用に著しく支障が生じる可能性があるため競争入札に適さないと判断し、随意契約としたもの。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 東大阪市において契約された他場所での類似事案をベースに独自で積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |

| | | |
|--|------|---------------------|
| | 実績確認 | 委託先提出の完了報告書を確認している。 |
|--|------|---------------------|

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|
| 7 | 契約内容 | 小学校教材用コンピューター一式（平成 20 年 9 月導入）保守業務委託 | | |
| | 委託先 | （株）内田洋行 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 7,068 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 同社が、本市立小中学校の教材用パソコン等ネットワーク等の設計、機器の設置、設定、保守業者であり、同社以外の業者にさせ、既設ネットワークの使用に著しい支障が生じた場合、責任の所在が不明確となり、既設のネットワークの維持及び使用に著しく支障が生じる可能性があるため、競争入札に適さないと判断したため。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 独自に積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の完了報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|-------|
| 8 | 契約内容 | 東大阪市教育ネットワークシステムにおける機器・システム保守業務委託 | | |
| | 委託先 | パナソニックシステムネットワークス（株） | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 2,440 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 同社は、教育ネットワーク再構築の際のシステム設計、機器設置、設定、保守業者であり、同社以外の業者にさせ、既設ネットワーク等の使用に著しい支障が生じた場合、本件保守業務における責任の所在が不明確となり、既設のネットワークの維持及び使用に著しく支障が生じる可能性があるため、競争入札に適さないと判断し、随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 独自に積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の完了届を確認している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|---|
| 9 | 契約内容 | 東大阪市学校 ICT 環境整備事業による整備機器保守業務委託（平成 25 年度分） | | |
| | 委託先 | (株)内田洋行 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | (小学校) 9,234 (中学校) 4,446 (高校) 171 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 同社は、平成 22 年 3 月に導入した東大阪市学校 ICT 環境整備事業で選定された業者であり、上記事業で導入した機器のシステム設計、設置、設定、保守業者であり、同社以外の業者にさせ、既設ネットワーク等の使用に著しい支障が生じた場合、本件保守業務における責任の所在が不明確となり、既設のネットワークの維持及び使用に著しく支障が生じる可能性があるため、競争入札に適さないと判断し、随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 平成 22 年 3 月実施のプロポーザルで入手した複数見積書をベースに決定している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の完了報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|-------------------------------------|---------|--------|
| 10 | 契約内容 | 平成 25 年度愛ガード運動推進事業委託 | | |
| | 委託先 | 各小学校愛ガード運動推進委員会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額（千円） | 11,880 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 本委託事業の目的及び性質上、競争入札に適さないため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 各学校の規模（生徒数・活動人数）に応じて独自に積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先からの実施報告書、事業報告書及び領収証を確認している。 | | |

② 結果及び意見

【意見 58】 外国語講師活用業務派遣委託の契約形態について（表 1）

本件については平成 25 年にプロポーザルの随意契約を締結し、その後の 2 年間に関しては、委託先と前年度の委託料を基に毎年随意契約を行うこととしている。ただし、委託先にはプロポーザル実施段階で 3 年間継続して契約を行う可能性については伝えていないとのことであるものの、実質的には「地方自治法第 234 条の 3」に規定する長期継続契約に類する契約形態となっている。

これは、当該業務が単年度事業予算で措置されていること等から、「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による長期継続契約が締結できないとの解釈を前提とし、公教育に携わってもらう外国語指導講師（Assistant Language Teacher 以下、ALT という）の質の継続的、安定的確保が必要であること等から実質的な長期継続契約としているとの説明を受けている。

長期継続契約については、平成 16 年度の地方自治法改正で「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、その対象範囲が拡大された（地方自治法施行令第 167 条の 17）。この法改正を受けて、本市も「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第 2 条で下記の範囲で長期継続契約の締結が可能となった。

- (1) 電子計算機その他の事務用機器の借入れに関する契約
- (2) 庁舎その他本市の施設の警備、清掃、保守点検等の維持管理に関する委託契約
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

そこで、本件が上記条例の第 2 条第 3 号に該当するか否かが問題となるが、現状、当該条例の「事務取扱要領」においても具体的な判断基準が明示されていない。他の地方公共団体においてもその対象範囲は統一されていないが、長期継続契約に該当するか否かの判断基準を設けている団体（例えば、神奈川県等）も見受けられる。

本件に関して長期継続契約で契約するメリットは大きいものと考えられ、明確なデメリットが少ないのであれば、他団体の事例（例えば、平成 25 年 3 月神奈川県監査委員『行政監査結果報告書』等）を十分に

検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断が明確となるように、判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。

また本件の契約額は、結果として、プロポーザル実施以後3年間は同一（消費税率の加味を除く）となっている。現状市立99学校園について1つの委託先と契約しているが、例えば地区を分割することも検討が望まれる。市内学校園の品質の均質化のため地区を分割しないことも考えられるが、各地区委託先間の競争原理を活用し、コスト削減効果、提供されるサービス価値の向上、しいてはALTの能力の向上も期待できる。

【結果20】 外国語講師活用業務派遣委託の契約保証金の収受について (表1①)

契約保証金について、東大阪市財務規則第117条第3号の規定により免除とされている。

しかし、委託先が契約を履行しないこととなるおそれがないことを示す明確な根拠資料はなく、契約不履行のおそれがないとは判断できない。

契約金額が500万円を超える場合には、履行保証保険証書を手に入れる必要がある（「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて（通知）平成12年3月10日付 調度課長」）ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておく必要がある。

【結果21】 学校園教育活動支援事業委託等の調度課との合議について（表2、10）

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考えられる。

本件については各団体毎に契約が締結され、契約書ベースでは1件あたり500万円を超える契約はないが、事業としては1つの事業として500万円を超えており、実質的には契約金額が500万円を超えていると考え

られるが、契約起案の際に調度課との合議が漏れていた。入札時の予算執行伺の際には調度課に合議を得ていたが、当該趣旨を鑑み、あくまでも契約起案の際に調度課との合議を得る必要がある。

【意見 59】 学校園教育活動支援事業委託の支出範囲の検証と完了確認・評価について（表 2）

本委託料は「東大阪市立幼稚園・小・中・高等学校（以下、「学校園」という）における教育目標の達成、学校園の活性化を図り、諸課題に対し、学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高める」ことを目的として支出されており、その用途については各研究会に一定の裁量が与えられている。これにより、各学校園は各々の教育課題に対する支出内容を広範囲に解釈することも可能となっている。

よって、少なくとも本市で行う実績確認、評価について、現在実施されている「領収書等支出を証明する書類の写しを求め、報告された収支報告書・事業報告書の内容と照らし合わせて適正な支出がなされているかの確認」だけでなく、各学校園が計画に基づいた適切な支出範囲の支出を行っているかを厳格に検証することが望ましい。

また各学校園の抱える課題や重点目標は、各学校園だけでなく P T A や地域住民が一体となって取り組むことで、より効果が期待できるものと考えられる。そのため、本件における各学校園の計画や支出内容を公表し、その必要性や重要性に関して、これら関係者の協力を得ることも有用ではないかと考える。

【意見 60】 こども安全パトロール事業委託の契約形態について（表 3、4）

本件については、毎年指名競争入札によって行われている。透明性、公正性の観点からは毎年指名競争入札を実施することは望ましいと考えられる。

他方、中長期的な目線で、より効率的な行政サービスの提供、品質の安定化や向上を図る観点からは「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に定める長期継続契約を検討することも一考に値すると思われるが、長期継続契約に関しては「事務取扱要領には趣旨・目的として「～本市の運営に際して一日も欠かすことのできない業務については～」（第 1 条）と規定しており、本事業は授業日や夏休み等の長期休業中の登校日等以外は実施していないことから長期継続

契約を採用することは困難であると考えている。」との説明を受けている。

しかし、本件にとって長期継続契約が有用であるならば、【意見 58】同様、他団体の事例を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断が明確となるように、判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。

【意見 61】 こども安全パトロール事業委託の予定価格及び最低制限価格設定について（表 3、4）

本件については、指名競争入札によって行われ、予定価格及び最低制限価格が公表されているが、結果としてすべての入札業者が最低制限価格での入札、抽選での落札業者決定となっている。

これをもって、予定価格及び最低制限価格の設定見直しを行うべきか否かについては一概に判断できるものではないが、例えば、予定価格及び最低制限価格の設定の再検討、仕様書に記載されているような、こどもの安全に資する行政サービスの品質向上の強化を委託先に求める等、本委託業務に関して、より高品質のサービスを楽しむように努めていくことが望まれる。

【意見 62】 校務支援システム改修業務委託の予定価格の積算について（表 5）

本件の予定価格に関しては人工賃の占める割合が大きいとの判断から、これらの人工賃単価の検討を行い、予定価格を積算し、見積額との比較を行っているとの回答を得ている。

しかしこの予定価格の積算の検討過程を示した資料はなく、適切に予定価格の積算を行っていることを明らかにするためにも、検討過程を示した資料を整備しておくことが望まれる。

【結果 22】 小学校教材用コンピューター式保守業務委託等の調度課との合議について（表 7、9）

本契約については契約金額が 500 万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていなかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で 500 万円、使用料及び賃借料のリース物件で 80 万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考えます。今後においては、該当案件については漏れなく合議を得る必要がある。

1 1. 教育委員会 学校管理部 学校給食課

(1) 学校給食課の概要

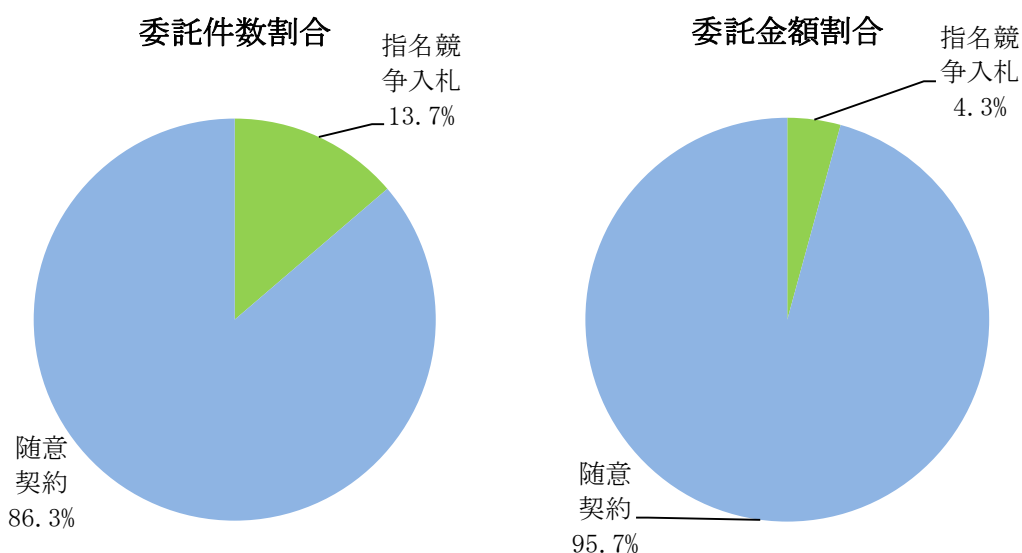
学校給食課は、教育委員会事務局学校管理部に属しており、教育委員会事務局学校管理部は他に学事課、教職員課から構成されている。

学校給食課は、所管の学校給食の企画、献立、調理及び運搬、学校給食の設備・物品の管理や整備、学校給食施設の整備及び建設等に関すること等を行っている。また、学校給食の調理及び運搬、学校給食の設備・物品の管理や整備、学校給食施設の整備等の業務について委託している。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 7 | 13.7% | 22,455 | 4.3% |
| 随意契約 | 44 | 86.3% | 504,949 | 95.7% |
| 指定管理 | — | — | — | — |
| 合計 | 51 | 100.0% | 527,405 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 527,405 千円であり、件数ベースで 86.3%、金額ベースで 95.7%と随意契約が大半を占めている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | | | |
|--------------|-----------------------|--|---------|---------|
| 1 | 契約内容 | 平成 25 年度学校給食配送業務委託 | | |
| | 委託先 | 御厨運送(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 113,686 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 平成 22 年 2 月 10 日に指名競争入札を実施した結果、御厨運送(株)と契約締結。口頭にて「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合は、平成 22 年度を初年度とし、以後 4 年間(平成 26 年度まで)は、前年度の委託料を基に随意契約を行う。」とした。平成 24 年 4 月～平成 25 年 1 月まで(当該契約に関する学校給食課での回議書回付段階での直近月まで)の業務履行状況は「良」であり、「配送業務受託者として、適任である。」との報告を学校給食センター及び各共同調理場の所長より受けたため。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 また委託先の関係者ではない拠点の所属長から委託業務履行状況報告書を手し、確認している。 | | |
| 2 | 契約内容 | 東大阪市立学校給食センター学校給食調理等業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)東洋食品 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 164,968 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 平成 21 年度に業者選定委員会を設置し、非公募型プロポーザルで業者選定を行った結果、(株)東洋食品を選定し、契約締結。口頭にて「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合は、平成 22 年度を初年度とし、以後 4 年間(平成 26 年度まで)は、前年度の委託料を基に随意契約を行う。」とした。平成 24 年度において業務履行状況は「良」と認められたため、随意契約としたもの。 | | |
| 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | | |

| | | | | |
|--|-------|---|--|--|
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 また委託先の関係者ではない拠点の所属長から委託業務履行状況報告書を入手し、確認している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|--------|
| 3 | 契約内容 | 東大阪市立石切東・加納小学校学校給食調理等業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)東洋食品 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 37,502 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 平成 21 年度に業者選定委員会を設置し、非公募型プロポーザルで業者選定を行った結果、(株)東洋食品を選定し、契約締結。口頭にて「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合は、平成 22 年度を初年度とし、以後 4 年間(平成 26 年度まで)は、前年度の委託料を基に随意契約を行う。」とした。平成 24 年度において業務履行状況は「良」と認められたため、随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 また委託先の関係者ではない拠点の所属長から委託業務履行状況報告書を入手し、確認している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|--------|
| 4 | 契約内容 | 東大阪市立高井田東・上小阪小学校学校給食調理等業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)東洋食品 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 36,775 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 平成 23 年度に業者選定委員会を設置し、非公募型プロポーザルで業者選定を行った結果、(株)東洋食品を選定し、契約締結。口頭にて「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合は、平成 24 年度を初年度とし、以後 4 年間(平成 28 年度まで)は、前年度の委託料を基に随意契約を行う。」とした。平成 24 年度において業務履行状況は「良」 | | |

| | | | |
|--|--------------------|--|--|
| | | と認められたため、随意契約としたもの。 | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 また委託先の関係者ではない拠点の所属長から委託業務履行状況報告書入手し、確認している。 | |

| | | | | |
|---|--------------------|---|---------|--------|
| 5 | 契 約 内 容 | 東大阪市立森河内・楠根小学校学校給食調理等業務委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)東洋食品 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 36,898 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 平成 23 年度に業者選定委員会を設置し、非公募型プロポーザルで業者選定を行った結果、(株)東洋食品を選定し、契約締結。口頭にて「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合は、平成 24 年度を初年度とし、以後 4 年間(平成 28 年度まで)は、前年度の委託料を基に随意契約を行う。」とした。平成 24 年度において業務履行状況は「良」と認められたため、随意契約としたもの。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 また委託先の関係者ではない拠点の所属長から委託業務履行状況報告書入手し、確認している。 | | |

| | | | | |
|---|------------------|--|---------|--------|
| 6 | 契 約 内 容 | 東大阪市立縄手南・孔舎衛東小学校学校給食調理等業務委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)魚国総本社 | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 47,135 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 平成 20 年度に業者選定委員会を設置し、非公募型プロポーザルで業者選定を行った結果、(株)魚国総本社を選定し、 | | |

| | | | |
|--|--------------------|--|--|
| | | 契約締結。口頭にて「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合は、平成 21 年度を初年度とし、以後 4 年間（平成 25 年度まで）は、前年度の委託料を基に随意契約を行う。」とした。平成 24 年度において業務履行状況は「良」と認められたため、随意契約としたもの。 | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 また委託先の関係者ではない拠点の所属長から委託業務履行状況報告書入手し、確認している。 | |

| | | | | |
|---|--------------------|--|---------|--------|
| 7 | 契 約 内 容 | 東大阪市玉串共同調理場学校給食調理等業務委託 | | |
| | 委 託 先 | (株)南テストィパル | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 42,052 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 平成 20 年度に業者選定委員会を設置し、非公募型プロポーザルで業者選定を行った結果、(株)南テストィパルを選定し、契約締結。口頭にて「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合は、平成 21 年度を初年度とし、以後 4 年間（平成 25 年度まで）は、前年度の委託料を基に随意契約を行う。」とした。平成 24 年度において業務履行状況は「良」と認められたため、随意契約としたもの。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 また委託先の関係者ではない拠点の所属長から委託業務履行状況報告書入手し、確認している。 | | |

| | | | | |
|---|-------------|-------------------------------|---------|-------|
| 8 | 契 約 内 容 | 市立単独調理校廃棄物（生ごみ）収集処理業務委託 | | |
| | 委 託 先 | 東大阪清掃事業(協) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 3,779 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| 委託先 選定方法・理由 | 回収場所が市内 31 校あり、1 業者の場合、指定した時間内に回収が難しいと考えられるため、市内の業者が加入している組合との随意契約としたもの。 | | |
| 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|-------|
| 9 | 契約内容 | 東大阪市立学校給食センター・共同調理場廃棄物収集処理業務委託 | | |
| | 委託先 | 中塚産業 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 2,529 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 有利な価格で契約ができると見込まれるため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|---|---------|-------|
| 10 | 契約内容 | 平成 25 年度学校給食センター及び共同調理場生ゴミ処理機保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)中西製作所 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,260 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 構造・特性に熟知した機械購入先であるため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|---|---------|-------|
| 11 | 契約内容 | 厨房機器保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)中西製作所 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 3,631 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 構造・特性に熟知した機械購入先であるため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|---|---------|-------|
| 12 | 契約内容 | 平成25年度厨房機器保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | 日本調理機(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,860 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 構造・特性に熟知した機械購入先であるため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の業務実施報告書を確認し、学校給食課で業務実施確認書を発行している。 | | |

| | | | | |
|------|-----------------------|---|---------|--------|
| 13 | 契約内容 | 東大阪市立学校給食センター機械設備保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | 日本空調サービス(株) | | |
| | 契約方法 | 指名競争入札 | 契約額(千円) | 14,817 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 東大阪市登録業者(011「機械設備保守点検」)を第1希望としている業者のうち営業PR及び契約実績等を考慮し15者を選定。 当該業者で指名競争入札を実施し、9者が入札を行った。入札の結果、入札金額が最も低い業者を委託先として選定した。 | | |
| 予定価格 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | | |

| | | |
|--|-------|------------------------------|
| | 積算方法 | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第1号により免除 |
| | 実績確認 | 委託先提出の作業完了報告書及び点検報告書を確認している。 |

| | | | | |
|----|----------------|--|---------|-------|
| 14 | 契約内容 | 東大阪市立学校給食センター昇降機保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | 日本オーチス・エレベーター(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 3,717 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 東大阪市立学校給食センター昇降機保守点検業務について、本件は給食センターの運営に際して1日も欠かすことのできない業務であり、契約先の日本オーチス・エレベーター(株)は設備業者で専門業者でありその構造・特性に熟知していることから、保守点検についても同社と契約することが安全面及び緊急時の対応等にも得策であるため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出のエレベーター点検報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|--|---------|-------|
| 15 | 契約内容 | 東大阪市立楠根東共同調理場昇降機保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | 日本エレベーター製造(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,023 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 市立楠根東共同調理場の昇降機は安定的な給食の供給に欠かすことのできない役割を果たしており、定期的な点検並びに故障時の緊急対応が求められる。同所属の昇降機は日本エレベーター製造(株)が製造・設置したものであり、その構造・特性に熟知しており、また緊急時にも即座に対応できるため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出のエレベーター点検報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|------|---------------------------|--|---------|-------|
| 16 | 契約内容 | 東大阪市立玉串共同調理場昇降機保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | シンドラー・エレベーター(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 1,166 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 東大阪市立玉串共同調理場昇降機保守点検業務について、本件は安定的な学校給食の供給に欠かすことのできない役割を果たしており、定期的な点検並びに故障時の緊急対応が求められる。同所属の昇降機はシンドラー・エレベーター(株)が製造・設置したものであり、その構造・特性に熟知しており、緊急時にも即座に対応できるため随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| 実績確認 | 委託先提出のエレベーター点検報告書を確認している。 | | | |

| | | | | |
|----|----------------|--|---------|-----|
| 17 | 契約内容 | 東大阪市立学校給食センター自動扉保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | ナブコドア(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 935 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 東大阪市立学校給食センターの自動扉(17台)について、点検委託業者は設置業者であるナブコドア(株)がその構造・特性等について熟知していることから随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の自動ドア保守点検報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|----|------|-------------------------------|---------|-----|
| 18 | 契約内容 | 東大阪市立学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)日本電気保安協会 | | |
| | 契約方法 | 随意契約 (長期継続契約) | 契約額(千円) | 667 |

| | | | | |
|--|----------------|---|--|--|
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 本件は学校給食センターの運営に関して1日も欠かすことのできない業務であるため、長期にわたる契約が合理的であり、契約の安定的供給につながることから、随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先提出の自家用電気工作物点検報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|----|----------------|---|---------|-----|
| 19 | 契約内容 | 学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務委託 | | |
| | 委託先 | 日本エレベーター製造(株) | | |
| | 契約方法 | 随意契約 | 契約額(千円) | 558 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 各小学校(13校)に設置されている学校給食用小荷物専用昇降機について年1回の定期点検を実施するが、その構造等に熟知している設置業者に依頼することが合理的であることから随意契約としたもの。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 学校給食用小荷物専用昇降機保守点検結果報告書を確認している。 | | |

| | | | | |
|------|-----------------------|---|---------|-------|
| 20 | 契約内容 | 平成25年度産業廃棄物収集運搬処理業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)山茂総業 | | |
| | 契約方法 | 指名競争入札 | 契約額(千円) | 4,462 |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 東大阪市登録業者(014「浄化槽清掃・点検」)を第1希望としている東大阪市内業者6者を選定。当該業者で指名競争入札を実施し、6者が入札を行った。入札の結果、入札金額が最も低い業者を委託先として選定した。 | | |
| 予定価格 | 前年度実績を参考に予定価格を積算している。 | | | |

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 積算方法 | |
| 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 |
| 実績確認 | 委託先提出のグリストラップ及び汚泥引抜清掃業務完了報告書を確認している。 |

② 結果及び意見

【結果 23】 学校給食配送業務委託等の調度課との合議について（表1、2、3、4、5、6、7、13）

本契約については契約金額が500万円超であるにもかかわらず、調度課との合議がなされていなかった。

毎年、財務部長からの通知文において、「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃借料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議のため調度課長へ起案回付」することとなっている。

この趣旨は、少なくとも高額な契約については、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と、調度課における契約管理の観点から必要とされているもので、条例等の規定ではないものの遵守すべき重要な取り決めであると考え、今後においては、該当案件については漏れなく合議を得る必要がある。

【意見 63】 学校給食配送業務委託の契約形態について（表1）

本件は平成22年に指名競争入札を実施し、その後の4年間に関しては「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合」という条件を口頭で伝え、落札業者と前年度の委託料を基に毎年随意契約を行うこととしており、実質的には「地方自治法第234条の3」に規定する長期継続契約に類する契約形態となっている。

これは、本件が「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による長期継続契約が締結できないとの解釈を前提とし、給食配送業務を安定的に実施することが必要であること、給食配送トラックの保有と架装は配送業者が調達することとしていること等から実質的な長期継続契約としているとの説明を受けている。

すなわち本件に関して長期継続契約で契約するメリットは大きいものと考えられ、明確なデメリットが少ないのであれば「10. 教育委員会学校教育推進室」の【意見 58】同様、他団体の事例を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。

なお、現在の仕様、契約では、給食配送トラックの保有と架装を委託先に任せ、実質的な長期継続契約を行うことで、安定的な業務供給と経済性の双方を追求、重視されているが、一方で、業者間の競争原理によって業務の効率性、サービス価値の向上を期待できる側面もある点を考慮していくことが望まれる。

【意見 64】 学校給食配送業務委託等の予定価格の積算について（表 1、2、3、4、5、6、7）

前年度実績を参考に予定価格を積算しているが、これは給食配送安全履行や給食調理安全履行を重視していることから前年度実績金額を参考に予定価格を決定しているとの説明を受けている。

しかし前年度実績金額を利用した予定価格は、本件を実質的な長期継続契約としたメリット（例えば長期継続契約による単年度契約上の単価の削減や年度毎の逓減）を十分に活かす機会を失っていると考えられる。

前年度実績金額だけでなく、例えば他から見積りを入手して検討する等により予定価格を積算することが望ましい。

【意見 65】 学校給食配送業務委託等の相見積りの実施について（表 1、2、3、4、5、6、7）

前年度実績を参考に予定価格を積算し、委託先からの見積書と比較したうえで契約上の単価を決定しているとのことであるが、結果として前年度実績金額がベースとなった契約上の単価となっている。

しかし前年度実績金額がベースとなった契約上の単価は、本件を実質的な長期継続契約としたメリット（例えば長期継続契約による単年度契約上の単価の削減や年度毎の逓減）を十分に活かす機会を失っていると考えられる。

少なくとも複数の見積りを入手する等により、相見積りの実施を行い、委託先からの見積書と比較し、経済性の観点から契約上の単価の妥当性を毎年検証することが望まれる。

【意見 66】 学校給食配送業務委託等の実績確認・評価について（表 1、2、3、4、5、6、7）

学校給食配送業務、学校給食調理等業務の完了確認の方法として、「委託業務履行状況報告書」に基づき、委託先の関係者ではない各拠点（給食センター、各共同調理場、各学校）の所属長から業務実績に関する評価について回答を入手している。

その内容を確認したところ「良」の項目に「△」を付している項目、「否」の項目に「○」を付している場合があるものの、最終判断としてはいずれも「適任である」とされていた。このように内容に判断が必要な場合、学校給食課の担当者から各拠点に問い合わせを行い、状況を確認して最終判断をしているとのことであるが、検討結果は残されていない。

当該報告書は委託先の業務評価を行う重要な根拠資料であり、履行状況の確認報告に基づき、より厳格な判断とその判断過程資料を残しておくのが望ましい。

なお、本件の委託業務履行状況報告書の各項目は仕様書に基づいた項目となっており、「良」に「○」と回答されているもの以外については、委託先に改善を指示するだけでなく、改善状況を確認しその書類を保存することが望まれる。

【意見 67】 学校給食調理等業務委託の契約形態について（表 2、3、4、5、6、7）

本件は平成 20 年度から平成 23 年度にプロポーザルの随意契約を実施し、その後の 4 年間に関しては「各契約年度の業務履行状況が「良」と認められる場合」という条件付で委託先と前年度の委託料を基に毎年随意契約を行うこととしており、実質的には「地方自治法第 234 条の 3」に規定する長期継続契約に類する契約形態となっている。

これは、本件が「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による長期継続契約が締結できないとの解釈を前提とし、給食調理業務を安定的に実施することが必要であること等から実質的な長期継続契約としているとの説明を受けている。

すなわち本件に関して長期継続契約で契約するメリットは大きいものと考えられ、明確なデメリットが少ないのであれば「10. 教育委員会学校教育推進室」の【意見 58】同様、他団体の事例を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。

【意見 68】 学校給食調理等業務委託の予定単価の積算について（表 2、3、4、5、6、7）

本件の契約単位は、学校給食センター（表 2）、単独調理校（予定食数が概ね同じとなるように単独調理校 8 校を 4 分割して契約（表 3～

6))、共同調理場(表7)となっている。なお、いずれも契約内容は同一となっている。

各契約に関して委託先からは見積書を収受し、それを基準に契約額を決定しているが、当該委託額を予定食数で割った委託単価が同一業者による見積りであってもバラつきが見られる。委託額には変動費だけでなく固定費をも含まれるため、委託単価が必ずしも均一になるとは限らないかもしれないが、予定単価が妥当であるかどうかの検証を毎年実施することが望まれる。

【意見 69】 学校給食調理等業務委託の契約保証金について (表 2、3、4、5、6、7)

契約保証金について、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除とされている。

本件においては、代理履行業者を含めた三者契約となっており、実質的な契約不履行リスクは通常よりも低いと考えられ、この点で当該三者契約は契約保証金収受の目的の一部を果たしていると考えられる。しかし、委託先が契約を履行しないこととなるおそれがないことを示す明確な根拠資料はなく、契約不履行のおそれがないとは判断できない。

契約金額が 500 万円を超える場合には、履行保証保険証書を手に入れる必要がある(「委託料、使用料及び賃借料の契約事務の取り扱いについて(通知)平成 12 年 3 月 10 日付 調度課長」)ことを考慮すると、同規則により契約保証金を免除する場合には、各委託先の財政状況等を検討の上、明確な根拠資料を整備しておくとともに内容を文書化しておくことが望ましい。

【意見 70】 東大阪市玉串共同調理場学校給食調理等業務委託の代理業者の設定について (表 7)

本件については、委託先が何らかの理由で業務履行できない場合に対応できるよう、代理業者を委託先が選定し、委託先、代理業者を含めた三者契約しているが、委託先が(株)南テストィパル(代理:前記と代表者が同じである(株)テストィパル)となっている。代理業者は食中毒の発生や委託先の倒産時に対応する目的で契約上設けていることであるが、委託先と代理業者の法人格は異なるものの代表者が同じある場合、代理業者を設ける本来の目的が失われることになる。代理業者の設定に関しては、目的が達成されるよう配慮することが望まれる。

【意見 71】市立単独調理校廃棄物（生ごみ）収集処理業務委託の随意契約理由について（表 8）

随意契約理由として、回収場所が市内の 31 校に上り、1 業者では指定した時間内に回収が難しいと考えられるため、市内の業者が加入している組合と随意契約をしているとの説明を受けている。

しかし、各学校での調理廃棄物（生ごみ）の収集は処分許可業者であれば十分実施可能であり、現行の契約においても実際の業務を行っているのはこれらの処分許可業者である。また収集対象区域を異なる区域ごとに複数の業者を選定することも可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

収集対象地域を区分した場合、同一の業務に複数の業者を選定することの事務管理コスト等も考慮する必要があるが、複数の業者が競争することによる経済的なメリットも比較考慮し検討することが望ましい。

契約方法に関しては、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の対応を行うことが望まれる。

なお、本件では随意契約理由を書面にて記載した書類が見られなかった。担当部署からは今後改善するとの説明を受けているが、適切に記載し保管することが望まれる。

【結果 24】市立単独調理校廃棄物収集処理業務委託の相見積りの実施について（表 8）

委託先 1 者の見積書に基づいて契約単価を決定しており、相見積りを実施していない。

しかし、東大阪市財務規則第 108 条に、「令第 167 条の 2 の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき若しくは 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他 2 人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施し、契約額について、経済的観点からみた妥当性を検証すべきである。

【意見 72】市立単独調理校廃棄物収集処理業務委託等の実績確認・評価について（表 8、9）

市立単独調理校、学校給食センター、共同調理場廃棄物収集処理業務の完了確認の方法として、毎月委託先から「業務実施報告書」を収受し、委託先の履行状況を確認されているが、本委託業務に対する評価は実施されていない。

特に本件のように随意契約による委託契約を実施する場合には、例えば学校給食配送業務、学校給食調理等業務で実施されているような「委託業務履行状況報告書」を作成し、各学校長等所管部署の所属長の評価によるフィードバックを受ける等、委託先の業務実績評価を実施し、恒常的に高品質かつ効率的な業務を提供してもらうように努めることが望ましい。

【意見 73】 学校給食センター・共同調理場廃棄物収集処理業務委託の随意契約理由について（表 9）

本契約では、随意契約理由として、有利な価格で契約ができると見込まれるため「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号」に基づき随意契約としている。

ここで「同第 7 号」では、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」とされているが、これに対応して学校給食課では別の業者 1 者から見積書を収受しているのみである。本件は処分許可業者であれば実施することは可能であり、本市の登録業者も多数あることから、複数業者から見積を収受することは比較的容易に実施できると考えられ、この業者 1 者の見積書のみをもって、「同第 7 号」の「時価に比して著しく有利な価格」であるとするのは十分でないと考えられる。「同第 7 号」の「判断基準は明確にできるものではない」（東大阪市随意契約ガイドライン 平成 21 年 4 月 1 日）としても「同第 7 号」の適用にあたっては「市場調査を行う等、慎重に決定する必要」があり、市場調査といえるよう少なくとも複数の業者から見積書を収受し検討を行う等の対応を行うことが望まれる。

なお、本件では随意契約理由を書面にて記載した書類が見られなかった。担当部署からは今後改善するとの説明を受けている。

【意見 74】 学校給食センター及び共同調理場生ゴミ処理機保守点検業務委託等の随意契約理由について（表 10、11、12、17、19）

本契約では、随意契約理由として、構造、特性に熟知した機械購入先であるためとの説明を受けている。確かに委託先は販売もしくは設置し

た機械の構造、特性に熟知しており、保守点検業務も一定の信頼感を持って任せられる等の利点も多くあると考えられる。

しかし、本件は同業他社でも実施可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

機器の保守点検業務は機器が正常に動作するために行う業務であり、必ずしも経済性のみ注視して契約先を決めるものではないが、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の対応を行うことが望まれる。

また、当該機器の購入時にこのような保守業務委託も含めたライフサイクルコストを基準に委託先を決定することも有効であったのではないかと思料する。なお、その際には委託先から提案された保守等の予定コストが実際コストと整合しているか継続的に検証していくことが望まれる。

【結果 25】 学校給食センター及び共同調理場生ゴミ処理機保守点検業務委託等の相見積りの実施について（表 10、11、12、14、15、16、17、18、19）

委託先1者の見積書に基づいて契約単価を決定しており、相見積りを実施していない。

しかし、東大阪市財務規則第108条に、「令第167条の2の規定により随意契約によるうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」とあり、相見積りの実施を省略できる場合とは、「予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときのみである。」と規定されている。相見積りを実施し、契約額について、経済的観点からみた妥当性を検証すべきである。

なお、結果として平成19年度から平成23年度（学校給食センター等生ゴミ処理機保守点検業務委託）、平成19年度以降（厨房機器保守点検、学校給食センター等昇降機保守点検、学校給食センター自家用電気工作物保安管理、学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務委託）又は平成20年度以降（厨房機器保守点検、学校給食センター自動扉保守点検業務委託）において、本件の契約金額は一定であったとの説明を受けている。

【結果 26】 学校給食センター及び共同調理場生ゴミ処理機保守点検業務委託の再委託について（表 10）

委託先から収受しているゴミサー保守点検表によれば、保守点検業務について、実際は委託先ではなく、別業者により業務が実施されている。

なお当該別業者は機器製造メーカーであるものの業者登録されていない。

委託先立会のもと業務を行っている等の理由があるものの、上記の状況は、実質再委託にあたりと考えられる。契約条項で再委託は原則禁止としており、再委託が認められるのは市による承認を得た場合のみであるが、市からの再委託の承認も得られていない。

再委託の事前承認を市からもらっておくとともに、ゴミサー保守点検表には委託先名を記載しておくべきである。

【意見 75】 学校給食センター機械設備保守点検業務委託の作業完了報告書への押印について（表 13）

本件においては、毎月業者から作業完了報告書を収受しているが、2013年4月及び5月分の作業完了報告書には委託先の社印が押印されていない。また2013年6月から2014年3月の期間においても、作業完了報告書に付随する点検報告書においては委託先の社印が押印されていたものの、作業完了報告書には委託先の社印が押印されていない。作業完了報告書は、作業確認のための重要な証憑であり不備のない書類を入手するよう留意することが望まれる。

【意見 76】 学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託の随意契約理由について（表 18）

随意契約理由として、契約の安定的供給につながることから、「東大阪市長期継続契約に関する条例」第2条第2項に基づく随意契約として記載されている。

長期継続契約のメリットについては理解できるものの、本件は例えば「関西電気保安協会」等の同業他社でも実施可能と考えられ、上記は十分な随意契約理由にはなっていないと考えられる。

本件は契約に基づく安定的なサービスの供給が求められる業務であり、必ずしも経済性のみを注視して契約先を決めるものではないため、例えばプロポーザルの随意契約を検討する等の対応を行うことが望まれる。

1 2. 教育委員会 社会教育部 文化財課

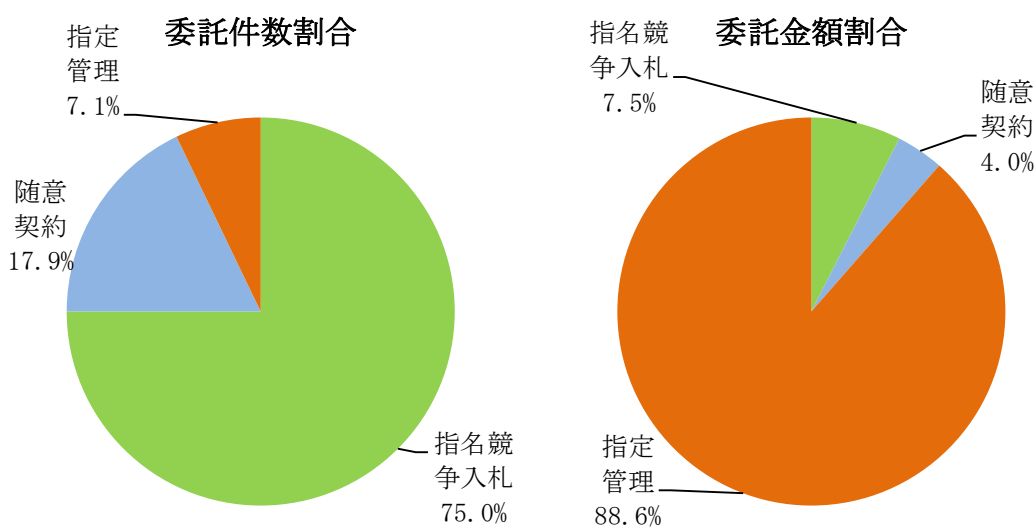
(1) 文化財課の概要

文化財の指定及び調査、文化財の保護に関する業務を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

平成 25 年度における委託方法の件数・金額の割合の状況は以下の通りである。

| 区分 | 委託件数 | | 委託金額（千円） | |
|--------|------|--------|----------|--------|
| | | 割合 | | 割合 |
| 一般競争入札 | — | — | — | — |
| 指名競争入札 | 42 | 75.0% | 9,183 | 7.5% |
| 随意契約 | 10 | 17.9% | 4,853 | 4.0% |
| 指定管理 | 4 | 7.1% | 108,584 | 88.6% |
| 合計 | 56 | 100.0% | 122,620 | 100.0% |



平成 25 年度における委託金額は 122,620 千円であり、件数ベースでは指名競争入札が 75.0% を占めるものの、金額ベースでは指定管理が 88.6% を占めており、数件の大型委託業務として指定管理が執行されている。

(3) 事業別監査の結果

① 主な委託事業の一覧

| | | |
|---|------|----------------------|
| 1 | 委託内容 | 鴻池新田会所指定管理に関する協定 |
| | 委託先 | (公財)東大阪市文化振興協会【外郭団体】 |

| | | | |
|----------------|--|----------|--------|
| 委託方法 | 指定管理（非公募） 地方自治法第 244 条 の 2 及び鴻池新田会 所条例 | 委託金額（千円） | 37,683 |
| 非公募 の理由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針 2(2)③ イ 「公募によって選定することにより、公の施設の設置目的 や管理運営に支障がでるおそれがあるため」 | | |
| 委託先 選定方法・理由 | 国の重要文化財、史跡である同施設は、管理運営において 高い専門性、地域との連携が必要であり、公募によって選 定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障 がでる恐れがあるため、「指定管理者制度運用会議」におい て非公募と決定し、従来からの指定管理者である同団体を 指定管理者としている。 | | |
| 保証金 | 指定管理者制度の契約保証金は規定されておらず、徴収し ていない。 | | |
| 実績確認 | 毎年度終了後、事業報告書の提出を求めるとともに、管理 運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施して おり、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。 | | |

| | | | | |
|-----|-------------------------------------|--|----------|--------|
| 2 | 委託内容 | 郷土博物館指定管理に関する協定 | | |
| | 委託先 | (公財)東大阪市文化振興協会【外郭団体】 | | |
| | 委託方法 | 指定管理（非公募） 地方自治法第 244 条 の 2 及び東大阪立 郷土博物館条例 | 委託金額（千円） | 30,391 |
| | 非公募 の理由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針 2(2)③ イ 「公募によって選定することにより、公の施設の設置目的 や管理運営に支障がでるおそれがあるため」 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 各種資料の展示事業、講座・見学会等に普及啓発事業を行 う同施設は、管理運営において高い専門性、地域との連携 が必要であり、公募によって選定することにより、公の施 設の設置目的や管理運営に支障がでる恐れがあるため、「指 定管理者制度運用会議」において非公募と決定し、従来か らの指定管理者である同団体を指定管理者としている。 | | |
| 保証金 | 指定管理者制度の契約保証金は規定されておらず、徴収し ていない。 | | | |

| | |
|------|--|
| 実績確認 | 毎年度終了後、事業報告書の提出を求めるとともに、管理運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施しており、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。 |
|------|--|

| | | | | |
|------|--|--|----------|--------|
| 3 | 委託内容 | 旧河澄家指定管理に関する協定 | | |
| | 委託先 | (公財)東大阪市文化振興協会【外郭団体】 | | |
| | 委託方法 | 指定管理（非公募） 地方自治法第244条の2及び旧河澄家条例 | 委託金額（千円） | 21,817 |
| | 非公募の理由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針2(2)③イ「公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障がでるおそれがあるため」 | | |
| | 委託先選定方法・理由 | 市の民俗文化財、史跡である同施設は、管理運営において高い専門性、地域との連携が必要であり、公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障がでる恐れがあるため、「指定管理者制度運用会議」において非公募と決定し、従来からの指定管理者である同団体を指定管理者としている。 | | |
| | 保証金 | 指定管理者制度の契約保証金は規定されておらず、徴収していない。 | | |
| 実績確認 | 毎年度終了後、事業報告書の提出を求めるとともに、管理運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施しており、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。 | | | |

| | | | | |
|-----|-----------------------------|---|----------|--------|
| 4 | 委託内容 | 埋蔵文化財センター指定管理に関する協定 | | |
| | 委託先 | (公財)東大阪市文化振興協会【外郭団体】 | | |
| | 委託方法 | 指定管理（非公募） 地方自治法第244条の2及び東大阪市立埋蔵文化財センター条例 | 委託金額（千円） | 18,693 |
| | 非公募の理由 | 公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針2(2)③イ「公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障がでるおそれがあるため」 | | |
| 委託先 | 市内で出土した考古遺物を収納、展示、活用する同施設は、 | | | |

| | |
|---------|--|
| 選定方法・理由 | 管理運営において高い専門性、地域との連携が必要であり、公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障がでる恐れがあるため、「指定管理者制度運用会議」において非公募と決定し、従来からの指定管理者である同団体を指定管理者としている。 |
| 保証金 | 指定管理者制度の契約保証金は規定されておらず、徴収していない。 |
| 実績確認 | 毎年度終了後、事業報告書の提出を求めるとともに、管理運営及び事業の評価として、管理運営状況評価を実施しており、評価の結果は市ウェブサイトで公表している。 |

| | | | | |
|---|----------------|---|---------|-----------|
| 5 | 契約内容 | 埋蔵文化財緊急発掘調査等業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)若草建設 | | |
| | 契約方法 | 指名競争入札 (単価契約) | 契約額(千円) | 4,969(総額) |
| | 契約方法根拠 | 地方自治法施行令第167条第1号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 専門性の高い仕様であり、発掘調査等文化財業務の実績のある業者の中での入札が必至であることから1号の指名競争入札とした。 埋蔵文化財発掘調査業務の登録業者のうち本市での業務経験を考慮し7者を選定。 当該業者で指名競争入札を実施し、7者が入札を行った。 入札の結果、入札金額が最も低い業者を委託先として選定した。 | | |
| | 予定価格 積算方法 | 予定単価は大阪府提供の公共工事設計労務単価に基づき独自に積算している。(契約は単価契約である。) | | |
| | 契約保証金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実績確認 | 委託先作成の報告書と完了届が提出され、文化財課課員が履行内容を確認している。 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|
| 6 | 契約内容 | 埋蔵文化財発掘調査出土遺物整理業務委託 | | |
| | 委託先 | (株)文化財サービス | | |
| | 契約方法 | 指名競争入札 | 契約額(千円) | 2,898 |
| | 契約方法根拠 | 地方地自法施行令第167条第2号 | | |
| | 委託先 選定方法・理由 | 当該委託契約は、以下の3期間を対象としている。 《その1》平成25年8月14日～平成25年10月18日 | | |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>《その2》平成25年11月22日～平成26年2月14日 《その3》平成26年2月28日～平成26年3月31日</p> <p>専門性の高い仕様であり、出土遺物整理業務は文化財業務の実績のある業者の中での入札が必至であることから2号の指名競争入札とした。</p> <p>埋蔵文化財発掘調査出土遺物整理業務の登録業者のうち本市での業務経験を考慮し7者（その2：6者、その3：5者）を選定。</p> <p>当該業者で指名競争入札を実施し、7者（その2：6者、その3：5者）が入札を行った。</p> <p>入札の結果、入札金額が最も低い業者を委託先として選定した。</p> <p>なお、同様の契約として以下の契約があり、契約内容、契約方法、契約方法根拠、業者選定方法・理由は本契約と同じである。</p> <p style="padding-left: 40px;">相手先：(株)地域文化財研究所 契約額：1,150千円</p> |
| 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は作業単価に数量を乗じて独自に積算している。 |
| 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 |
| 実 績 確 認 | 委託先作成の業務完了届を確認している。 |

| | | | | |
|---|--------------------|---|----------|-------|
| 7 | 契 約 内 容 | 分布調査業務委託 | | |
| | 委 託 先 | クボタシステム開発(株) | | |
| | 契 約 方 法 | 随意契約 | 契約額 (千円) | 1,995 |
| | 契 約 方 法 根 拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | |
| | 委 託 先 選定方法・理由 | 窓口業務で同種のシステムを利用している大阪府下の市町村のシェアを考慮し、また、GIS (Geographic Information System: 地理情報システム) を利用した同種の窓口業務に対応したシステムがないため、随意契約するもの。 | | |
| | 予 定 価 格 積 算 方 法 | 予定価格は積算していない。 | | |
| | 契 約 保 証 金 | 東大阪市財務規則第117条第3号により免除 | | |
| | 実 績 確 認 | システム改良を加えたデスクトップパソコンの納品を受けている。 | | |

② 結果及び意見

【意見 77】 鴻池新田会所等の非公募による指定管理者の選定について (表 1、2、3、4)

市は、専門性の高い仕様であり、文化財管理業務の実績のある業者であることから、公募することなく外郭団体である（公財）東大阪市文化振興協会を指定管理者として指定している。最近では文化財である施設の指定管理を公募している自治体も多く、ノウハウを蓄積している民間事業会社も増えており、コスト削減や文化財の利活用、保存について民間のノウハウを得るという観点から、公募することが望ましい。

また、委託の透明性、公平性の観点からも、第三者の事業参入の機会を与えない非公募による指定管理者の選定は適切とは言えず、公募による指定管理者の選定の検討が望まれる。

非公募による指定管理者を選定する場合と事後評価については、「9. 建設局 土木部 交通対策室」の【意見 55】を参照のこと。

【意見 78】 鴻池新田会所等の指定管理の契約金額について (表 1、2、3、4)

旧河澄家では、他所にない費目（広告料）や前年度実績のない費目（賃貸料や雑費）が見積書に含まれているが、その内容を確認した形跡がなく、委託先作成の見積りのみをもって契約しているものと判断される。また、見積書の数値と実績数値に乖離があり、これについても見積書入手時の検討が足りていないものと考えられる。さらに、他所でも見積書合計と実績数値合計は近似しているが、見積りの容易な賃借料でも差異が認められた。

東大阪市は、指定管理者の業務実施について、有効性の観点のみならず委託金額の合理性確保の観点からも、過年度実績や他所の見積り状況を踏まえ見積書の内容と実施された内容を十分に比較検討し、疑問点があれば指定管理者と協議することでそのリーダーシップをいかに発揮することが望まれる。

【意見 79】 鴻池新田会所等の指定管理者制度における契約保証金の取扱いについて (表 1、2、3、4)

現在、委託契約の保証金については、東大阪市財務規則第 115 条以降に規定されているが、指定管理者制度への準用は想定しておらず、また、「東大阪市公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」において保証金についての規定がない。このため、実務上も指定管理者からは保証

金を徴収していない。しかし、指定管理者の中には、施設の経営状況の悪化や指定された事業者自身の倒産等の理由で指定管理者自らが撤退する事例も見受けられる。そのため、昨今ではこうした指定管理者の撤退・取り消しを防ぐために、協定時に保証金を納付することを義務付ける地方公共団体も見受けられる。

指定管理者制度について、義務の履行の重要性や履行できなかった場合の市の損失リスクを勘案し、保証金を徴収するか否かの検討が望まれる。

【意見 80】 鴻池新田会所等の実績の評価について（表 1、3、4）

郷土博物館では、来場者にアンケートの記入を依頼し、これを踏まえて、案内板の整備や PR 強化、展示内容の改善などが実施されている。他の施設においてもアンケートを実施し、来場者の利便性の向上、来場者の増加を目指すことが望ましい。

【結果 27】 郷土博物館等の指定管理者からの再委託について（表 2、4）

郷土博物館及び埋蔵文化財センターでの看板設置業務について再委託されているが、これらは再委託として承認を得ている清掃・警備業務及び設備機器の保守点検業務等の業務に含まれておらず、適切な承認を得ていない。

再委託は協定書の条項で原則禁止されており、再委託が認められるのは市による承認を得た場合のみである。再委託する場合には適切な手続きを実施すべきである。

【意見 81】 埋蔵文化財緊急発掘調査等業務委託の指名競争入札における指名者の限定について（表 5）

市は選定基準として、以下を提示している。

<選定基準 1 >

- ① 過去 10 年間で本市の埋蔵文化財緊急発掘調査業務を遂行したことがある者
- ② 本市業者登録での希望業種に埋蔵文化財発掘調査の業務を挙げている者

<選定基準 2 >

平成 24 年度緊急発掘調査単価契約入札で予定価格を超えて入札した者は指名しない。

上記の選定基準1の①によると、この選定基準が設定された時点において過去10年間に委託されていない業者は永久に入札に参加できないこととなる。さらに同じ業者が10年間で2年以上委託先に選定されると、入札に参加できる業者は減少していく一方である。このような選定基準は公平性が阻害されるため、妥当ではない。埋蔵文化財の発掘調査業務にはノウハウが必要であるが、本市周辺さらに近畿地方には埋蔵文化財も多く、そのようなノウハウを持つ業者も多く存在する。過去10年間の受託実績を条件とする場合、本市に限定しなければ特段の問題は生じない。

よって、指名競争入札の条件を極めて厳しく限定するのではなく、ある程度、公平性・競争性を担保できる方向を模索し、さらには条件付き一般競争入札の導入も検討されることが望まれる。

【意見 82】 埋蔵文化財発掘調査出土遺物整理業務委託の指名競争入札における指名方法について（表6）

同契約（その3）において、その2において指名した6業者のうち、上位5社を指名しているが、その3においてその2と同様の入札順位になるとは限らない。したがって、対象となる先を絞らず指名することが望ましい。

【結果 28】 埋蔵文化財発掘調査出土遺物整理業務委託の業務委託契約の完了確認について（表6）

その1及びその2においては文化財課課員により終了報告書と受託者の評価シートを作成しているが、その3においては作成されていない。同一業者が同水準で成果物を提出するとは限らないため、契約の都度評価シートを作成し、成果物が基準をクリアしているか評価する必要がある。

【意見 83】 分布調査業務委託の完了確認について（表7）

システム改良したデスクトップパソコンの納品を受けているが、成果物が想定基準をクリアしているかが明確ではない。したがって、検収に際して、その適切な判断に資するため、チェック項目を一覧にした評価表を作成することが望ましい。

1 3. 財務部 調度課

(1) 調度課の概要

工事・コンサルタント担当においては、工事の請負及び建設工事に係る設計業務委託の契約、契約に入札参加資格の審査、建設工事業者審査委員会に関する業務等を行っている。

物品・役務担当においては、物品の購入・修繕・製造の請負の契約、契約にかかる入札参加資格審査に関する業務等を行っている。

(2) 委託方法・件数・金額の状況

調度課においては、個別の事業の監査は行っていないため該当なし。

(3) 監査の結果

調度課については全庁的に契約事務を司る部署であるため、個別の契約ではなくアンケート調査の結果および各個別契約の監査の結果を端緒として監査を実施した。

① 結果及び意見

【意見 84】 契約に関する規定の一元管理について

今回の包括外部監査において、東大阪市で運用されている契約に関する全ての規定・マニュアル等を把握しようとしたが、それらを体系的に把握した資料はなく、契約に係る規定等を把握することが容易ではなかった。

例えば、平成 12 年の通達が現在も重要なルールとして生きているケースもあり、これらを含めて契約に係る規定等を各所管課が、適時適切かつ網羅的に把握するためには、契約関連規定等の体系図や一覧を作成し明示することが有効であると考えます。

また、各所管課において独自の解釈によるルールが運用されてしまわないように、所管課内で契約に係るルール文書やマニュアルを策定した場合は、契約を統括する調度課に提出し、規定等と不整合な点はないかチェックを受けることが望まれる。

【意見 85】 調度課への合議申請の漏れに対するチェックについて

財務部長通知において、契約予定金額が委託料で 500 万円（使用料及び賃借料のリース物件の場合は 80 万円）を超えるものについては調度課による合議を求めているが、今回の個別に監査対象とした所管課の監

査意見に記載しているように、複数の契約において金額の基準以上であるにもかかわらず調度課の合議を得ていないものがあった。

個別監査において調度課との合議が漏れていた部署

| 部署名 | 結果番号 |
|-------------|-------------|
| 3. 情報化推進室 | 結果 5 |
| 5. 高齢介護課 | 結果 12 |
| 9. 交通対策室 | 結果 19 |
| 10. 学校教育推進室 | 結果 21、結果 22 |
| 11. 学校給食課 | 結果 23 |

これは、合議の申請自体は各申請部署側が行っており、各申請部署の認識不足から合議申請自体が漏れてしまったことが直接的な原因であるが、合議申請が漏れていることを事後的にチェックする仕組みがないことから内部牽制が効いていないことも問題の一端であると考えられる。

財務会計システムへの登録情報などを基に、金額基準を超える契約について漏れなく合議を行っているかを調度課が事後的に検証する等の組織的な対応が望まれる。

【意見 86】 500 万円以下の委託契約の管理について

財務部長通知において、契約予定金額が委託料で 500 万円（使用料及び賃借料のリース物件の場合は 80 万円）を超えるものについては調度課による合議を求めており、これらの契約についてはこのような調度課のチェック機能を十分に発揮している。（契約金額が 500 万円を超えるものは契約額総額のうち約 91%を占めている。）

一方、契約予定金額が委託料で 500 万円（使用料及び賃借料のリース物件の場合は 80 万円）以下の契約に関しては、調度課のチェックが入らず、各所管課に一任する形となっている。

調度課の事務分掌に「契約に係る総括指導に関すること」とあることから、金額的な重要性は低いとはいえ、各所管課への牽制機能を発揮するためにも、金額の基準以下の契約についても分析を行う、あるいは事後的にサンプルで検証する等何らかのチェックを行うことが望まれる。

【意見 87】 最低制限価格の設定について

一般競争入札及び指名競争入札の場合においては、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最

低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができるとされている（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

現在の東大阪市における最低制限価格の設定については、各所管課に一任しており、運用方法が統一されていない。

もともと最低制限価格を設ける趣旨は、価格を下げすぎることによる品質の低下に一定の歯止めをかけること、最低限必要な利潤を受注した事業者に配分しないと最低賃金法違反、不法就労、あるいは買ったたき等不健全な経営を助長しかねないことがある。

このような制度の趣旨に鑑みると、最低制限価格の設定について、各所管課に全て一任するのではなく、例えば労働集約的な事業については最低賃金による積算価格を参考に最低制限価格を設ける等、客観的な基準を設けて運用することが望まれる。

【意見 88】 予定価格の文書化について

予定価格とは、地方公共団体が契約をするに際し、契約の決裁担当者がその契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成するものである。

今回の監査対象契約において、この予定価格を設定しているにもかかわらず書類等に明示されていないものがあつた。

上述のように予定価格は契約の決裁担当者の判断に資するものであるので、回議書等において明示することが望まれる。

【意見 89】 契約保証金の徴収に金額基準を設けることについて

地方自治法施行令第167条の16第1項において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」として、契約を締結する場合には契約保証金を徴収することが原則となっている。

一方、この地方自治法施行令による原則的取扱いに対し、東大阪市財務規則第117条において契約保証金を免除できる場合を以下の5つの場合に限定的に列挙している。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。

- (2) 本市が、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 指名競争入札、随意契約又はせり売りにより、契約を締結する場合において契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 法令に基づき、代金の納付について延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。

また、庁内の事務通知によって、契約金額が 500 万円を超える契約については原則として契約保証金を徴収することを実務上の指針としている。さらには教育委員会文化財課のように「過去 3 年間契約不履行がなければ契約保証金は免除する」という取扱いを実施しているところもある。

これらの契約保証金の例外的取扱いのうち、東大阪市財務規則第 117 条に定める 5 つの場合は、「契約の履行を担保する」という契約保証金を徴収する本来の目的を実質的に達成できているもので、地方自治法施行令の規定の趣旨に矛盾するものではない。また、事務通知によって 500 万円という金額の基準を設けていることは、これが契約不履行に至った時に本市の重要な損害を与えない範囲であるとの考え方も理解可能である。

しかし、各所管課が独自に免除についての取扱いを決定している現状は、同一の事業者であっても、契約先の所管課によって取扱いが異なるという不合理を生ずる。

もちろん全ての契約について契約保証金を徴収するか否かを判断するのは現実的ではないが、「契約の履行を担保する」という制度の趣旨を最大限達成できるように、契約の種類や委託先の規模、これまでの契約実績等の多面的な基準を設けて、全庁統一的に運用することが望まれる。

【意見 90】再委託の状況の把握について

基本的に全ての契約について、契約条項で再委託は原則として禁止しており、再委託が認められるのは市による承認を得た場合のみとしている。

しかしこの「市による許可」の方法について、現状決まった様式や方法は無い。

また、今回実施した各所管課へのアンケート調査において、再委託の状況についても調査を行ったが、再委託の状況、金額について「不明である」等所管課が把握していないものも散見された。

再委託を原則として禁止するのは、品質管理、情報管理の面から契約時の予見を超える事態が発生するのを防ぐためであり、再委託をする場合に市による承認を求めるのは、これらのリスクの範囲を予め把握する必要があるからである。

このような趣旨からも、再委託の状況を各所管課において把握することは必須であると考えられるので、契約を締結する際には、定められた様式で再委託に関する調査票のようなものを提出させる等の手続きを行うことが有効と考えられる。

また、再委託の状況を把握した結果、委託事業に占める再委託の割合が非常に高い場合には、その委託先と契約する必要性自体が問われるものとなることにも留意することが望まれる。

【意見 91】 業務委託契約の完了確認について

委託業務の完了時において作成される完了の検査報告書等の様式が各所管課によって様々で、検査者の確認印や承認者の承認印が押印されていないものもある等、その運用方法が統一されていない。

委託した業務等の検査について、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項においては、「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」とし、地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項において、「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。」とされている。

このように市にとって完了の検査は、提供された役務等が当初予定していた品質水準を保っているかを確認するとともに、契約の終了を明らかにし、支払いの手續への移行を認める重要な手續きであるため、業務内容・契約の条項が委託業務ごとに多少異なるとしても、納品物の現品検査・設置検査や、業務終了日の確認、検査の責任者名等最低限明らかにしておくべき項目はいくつか考えられる。

完了確認の責任は、一義的には各所管課にあるものの、より効果的に検査を実施するため、予めある程度検査の項目等を標準化し、その運用の方法もマニュアル等を作成した上で統一することが望まれる。

【意見 92】 財務会計システムへの契約情報の登録の正確性について

各所管課は契約の締結にあたり、予算管理、契約管理、支払管理等の目的のため財務会計システムに契約情報を登録しているが、例えば随意契約の単価契約の場合に、契約方法の選択肢が「随意契約」と「単価契約」の双方があることでどちらを選択すべきか判断ができない。また、契約方法が随意契約であるにもかかわらず指名競争入札と登録されている等登録誤りが散見され、各所管課による財務会計システムへの登録の信頼性に疑問が残る。

管理目的を適切に遂行できるようにするため、財務会計システムへの正確な登録が望まれる。

【意見 93】 財務会計システムの契約情報の有効活用について

市で現在運用している財務会計システムには、全ての契約についてそれぞれ所管課名、種類、金額、相手先など契約に関する事項が登録されており、全庁的な契約状況に関する情報が集約されている。

もちろん、もともと契約管理のためのシステムではないので、契約管理に必要な全ての情報が登録されているわけではないが、全庁的な契約状況の把握、部署別の契約の傾向などを把握することは可能である。

現状においては全庁的な契約の状況を把握・分析することは行われておらず、また、一定の金額以下の契約については調度課の目を通らずに各所管課に一任されていることを思料すると、この財務会計システムの情報を加工・分析し、契約の傾向などを予め把握した上で要点を絞って各所管課にヒアリング等を行うことで、契約の相当性を効率的に確認することは可能と考える。今後においては、財務会計システムの情報を有効活用の方法の検討が望まれる。

なお、例外的な取扱いや法定の開示の事務の遂行をモニタリングするため、財務会計システムへの登録項目を追加することも検討されたい。具体的には、随意契約の際の根拠条項（号）、再委託契約の有無、契約の継続年数等が考えられる。

【意見 94】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号の公表について

東大阪市財務規則第 108 条の 3 において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の随意契約（以下、3 号随意契約、4 号随意契約）については、一定の公表が求められている。

また一方で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び東大阪市財務規則第 108 条の 2 において、予定価格が以下の金額を超えない契

約（少額の契約）については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する随意契約（以下、1 号随意契約）との分類があり、契約の相手先が 3 号随意契約、あるいは 4 号随意契約に該当する場合でも公表を行っていない。

少額である基準

| | |
|---------------|---------------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 1, 300, 000 円 |
| (2) 財産の買入れ | 800, 000 円 |
| (3) 物件の借入れ | 400, 000 円 |
| (4) 財産の売払い | 300, 000 円 |
| (5) 物件の貸付け | 300, 000 円 |
| (6) 上記以外のもの | 500, 000 円 |

もともと公表を行う趣旨は、3 号随意契約については、障害者、高齢者、寡婦福祉に資する団体との取引、4 号随意契約については新商品等を開発する中小企業などとの取引を積極的に公表することで、これらの団体等の事業・商品等を広く知らしめることにある。

したがってこれらの団体等との取引については、金額的に少額として 1 号随意契約という分類ではなく、3 号あるいは 4 号の随意契約として全て公表することが望まれる。

第3章 監査結果の総括

平成26年度の東大阪市包括外部監査では、地方公営企業会計は除く「一般会計等における委託料に係る事務の執行について」をテーマとして取り上げた。

委託（業務委託と指定管理）に関する全般的なアンケート調査やサンプルベースでの各個別事業の委託内容に関する所管部署への質問、関係書類の閲覧等で見えてきた主な現状と課題および方策について、所管部署別課題と全庁的な課題に区別して、以下整理する。

なお、詳細な委託に係る外部監査結果等については「第2章 III. 監査対象部署別監査の結果及び意見」の所管部署別の「結果及び意見」を参照されたい。

1. 所管部署別課題

1-1 委託契約（業務委託）

① 随意契約の課題

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|--|
| <p>アンケート結果から、1) 随意契約による委託の割合が大きいこと、2) 随意契約とする理由には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの）が大半を占めることが明らかとなった。また、随意契約については、委託年度が複数年度、とりわけ5期以上の割合が高いことが判明した。</p> <p>他方、回議書において、随意契約理由の記載のない取引や記載の不十分なケースがあった。また、回議書において随意契約の根拠となる</p> | <p>地方自治法第234条第1項及び第2項によれば、競争性を確保した一般競争入札のみが限定的な取扱いとなっていない。随意契約を予定している案件については、各所管部署の職員が随意契約の必要性を十分に検討することが望まれる。</p> <p>随意契約に関して第2号の適用が多い要因として、同号が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」というあいまいな表現を含んでいる点が挙げられる。やむを得ず、随意契約を締結する場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号への準拠性を慎重に判断し、その判断をする際に、実際に役立つガイドラインを制定することが望ましい。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の根拠条項（号）の記載が誤っていたケースが発見された。</p> | <p>また、有効かつ適切な決裁を実施するために、回議書において随意契約理由等の内容について明確かつ的確に記載することが望まれる。</p> |
|--|--|

② 予定価格の積算、相見積りの実施における十分性

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|--|
| <p>予定価格の設定がされていないケースや予定価格の設定はあるものの、予定価格に委託先事業者の見積額を使用している等、適切でないものがあつた。</p> <p>アンケート及び個別サンプルによれば、予定価格の積算及び見積書について、大半が一者もしくは入手していない状況である。また、複数から見積書を入手して予定価格を積算した場合、比較的落札率が低いことが判明した。</p> | <p>契約形態に関わらず、契約金額の妥当性を吟味するためにも契約前に予定価格の設定をすべきである。予定価格は委託業者の見積額の妥当性を検討するためのものであるため、適切に設定される必要がある。</p> <p>回議書において、意思決定に必要な予定価格を適切に明示することが望まれる。</p> <p>また、東大阪市財務規則に則り、例外を除き複数の見積書を入手すべきである。</p> |

③ 確実な検収確認

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|--|
| <p>委託業務の完了を確認する実績確認について、実施した結果が書類等で把握できないケースや網羅的な作業完了の確認を怠ったケースが発見された。</p> <p>また、業務完了報告書等に委託先の押印が欠落したり、市職員のだれがいつ完了確認したかについて確認証跡が不明確なケースがあつた。</p> | <p>実績確認内容を担当部署の管理職等でも確認できるように、作業完了報告書に検収者の名前、検収日付、その他必要な項目をマニュアル等で明確化し、検収の証跡を残すように担当者を指導することが望まれる。</p> |

④ 実績評価のフィードバック

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|---------|------------|
| | |

| | |
|---|---|
| <p>各種システムの保守業務委託で、委託先から定期的に作業報告を受けているが、作業報告を元に予定工数と実績工数との比較分析を実施していないケースがあった。</p> <p>また、防犯パトロール事業について実績確認の方法として、委託先が市内巡回終了後に提出する事業日報でいつ、どこに、何時間巡回したかを確認しているが、巡回中の気づき事項、例えば、街灯が少なく薄暗い場所の特定、といったことは特に記載されていない場合もあった。</p> <p>なお、文化財関係の指定管理者制度の対象施設でも、来場者にアンケートの記入を依頼していないケースも見受けられた。</p> | <p>委託された公共サービスの評価は、単に経済性や効率性の観点のみならず市民目線や有効性の観点からも実施すべきである。</p> <p>それ故、当初の予定と実績の比較分析を実施したり、リスクの高い気づき事項を入手したり、利用者から定期的なアンケートを実施し利用者のニーズを把握したりすることで、翌年度以降の公共サービスの質を向上させる情報を入手することで、PDCA(プラン・ドゥ・チェック・アクション)サイクルを回し、公共サービスの質のさらなる向上が実現できる。東大阪市が委託者を適時、適切に指導することが望まれる。</p> |
|---|---|

⑤ 再委託

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|---|
| <p>アンケートによれば、再委託金額が「不明」と回答された案件が、再委託件数の半数を占めた。また、再委託を実施する場合は担当部署の管理者の承認が必要となっているが、再委託として承認を得ている業務以外の業務を再委託しているケースが見受けられた。さらに、再委託の金額等の状況を担当部署が十分に把握されていないケースも発見された。</p> | <p>再委託金額の内容が「不明」な状況では、再委託の内容を適切に把握した上で承認行為が実施されているか疑問である。</p> <p>委託業者が再委託する場合は、契約等の記載に準拠して、各担当部署に適宜、再委託の承認を申請するように委託業者を十分に指導すべきである。</p> |

1-2 指定管理者制度（施設等の管理委託）

① 指定管理者への成果指標の明示

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|---------|------------|
|---------|------------|

| | |
|--|--|
| <p>協定書において、事業内容毎の目標としての「成果指標」を具体的に設定しておらず今後、市が指定管理者の業務成果をいかに管理しようとしているか不明確である。</p> | <p>指定管理者制度は、公の施設の一般的な管理、運営方法について、自由裁量の余地を設けて法人その他の団体に委任するものである。しかし、行政は業務を丸投げするのではなく、事前に指標等により目指すべきサービス水準を指示し、事後的には、「事業報告書」等を定期的に入手し、効率的な業務執行と同時に一定のサービス水準を確保できたか否かについて確認することが望まれる。(地方自治法第 244 条の 2 第 7 項、第 10 項)</p> |
|--|--|

② 指定管理者（非公募）の成果のモニタリング強化

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|---|
| <p>指定管理者の管理運営状況の事後的な評価について、公募による指定の場合には「第三者機関による評価」を行い、非公募による指定の場合には「施設の所管課による評価」を行い市のウェブサイトで公表している。</p> | <p>公募による指定の場合に比べ、非公募による指定の場合、指定時の手続が不透明であり、事後的な管理運営状況の評価についてはより透明性が求められる。非公募による指定の場合においてもより客観的な視点から「第三者機関による評価」を行うことで、評価の客観性を担保することが望まれる。</p> |

2. 全庁的な課題

2-1 委託契約（業務委託）

① 業務委託契約に関するモニタリング強化

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|--|
| <p>財務部長通知において、契約予定金額が委託料で 500 万円（使用料及び賃借料のリース物件の場合は 80 万円）を超えるものについては調度課による合議を求めているが、複数の契約において当該金額基準以上</p> | <p>財務会計システムへの登録情報などを基に、金額基準を超える契約について漏れなく合議を行っているかについて、調度課が事後的に検証するなどの対応が望まれる。さらに、調度課が各部署の契約担当者に</p> |

| | |
|--|--|
| <p>の取引であるにもかかわらず、調度課の合議を得ていないケースがあった。</p> <p>各担当部署の職員の認識不足が直接の原因であるが、合議申請が漏れていることを事後的にチェックする仕組みもなく、組織として内部牽制が有効に運用されていない点が問題である。</p> | <p>委託契約に関する研修を定期的実施することも望ましい。</p> <p>なお、財務会計システムへの誤登録が一部見受けられる。現状では財務会計システムデータの利用が行われていないため、実質的に問題が発生していないが、データは契約管理に利用可能なものであり、登録を正確に行ったうえで有効利用することが望ましい。</p> |
|--|--|

② 長期継続契約の対象範囲

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|--|
| <p>「会計」は単年度であり、各会計年度の歳入・歳出は予算にしたがって策定されることから「予算」も単年度が原則となる（地方自治法第208条）。「契約」は法令又は予算にしたがうこととなるため、契約も単年度が原則である。そこで、長期の契約を締結する場合には、予算で債務負担行為として定めておかなければならないとされている（地方自治法第214条）。</p> <p>他方、電気、ガス等の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産賃借契約等は継続的に契約することが想定されるため、地方自治法では上記第214条の例外として、長期継続契約を認めている（地方自治法 第234条の3）。</p> <p>今回のアンケート結果によれば、委託契約のうち、結果として同一の委託先に2期以上の委託をしているケースは、数量ベースで委託全体の75%、金額ベースで85%であっ</p> | <p>長期継続契約については、平成16年度の地方自治法改正で「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、その対象範囲が拡大された（地方自治法施行令第167条の17）。この法改正を受けて、本市も「東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条で下記の範囲で長期継続契約の締結が可能となった。</p> <p>(1) 電子計算機その他の事務用機器の借入れに関する契約</p> <p>(2) 庁舎その他本市の施設の警備、清掃、保守点検等の維持管理に関する委託契約</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結し</p> |

| | |
|---|--|
| <p>た。</p> <p>いくつかの所管部署へのヒアリングによれば、行政サービスの質の安定化や委託契約額の引き下げのメリットがあるものの、現行の東大阪市の条例及び事務取扱要領では、長期継続契約の対象範囲が明確となっていないため単年度契約しか採れないと判断して、随意契約により複数年度、委託するとのことであった。</p> <p>(外国語講師活用業務派遣委託、学校給食配送業務、学校給食調理業務等)</p> | <p>なければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの</p> <p>特に、各委託契約の対象となる業務が、上記条例の第2条第3号に該当するか否かが問題となるが、現状、当該条例の「事務取扱要領」においても具体的な判断基準が明示されていない。他の地方公共団体においてもその対象範囲は統一されていないが、長期継続契約に該当するか否かの判断基準を設けている団体(例えば、神奈川県等)も見受けられる。</p> <p>長期継続契約で契約するメリットは大きいものと考えられ、明確なデメリットが少ないのであれば、他団体の事例(例えば、平成25年3月神奈川県監査委員『行政監査結果報告書』)を十分に検討し、長期継続契約の対象となるか否かの判断基準や追加の事例等を「東大阪市長期継続契約に関する事務取扱要領」に加筆、修正することが望まれる。</p> |
|---|--|

③ 各種規定・マニュアルの充実

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|---|
| <p>既に記述した通り、下記の内容について、担当部署によってその解釈に幅があり全庁的に統合されていない場合や、他の地方公共団体よりもその機能や対象範囲が狭く、委託契約に関する各部署の業務実施が形式的となっている場合が発見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約に関する地方自治法第167条の2第1項第2号の | <p>東大阪市の委託契約に関する各部署の担当者がだれでも容易に、規定の運用を統一して適用できるように規定、マニュアルを充実することが望まれる。</p> <p>また、組織としての内部統制を強化することで誤った業務の執行を早期に発見でき、さらに新たな事業により適合する長期継続契約を法令の範囲で適用できるように規定</p> |

| | |
|--|---|
| <p>適用の解釈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格の算定方法 ・ 委託業務の完了を確認する実績確認の具体的な方法 ・ 委託契約に関する調度課の機能（モニタリング等） ・ 長期継続契約の対象範囲の解釈 | <p>等で明文化することでよりスムーズな業務の実施が可能となるように配慮されたい。</p> |
|--|---|

④ 契約保証金

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|--|
| <p>現状500万円を超える契約について、原則として契約保証金を徴収するとなっているが、実際の運用においては、各担当部署で取扱いや徴収不要の判断が異なっている。500万円を超える契約であるにもかかわらず、契約保証金を受け取っていないケースがあった。</p> | <p>契約保証金免除の判断は全庁的に整合するものである必要がある。したがって、契約保証金の免除の取扱いについて、各部署の現状を十分に把握し、東大阪市として統一的な取扱いについて、協議すべきである。</p> |

2-2 指定管理者制度（施設等の管理委託）

① 指定管理者（外郭団体）の独立に向けた支援

| (現状と課題) | (結果/意見の概要) |
|--|---|
| <p>今回、サンプルとして抽出された指定管理事業について、外郭団体統廃合方針に基づき、非公募で東大阪市の各種施設の指定管理者となっている。外郭団体の経営陣には東大阪市関係者も含まれており、人的にも資金的にも市からの独立性を十分に確保しているとはいえない状況にある。</p> | <p>総務省の平成19年1月31日の通知の通り、指定管理者の選定には透明性の高い手続きが求められる。今後、公募の可能性も視野にいれて、民間企業と競争していくためにも、中期的には外郭団体の市からの独立性の確保は必須と考えられる。各外郭団体が、組織として市からの自立化を図るためには、当面、市は各外郭団体の自立化を支援することが望ましいと考える。</p> |

以上、委託料の事務執行に関する主な現状と課題、結果/意見の概要について総括した。

限られた行政資源を最大限に活用し、質の高い公共サービスを住民に提供し続けるためには、東大阪市がすべての事業を直営で行うのではなく、民間との協働を重視するとともに、財・サービスの調達における透明性・公平性・競争性を確保することは必須と考えられる。平成23年4月に行政刷新会議が公表した「公共サービス改革プログラム」においても、随意契約・一者応札の見直しといった競争性・透明性の確保、予定価格の算定のあり方や総合落札方式の改善等の調達・契約方式の多様化といった『調達改革の推進』とともに、包括協定等の手法・担い手の多様化、民間委託が可能な業務の拡大等を含む『地域の公共サービス改革』について、その推進が強調されている。

「東大阪市新集中改革プラン」においても、協働の一形態として「委託」による予算執行が重要な役割を担っており、各種事業の業務委託や指定管理者制度による施設等の管理委託は今後も重要な施策の一つと位置づけられる。施策の実施にあたり、公金を扱う立場から法令等への準拠性や契約等の機会の公平性の担保は当然ながら、新たな業務に適合するよう諸規定等の見直しや、有効かつ効率的な事務執行についての事後検証等にも十分に配慮すべきである。

さらに、業務執行が適正に実施されるために、職員への教育訓練や中期的な視点による外郭団体の自立化に向けた支援、委託事業の実施に際し担当部署以外の組織による全庁的な観点からモニタリングの実施等も、自律的な行政運営に欠かせないものとする。

今後、地方公共団体は「公共サービスの担い手」としてのみならず、「公共サービスの買い手」として、そのリーダーシップをいかんなく発揮しなければならない。東大阪市におかれても、常に市民目線で、現状に適合した自律的な組織運営のための組織の構築、行政運営方法の見直し等を継続して実施すべきことを強く希望する。

以上

用語解説

| 用語 | 内容 | 初出頁 |
|---------|--|-----|
| 指定管理者制度 | 体育施設、文化施設、公園などの「公の施設」の管理を法人その他の団体に代行させる制度 | 3 |
| 一般競争入札 | 公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法 | 4 |
| 指名競争入札 | 地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法 | 4 |
| 随意契約 | 地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法 | 4 |
| 予定価格 | 地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要なもの | 5 |
| 相見積り | 契約締結前に、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して、複数の者から見積書を提出させる行為 | 8 |
| プロポーザル | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約のうち、一定の条件を満たす提案者から業務委託等にかかる企画・技術等の提案を受け、その中から価格及び意欲・実績・能力・実施体制等を総合的に評価し、企画内容として優秀で、地方公共団体にとって最も有利な提案をした業者を受託候補者に決定する方法 | 8 |
| モニタリング | 締結した委託契約等の実施後に、えられた結果が当該契約等の内容に適合しているか否かを、日常的かつ継続的に査閲・点検すること | 10 |
| 契約保証金 | 発注する請負契約等の締結時に、契約者が契約を履行しないことにより発注者が被る損害に備えて、契 | 14 |

| | | |
|--------|---|-----|
| | 約者から契約金額の一定額を保証金として納付させるもの | |
| 最低制限価格 | 工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度 | 1 5 |
| 特定随意契約 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する契約 | 1 8 |
| 合議 | 起案の内容が他の部課の事務に関係があるときに、当該起案文書を関係する他の部長又は課長の意思表示を入手する行為 | 3 7 |
| 回議書 | 事業や事案の処理に際し、関係を有し、その決定内容に意見を表明すべき職位にある者による事案決定への意思表示を記載した文書 | 6 7 |